

平成29年度 第1回鶴岡市都市計画審議会

配付資料一覧

- 1 次 第
- 2 名 簿
- 3 席次表
- 4 資 料
- 5 参考資料

(1) 鶴岡市都市計画審議会条例

平成29年度第1回 鶴岡市都市計画審議会

日時 平成29年4月14日(金) 9:30~
会場 鶴岡市役所6階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介、定数報告
- 4 審 議
 - (1) 都市計画用途地域の変更
 - (2) 都市計画高度地区の変更
 - (3) 都市計画特別用途地区の変更
- 5 意見聴取
 - (1) 緑の基本計画
- 6 その他
- 7 閉 会

平成29年度 第1回鶴岡市都市計画審議会 委員名簿

自 平成29年 4月 1日
至 平成29年 7月31日

第1号委員 市議会の議員

鶴岡市議会議員	神 尾 幸
鶴岡市議会議員	渋 谷 耕 一
鶴岡市議会議員	菅 原 一 浩
鶴岡市議会議員	今 野 美奈子
鶴岡市議会議員	加 藤 太 一
鶴岡市議会議員	富 樫 正 毅

第2号委員 学識経験者

鶴岡商工会議所会頭	早 坂 剛
山形大学農学部名誉教授	上 木 勝 司
山形県建築士会鶴岡田川支部長	斎 藤 留 吉
山形県宅地建物取引業協会鶴岡地区長	阿 部 俊 夫
鶴岡市農業委員会会長	三 浦 伸 一

第3号委員 関係行政機関又は山形県の職員

国土交通省酒田河川国道事務所長	赤 城 尚 宏
庄内森林管理署長	松 浦 安 剛
鶴岡警察署長	奥 山 啓
山形県庄内総合支庁建設部長	上 野 金 重
山形県庄内総合支庁産業経済部長	木 村 和 浩

平成29年度 第1回鶴岡市都市計画審議会 席次表(敬称略)

日時:平成29年4月14日(金)9:30~
場所:鶴岡市役所6階 大会議室東・西

会 長
山形大学農学部
名誉教授 上木 勝司

鶴岡市議会議員
神尾 幸

鶴岡市議会議員
渋谷 耕一

鶴岡市議会議員
菅原 一浩

鶴岡市議会議員
今野 美奈子

鶴岡市議会議員
加藤 太一

鶴岡市議会議員
富樫 正毅

山形県建築士会
鶴岡田川支部長
斎藤 留吉

山形県宅地建物取引業協会
鶴岡地区長
阿部 俊夫

鶴岡市農業委員会
会長
三浦 伸一

国土交通省酒田河川国道事務所
所長 赤城 尚宏

庄内森林管理署
署長 松浦 安剛

鶴岡警察署
署長 奥山 啓
(代理)交通課長

庄内総合支庁建設部長
上野 金重
(代理)道路計画課課長補佐

庄内総合支庁産業経済部長
木村 和浩
(代理)地域産業経済課
商工労政専門員

事務局

事務局

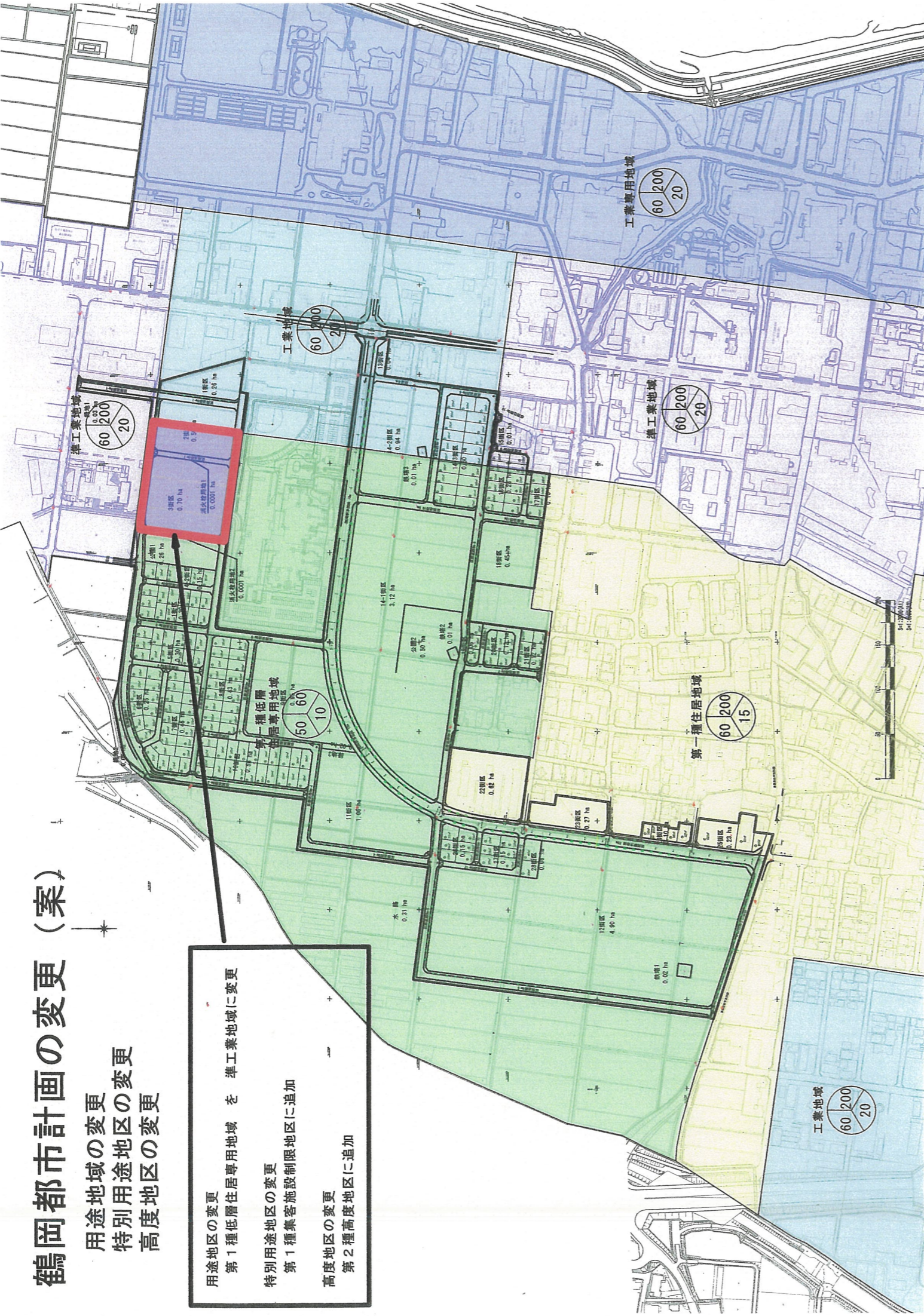
事務局

事務局

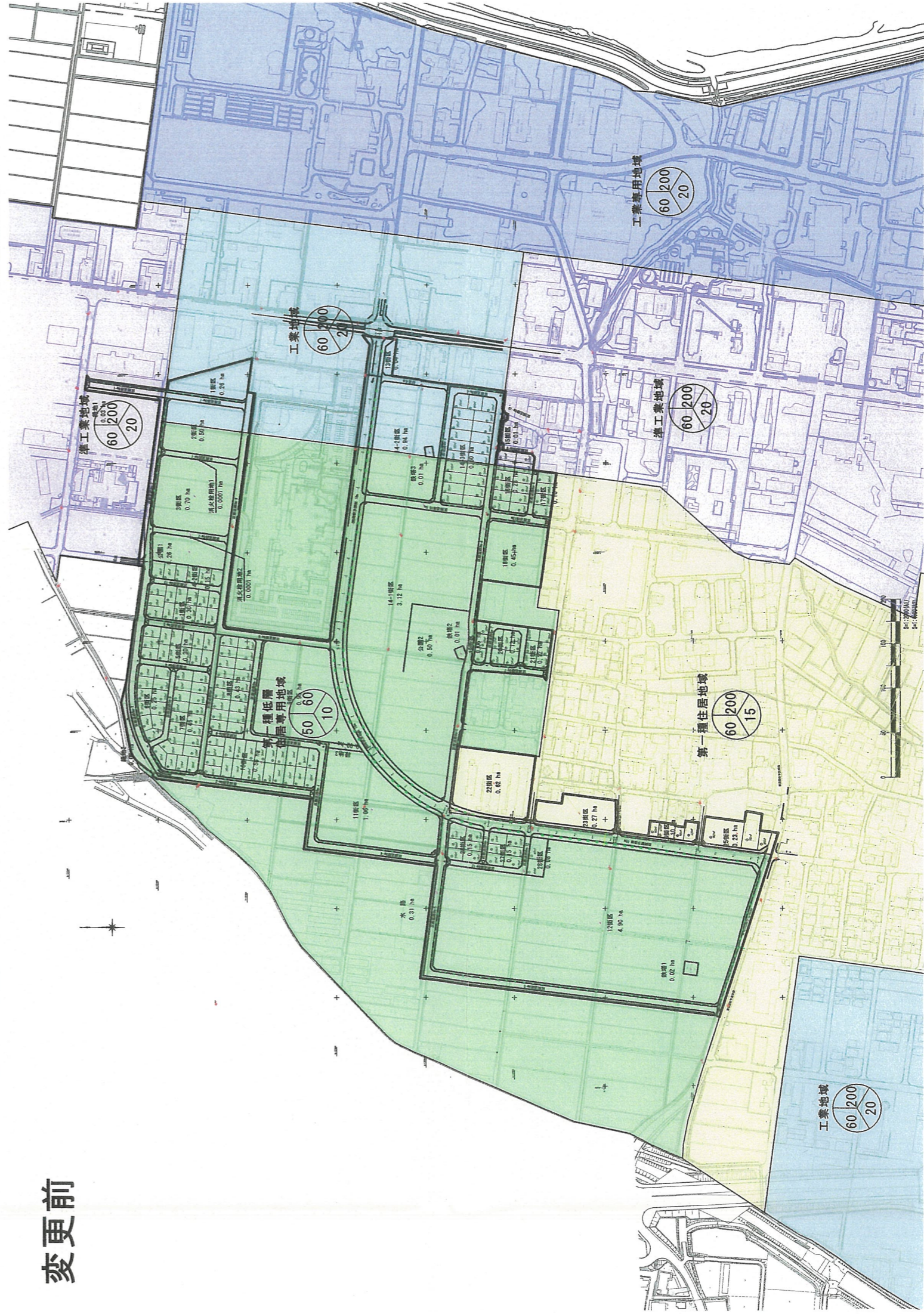
鶴岡都市計画の変更(案)

用途地域の変更
 特別用途地区の変更
 高度地区の変更

- 用途地区の変更
- 第1種低層住居専用地域を準工業地域に変更
- 特別用途地区の変更
- 第1種集客施設制限地区を追加
- 高度地区の変更
- 第2種高度地区を追加



変更前



鶴岡都市計画用途地域の変更（鶴岡市決定）

計 画 書

平成28年度

山 形 県 鶴 岡 市

新旧対照表

鶴岡都市計画用途地域の変更（鶴岡市決定）

上段：変更前

下段：変更後

鶴岡都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の 後退距離 の 限 度	敷地面積の最低限度	建築物の 高さの 限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 231 ha	6/10以下	5/10以下	1.0m		10m	
	約 <u>230 ha</u>						
小 計	約 26 ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	-	10m	
	約 257 ha						
	約 <u>256 ha</u>						
第二種低層住居 専用地域	約 8.5 ha	10/10以下	6/10以下	1.0m	200㎡	12m	
第一種中高層住居 専用地域	約 258 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
第二種中高層住居 専用地域	約 503 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
第一種住居地域	約 196 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
第二種住居地域	約 353 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
	約 9.1 ha	20/10以下	8/10以下				
小 計	約 362 ha						
近隣商業地域	約 24 ha	20/10以下	8/10以下	-	-	-	
	約 47 ha	30/10以下	8/10以下				
小 計	約 71 ha						
商業地域	約 137 ha	40/10以下	8/10以下	-	-	-	
準工業地域	約 274 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
	約 <u>275 ha</u>						
工業地域	約 204 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
工業専用地域	約 57 ha	20/10以下	6/10以下	-	-	-	
合 計	約 2,327 ha						

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

具体的理由書

当該区域は、鶴岡市茅原北地区まちづくり計画書において、「福祉・医療ゾーン」に位置付けられ、平成27年3月に開院した山形県立こころの医療センターと関連する福祉・医療関係施設の誘致や福祉関連施設の集積を促進することにより、利便性の高い土地利用を目指すこととしている。

そのような中、当該区域において養護老人ホーム及び小規模特別養護老人ホーム建設の計画が進められており、福祉・医療ゾーンのまちづくり方針に沿ったまちの形成に資する施設であり、他の土地区画整理施行区域に先立ち実施するため、現在の第一種低層住居専用地域から一定規模以上の建築物が建てられる準工業地域に用途地域を変更するものである。

土地の調書

都市計画を変更する土地の区域

(1) 第1種低層住居専用地域

- イ 追加する区域 な し
- ロ 削除する区域 鶴岡市茅原字草見鶴

(2) 準工業地域

- イ 追加する区域 鶴岡市茅原字草見鶴
- ロ 削除する区域 な し

不適格建築物調書

既存不適格物件 なし

都市計画決定（変更）の経緯表

項 目	内 容
計画決定の推移	<ul style="list-style-type: none"> 旧都市計画法により昭和7年7月13日決定
	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域786ha、工業地域478ha、商業地域103ha
	<ul style="list-style-type: none"> 第1回変更：昭和17年6月2日
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の用途地域の変更。未指定地を含み、1,461.9ha
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回変更：昭和26年3月
	<ul style="list-style-type: none"> 未指定地130.0haを準工業地域に指定
	<ul style="list-style-type: none"> 第3回変更：昭和30年11月24日
	<ul style="list-style-type: none"> 住居専用地域に32.8haを指定
	<ul style="list-style-type: none"> 第4回変更：昭和40年3月17日
	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域705.9ha、商業地域91.3ha、準工業地域98.1ha、
	<ul style="list-style-type: none"> 工業地域128.0ha、計1,023.3haの変更
	<ul style="list-style-type: none"> 第5回変更：昭和42年12月22日
	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域46.2haを準工業地域に変更
	<ul style="list-style-type: none"> 第6回変更：昭和47年7月15日
	<ul style="list-style-type: none"> 一種住居専用地域261ha、二種住居専用地域617ha、住居地域330ha、
<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域42ha、商業地域81ha、準工業地域154ha、工業地域97ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 工業専用地域98ha、計1,680haの変更 	
<ul style="list-style-type: none"> 第7回変更：昭和55年3月28日 	
<ul style="list-style-type: none"> 二種住居専用地域 約2ha削除 	
<ul style="list-style-type: none"> 第8回変更：昭和56年7月7日 	
<ul style="list-style-type: none"> 住居地域 約3ha追加 	
<ul style="list-style-type: none"> 第9回変更：昭和58年2月28日 	
<ul style="list-style-type: none"> 住居地域8ha、工業専用地域13haを準工業地域12ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 工業地域9haに変更 	
<ul style="list-style-type: none"> 第10回変更：昭和61年4月22日 	
<ul style="list-style-type: none"> 住居地域 約1ha削除 	
<ul style="list-style-type: none"> 第11回変更：昭和63年2月26日 	
<ul style="list-style-type: none"> 一種住居専用地域 約18haを削除し、二種住居専用地域13ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 住居地域2ha、準工業地域3haを追加した。 	
<ul style="list-style-type: none"> 第12回変更：平成5年11月30日 	
<ul style="list-style-type: none"> 第一種住居専用地域9ha、第二種住居専用地域7haを削除し、住居地域 	
<ul style="list-style-type: none"> 10haと準工業地域6haを追加した。（鶴岡南部土地区画整理事業による将来土地区画整理事業による将来土地利用に即した用途地域の変更） 	
<ul style="list-style-type: none"> 第13回変更：平成7年4月3日（新用途地域へ指定替え） 	
<ul style="list-style-type: none"> 既用途地域の見直しを含めて都市計画法及び建築基準法の一部を改正 	
<ul style="list-style-type: none"> する法律（平成4年法律第82号）に基づき新用途地域へ指定替えを行った。 	
<ul style="list-style-type: none"> 第14回変更：平成8年5月21日 	
<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域281ha、第一種中高層住居専用地域248ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 第二種中高層住居専用地域398ha、第一種住居地域105ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 第二種住居地域251ha、近隣商業地域44ha、商業地域91ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 準工業地域163ha、工業地域150ha、工業専用地域55ha、 	
<ul style="list-style-type: none"> 計1,786haの変更。 	
<ul style="list-style-type: none"> 第15回変更：平成9年7月14日 	

	<p>第一種低層住居専用地域4haを削除し、準工業地域4haを追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第16回変更：平成10年7月16日 西部土地区画整理事業地内の土地利用計画に合わせた用途変更。 第一種低層住居専用地域20haを削除し、第二種中高層住居専用地域を6ha、準工業地域14haをそれぞれ追加した。 第17回変更：平成16年5月14日 建築基準法等の改正により、第一種住居地域、第二種住居地域、工業地域において建ぺい率が選択可能になったことから、改めて建ぺい率を決定。 第18回変更：平成18年5月31日。 JR鶴岡駅構内であった土地の区域の内、路線以南側の土地の区域を準工業地域から商業地域へ変更 第19回変更：平成25年4月12日 藤島都市計画用途地域、温海都市計画用途地域を鶴岡都市計画用途地域とし、鶴岡西工業に隣接する1.0haの区域を工業地域に指定。 第20回：平成25年8月23日 都市計画道路の廃止・縮小等に伴う路線的な用途地域緩和を廃止するための用途地域の変更。第二種中高層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域へ4.8ha、準工業地域から第二種住居地域へ5.5haの変更。 今回変更：平成29年 月 日 第一種低層住居専用地域から準工業地域へ1.2aの変更。
変更の内容	第一種低層住居専用地域から準工業地域へ1.2aの変更。
変更の具体的な理由	鶴岡市都市再興基本計画や鶴岡市茅原北地区まちづくり計画書の構想等を踏まえて用途地域を変更し、都市の健全な発展を図るものである。
公聴会、説明会等における問題点及び措置	<p>住民説明会 平成29年 3月 7日(火) 2回開催</p> <p>縦覧 平成29年 3月24日(金)～4月8日(金)</p> <p>鶴岡市都市計画審議会 平成29年 4月14日(金)</p>
今後の方針について	適切な土地利用の誘導を図る。

鶴岡都市計画高度地区の変更
(鶴岡市決定)

計 画 書

平成28年度

山 形 県 鶴 岡 市

新旧対照表

鶴岡都市計画高度地区の変更（鶴岡市決定）

上段：変更前

下段：変更後

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度または最低限度
第1種高度地区 (最高限度)	約 987 ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）の定めによる）の最高限度は15メートルとする。
第2種高度地区 (最高限度)	約 448 ha 約 449 ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）の定めによる）の最高限度は20メートルとする。
第3種高度地区 (最高限度)	約 23 ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）の定めによる）の最高限度は35メートルとする。
合 計	約 1,458 ha 約 1,459 ha	ただし 1 適用の除外 （1）工業団地（農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業導入地区）の区域内の建築物で工業の用に供する建築物は当該規定は適用しない。 （2）地区計画により建築物の高さの最高限度を定める区域内の建築物で、当該地区計画の地区整備計画に適合しているものは、当該規定は適用しない。 （3）建築基準法第3条第2項により当該規定が適用されない建築物（以下「既存不適格建築物」という。）において当該規定以下の高さの部分で行う建築については当該規定は適用しない。 （4）既存不適格建築物が、現在の建築物の各部分の高さの範囲内で行う大規模の修繕又は大規模の様替は、当該規定は適用しない。

		<p>2 許可による特例</p> <p>次の各号の一に該当する建築物で市長が都市計画上支障ないと認め、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞いて許可したものにおいては、当該規定は適用しない。</p> <p>(1) 既存不適格建築物のうち、当該建築物を改築する場合、改築前と同一の敷地でこの規定に適合させることが著しく困難で、かつ、改築によりこの規定に適合しない部分を増加させないもので、やむを得ないと認められるもの。</p> <p>(2) 公共施設、公益施設、立地することにより市街地の都市機能が高まるとともに市民の利便性が高まる施設等で、かつ周囲の状況により市街地環境上支障ないと認められるもの。</p>
--	--	---

具体的理由書

鶴岡市都市再興基本計画（鶴岡市都市計画マスタープラン、鶴岡市立地適正化計画）や鶴岡市茅原北地区まちづくり計画の構想に沿ったまちづくり実現のため用途地域を見直した結果、第一種低層住居専用地域に指定していた当該区域を準工業地域に変更することとなった。このことに伴い、当該区域にかかる第2種高度地区を追加するものである。

土地の調書

都市計画を変更する土地の区域

(1) 都市計画第2種高度地区

イ 追加する区域 鶴岡市茅原字草見鶴

ロ 削除する区域 なし

以上。

都市計画決定（変更）の経緯表

項目	内容
計画決定の推移	<p>当初計画決定 平成16年12月 9日</p> <p>第1回計画変更 平成17年 4月 7日</p> <p>第2回計画変更 平成18年 5月31日</p> <p>第3回計画変更 平成25年 4月12日</p> <p>第4回計画変更 平成25年 8月23日</p> <p>第5回計画変更 平成28年11月30日</p> <p>今回変更 平成29年 月 日</p>
事業の進捗状況	
決定変更の内容	<p>第1種低層住居専用地域から準工業地域への用途地域変更に伴い第2種(集)高度地区を追加するもの。</p>
決定変更の具体的な理由	<p>鶴岡市都市再興基本計画や鶴岡市茅原北地区まちづくりの計画の構想に沿ったまちづくり実現のため、第1種低層住居専用地域を準工業地域に変更することとなった。このことに伴い、当該区域にかかる第2種高度地区を追加するものである。</p>
公聴会等 説明会等	<p>住民説明会 平成29年3月7日 2回開催</p> <p>縦覧 平成29年3月24日 ～ 4月8日</p> <p>市都市計画審議会 平成29年4月14日</p>
今後の方針について	

鶴岡都市計画特別用途地区の変更（鶴岡市決定）

計 画 書

平成28年度

山 形 県 鶴 岡 市

新旧対照表

鶴岡都市計画特別用途地区の変更（鶴岡市決定）

上段：変更前

下段：変更後

鶴岡都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
第1種集客施設制限地区	約 274 ha 約 275 ha	鶴岡都市計画区域内の準工業地域の全域
第2種集客施設制限地区	約 204 ha	鶴岡都市計画区域内の工業地域の全域
合 計	478 ha 約 479 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

具体的理由書

鶴岡市都市再興基本計画（鶴岡市都市計画マスタープラン、鶴岡市立地適正化計画）や鶴岡市茅原北地区まちづくり計画の構想に沿ったまちづくり実現のため用途地域を見直した結果、第一種低層住居専用地域に指定していた当該区域を準工業地域に変更することとなった。このことに伴い、当該区域にかかる第1種集客施設制限地区を追加するものである。

土地の調書

都市計画を変更する土地の区域

(1) 第1種集客施設制限地区

イ 追加する区域 鶴岡市茅原字草見鶴

ロ 削除する区域 なし

既存不適格物件調書

既存不適格物件 なし

都市計画決定（変更）の経緯表

項 目	内 容
計画決定の推移	<ul style="list-style-type: none"> ・当初決定 平成20年4月1日 ・第2回変更 平成25年4月12日 都市計画区域の統合による名称変更及び工業地域の決定に伴い第2種集客施設制限地区を追加。 ・第3回変更 平成25年8月23日 用途地域の見直しによる準工業地域の変更に伴う第1種集客施設制限地区の削除 ・今回決定 平成29年 月 日 用途地域の見直しによる第1種低層住居専用地域から準工業地域への変更に伴う第1種集客施設制限地区の追加。
事業の進捗状況	
変更の内容	第1種低層住居専用地域から準工業地域への用途地域変更に伴い第1種集客施設制限地区を追加するもの。
変更の具体的な理由	<p>鶴岡市都市再興基本計画や鶴岡市茅原北地区まちづくりの計画の構想等に沿ったまちづくり実現のため、第1種低層住居専用地域を準工業地域に変更することとなった。このことに伴い、当該区域にかかる第1種集客施設制限地区を追加するものである。</p> <p>のである。</p>
公聴会、説明会における問題点及び措置	<p>住民説明会 平成29年3月7日 2回開催</p> <p>縦覧 平成29年3月24日～4月8日</p> <p>市都市計画審議会 平成29年4月14日</p>
今後の方針について	特別用途地区内では、床面積の合計が5,000㎡を超える大規模な集客施設の立地を制限していく。

鶴岡市緑の基本計画

(案)

平成29年 月

鶴岡市 都市計画課

＝ 目 次 ＝

第1章 緑の基本計画策定の背景と計画の構成

1. 緑の基本計画策定の背景 1
2. 緑の基本計画の構成と目標年次 2

第2章 緑の保全及び緑化の目標

1. 都市の概況 4
2. 緑の現状と問題点 6
3. 緑の将来像 21
4. 将来人口フレーム 24

第3章 緑の系統別配置方針

1. 環境保全系統 26
2. レクリエーション系統 28
3. 防災系統 30
4. 景観系統 32

第4章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

1. 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全 35
2. 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全 39
3. 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備 43
4. 暮らしや街に潤いをもたらす緑環境の保全・創出 47
5. 協働とマネジメントによる緑の保全・創出 49

第5章 緑の整備及び保全の方針

1. 施設緑地の整備目標及び整備方針 51
2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針 57
3. 都市の緑の保全と緑化の推進方針 58

第6章 緑化重点地区における緑化の推進

1. 緑化重点地区の設定 70
2. 地区の基本方針 73
3. 地区の緑化計画と緑化施策 76

第7章 緑の基本計画の推進

1. 「緑の基本計画」まとめ 81
2. 計画実現に向けた推進体制 82

資料編

1. 緑の基本計画の策定体制 83
2. 公園・緑地の整備状況 87

.....

第1章 緑の基本計画策定の背景と計画の構成

.....

1. 緑の基本計画改定の背景

(1) 緑の基本計画の改定の背景

現行の「鶴岡市緑の基本計画」は、旧鶴岡市の区域を対象に平成27年を目標年次として平成11年7月に策定したものである。

本市は平成17年10月に旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧朝日村、旧温海町が合併し、市域を大きく拡大している。現在、都市計画区域はこれに合わせて平成25年4月に旧鶴岡、旧藤島、旧櫛引、旧温海の各都市計画区域を統合しており、旧鶴岡市を対象とした現行計画は、藤島、櫛引、温海の旧都市計画区域を含めた現在の鶴岡市の区域を対象とした計画の策定が必要になっている。

また、平成16年の都市緑地保全法の一部改正により、法の名称改正（都市緑地法）、緑の基本計画の項目の拡大に加え、緑地保全地域制度の創設等が行われたこと、また、人口減少・高齢化社会に対応して居住誘導区域等を定める立地適正化計画制度が平成26年8月に創設され、本市でも当該計画の策定が行われたことから、法改正等に対応した現行計画の見直しが必要になっている。

加えて、近年は公園の維持管理の適正化や長寿命化、資産としての有効活用の必要性とともに、少子高齢化を含む人口減少、居住誘導区域の設定といった公園・緑地を取り巻く環境が大きく変化してきており、公園・緑地のあり方から維持管理まで社会の変化に対応した長期的な観点での公園・緑地の取り組みが必要になってきている。

(2) 緑の基本計画の策定の目的・ねらい

本計画は、都市緑地法第4条の規定に基づき計画を策定する。市域全体に及び人口減少、市街地人口の低密度化とともに、立地適正化計画における居住誘導区域の設定、地方創生に対応した子育て世代や高齢者にやさしい住環境の整備等を勘案して、生活に身近な公園から都市レベルの大規模な公園・緑地まで、本市における公園・緑地のあり方、体系を検討し、保全及び緑化の推進施策を示すものとする。

人口分布や緑の現状等において市街化区域、市街化調整区域及び都市計画区域外それぞれに地域の特性があり、地域に存する広場や公共空地等の既存ストックを有効活用して、地域毎にバランスのとれた公園・緑地の配置のあり方、方針を整理する。

城下町の趣が残る市街地の中心部では、公共施設や住宅等の建て替えのほか、世帯の高齢化が進行し、空き家・空き地の発生とともに、市街地のランドマークになっていた高木や敷地内樹木の消失など、緑が量的に減少していくことが懸念されることから、歴史的建築物の保全とともに建築物の更新や新設における緑の環境の維持・創出ならびに市街地内に残る良好な緑の保全を図るための制度等の活用の方針を整理する。

また、既存の公園・緑地については、施設等を有効活用し、かつ、長い期間にわたり安全に利用できるように、公園・緑地の各施設の維持・管理に係る長寿命化の基本的な方針について整理する。

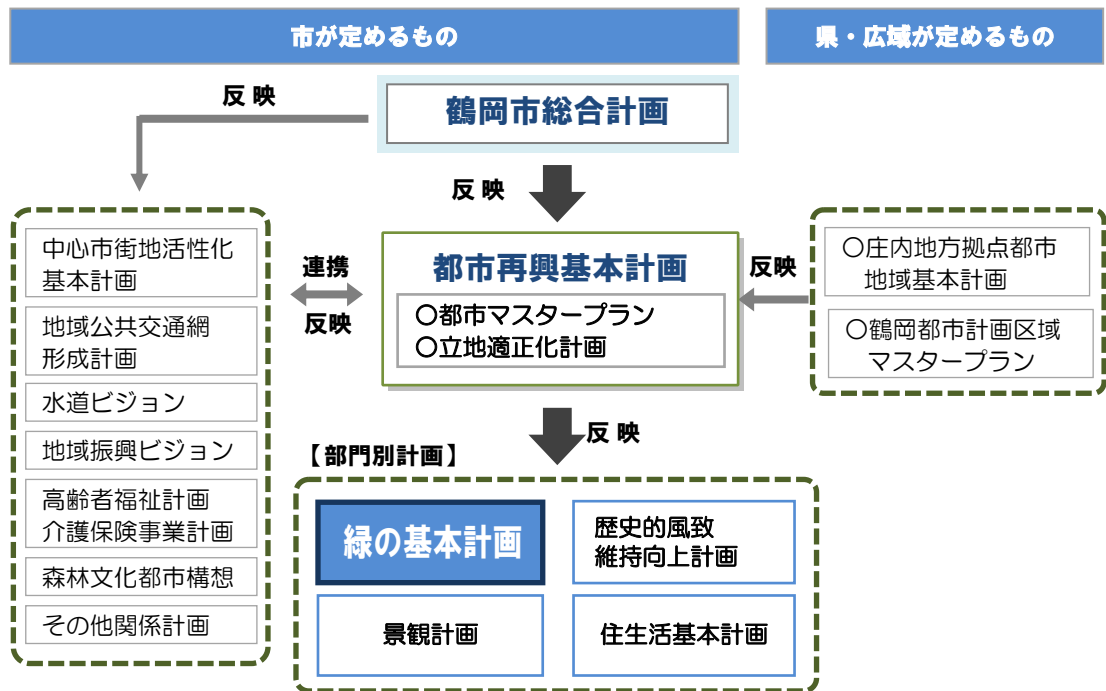
さらに、公園の管理・運営においては既に導入されている指定管理者制度の長所・効果を踏まえて、既存の公園・施設への適用の方針を検討するとともに、今後の公園施設の設置、維持管理運営における官民連携手法の考え方について整理する。

2. 緑の基本計画の構成と目標年次

(1) 緑の基本計画の位置づけ

『緑の基本計画』は、「鶴岡市総合計画」に基づき、鶴岡市の都市づくりの指針となる「鶴岡市都市再興計画」の実現に向けた部門別計画の一つであり、街づくりの計画体系から次のように位置づける。（都市緑地法第4条）

【 計画の位置づけ 】



(2) 目標年次

緑の基本計画は、概ね10年後の平成38年を目標年次とする。なお、本計画は上位計画の見直しや法制度の改正、社会の変化等に応じて必要な見直しを行うことができるものとする。

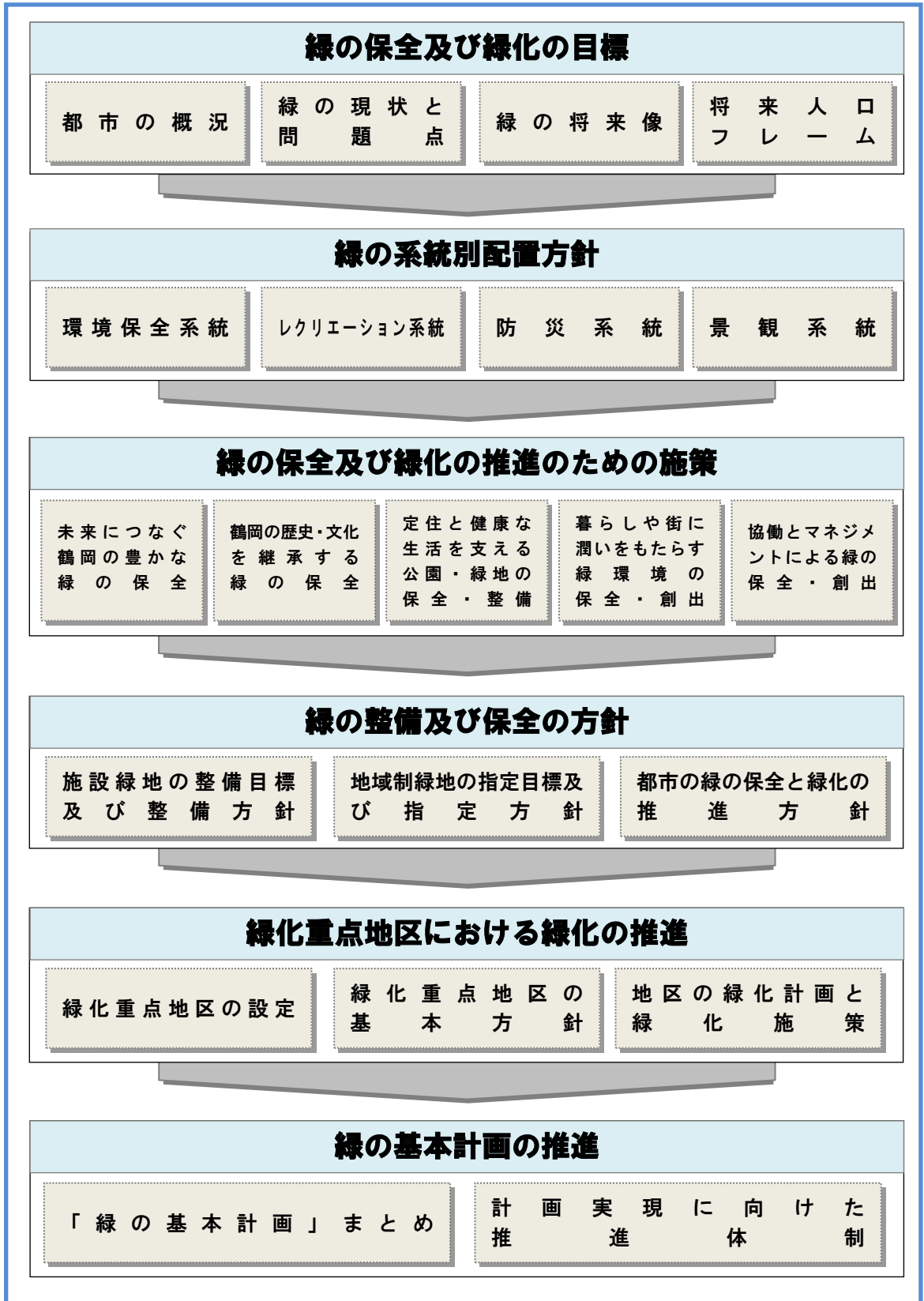
【 計画の目標年次 】

緑の基本計画の目標年次	目標年次
	平成38年

(3) 緑の基本計画の構成

「緑の基本計画」は、旧計画の基本的な構成や都市緑地法の内容及び関連計画を勘案し、以下に示す構成内容にしたがって計画の策定を行う。

【 計画の構成内容 】



.....

第2章 緑の保全及び緑化の目標

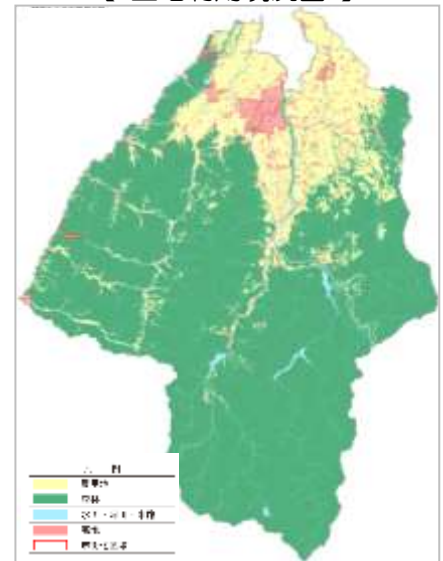
.....

1. 都市の概況

(1) 位置・地形

鶴岡市は、山形県西北部の庄内平野南部に位置し、北部は庄内平野が広がり、南部は新潟県村上市に隣接している。また、東部には出羽三山や朝日連峰、西部は日本海に面し、広大で自然豊かな市土を有している。

【土地利用現況図】



資料：鶴岡市国土利用計画参考資料（編集）

(2) 人口・産業の状況

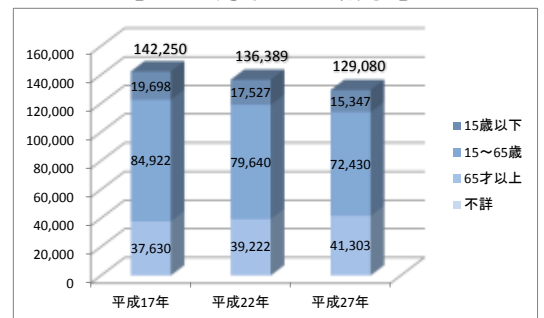
人口は、市町村合併を行った平成17年時点は142,250人だったものの、合併から10年を経過した平成27年時点は129,080人と減少傾向で推移している。

人口を年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口及び15～65歳未満の生産年齢人口が減少傾向にあり、全国的な傾向と同様に少子化・高齢化が進展していることがうかがえる。

産業3分類別就業人口構成をみると、平成12年と比較し第1次産業の割合は横ばい傾向、第2次産業の割合は減少傾向、第3次産業の割合は増加傾向にある。全国的に、第1次産業の就業人口は減少傾向にあるが、本市は環境等を背景に、1次産業の就業人口を維持している。

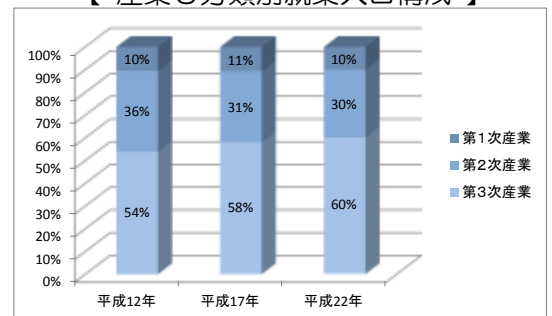
市街化の状況として人口集中地区（D1D）の面積の動向をみると、昭和40年以降は年々拡大する傾向にあったものの、平成7年以降は、横ばい傾向にある。

【3区分別人口動向】



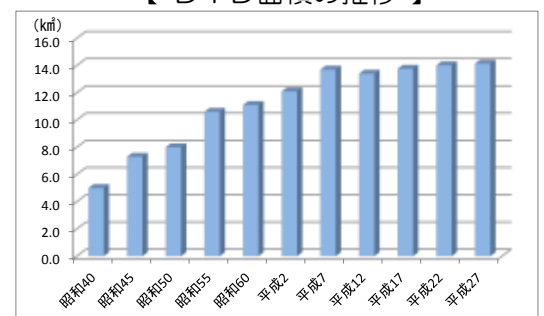
資料：国勢調査

【産業3分類別就業人口構成】



資料：国勢調査

【D1D面積の推移】

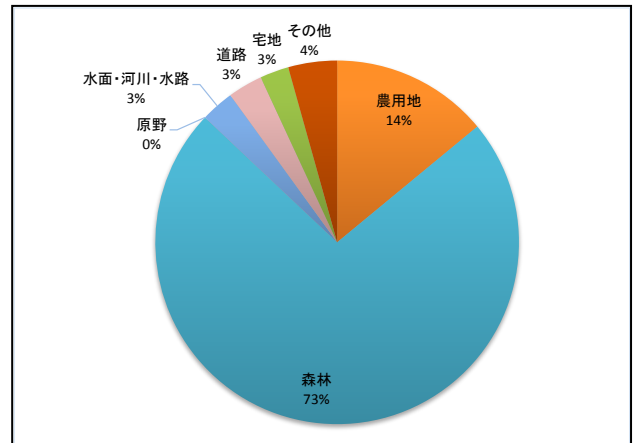


資料：国勢調査

(3) 土地利用・市街化の状況

平成16年に市街化区域及び市街化調整区域の制度を導入し、適正な範囲に市街化区域を指定したことにより無秩序な市街地の拡大を抑制し、郊外と農山漁村との均衡を保った土地利用となっている。また、市全体面積のうち、森林が約73%を占めていることから、今後も緑の保全と共生に努める必要がある。

【 土地利用現況 】



注) 山形県統計年鑑 (平成 26 年)

【 土地利用現況 】

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	18,380	14.0
森林	95,778	73.0
原野	4	0.0
水面・河川・水路	3,881	3.0
道路	4,057	3.1
宅地	3,362	2.6
その他	5,691	4.3
合計	131,153	100.0

資料：山形県統計年鑑 (平成26年)

(4) 都市基盤施設等の状況

交通機能や空間機能の役割を担う都市計画道路、憩いの場や市民活動の場となり良好な生活環境を支える都市計画公園・緑地、快適な住環境と安全な生活基盤を形成する都市計画下水道の根幹的な都市基盤施設の整備状況は、それぞれ下表に示すとおりとなっている。

【 都市基盤施設の整備状況 】

都市計画道路 (改良率)	52%
都市計画公園 (開設率)	86.5%
都市計画下水道 (公共下水道普及率)	88.9%

資料：平成28年度「鶴岡市の都市計画」都市計画課作成

2. 緑の現状と問題点

(1) 鶴岡市の緑の現状

■ 市街地（市街化区域）

①鶴岡市街地

鶴岡市街地は、城下町として発展し、現在も歴史的な建造物が残ることから風情のある街並みを形成している。

中央部には、県内有数の桜の名所である鶴ヶ岡城址を活用した鶴岡公園があり、市民の憩いの場として親しまれている。

また、市街地中心部を南北に流れる内川周辺は、歴史的な建造物が残り、親水性の高い内川河川緑地があることから自然と調和した豊かな空間となっている。

東部は、サッカー場や多目的グラウンドなどを有する赤川河川緑地のほか、鶴岡東公園や鶴岡南部公園の近隣公園などがあり、健康増進の場や憩いの場となっている。

西部は、多目的グラウンドを有する鶴岡西部公園があり、遊具等も多く整備されていることから幅広い世代に利用されている。西部地域には県道332号と国道7号が縦断しており、車通りが多いことから、地域に身近な街区公園は重要な役割を担っている。

南部は、陸上競技場、テニスコート、スケートリンクなどを有する小真木原公園があり、様々なスポーツ、レクリエーションの場となっている。

北部は、工業団地をはじめとする産業系土地利用が多くを占めており、公園・緑地は少なく、住居系市街地においても公園の誘致距離圏外となる地域が残存している状況にある。



【 鶴岡公園 】



【 市街地を貫流する内川 】

②大山市街地

大山市街地は、古くからの伝統文化と自然環境が融合した街並みを形成している。ラムサール登録湿地の大山上池・下池や、コンパクトな市街地に太平山を活用した大山公園があり、城跡を活かした歴史、雪解けの月山や鳥海山、庄内平野など季節ごとに趣のある「尾浦八景」の眺望を有し、太平山を一周する遊歩道で体感することができる。また、大山公園は、羽黒町川代の創造の森に続き、平成27年3月17日付けで山形県知事より眺望景観資産として、その眺めを県民共通の資産に指定されており、この尾浦八景を維持するため、間伐、園地整備事業を大山公園再生協議会と協働により進めている。



【 大山公園から下池を望む景観 】

③湯野浜市街地

湯野浜市街地は、日本海に面した海浜の温泉郷で、上ノ山、東山と並び奥州三楽郷の一つに数えられる歓楽地として栄え、現在は県内有数のリゾート地となっている。広大な砂浜と日本海に沈む夕日は絶景で、周辺には、善宝寺、加茂水族館が立地しているほか、マリンスポーツが楽しめる温泉地として、若者から高齢者まで、通年を通して楽しめるものの、公園は不足している状況にある。

④藤島市街地

藤島市街地は、明治11年に旧東田川郡の郡役所が置かれ、洋風建築の議事堂は明治期の雰囲気と装いを醸している。市街地の中心部にシンボルである「ふじの花」を活かし、歴史的建造物とともに藤の花をメインとした藤島歴史公園があり、「歴史と花があふれるユートピア」のような公園として、芸術文化、生涯学習の拠点として活用されている。また、多くの人に愛されながら歴史を刻んでほしいという願いを込めて「Hisu花（ヒスカ：history（歴史）×Utopia（ユートピア）×花（藤の花）」の愛称で呼ばれている。



【 藤島歴史公園 】

⑤温海市街地

温海市街地は、開湯一千年の歴史を誇る温泉街を中心とした観光地として全国に知られている。三方を摩耶山系の豊かな山々に囲まれ、西側には変化に富んだ海岸線や市街地内を温海川が流れ、自然の魅力が凝縮された地域である。また、足湯、地元野菜等の朝市などがあり、自然と一体となって歩いて楽しい街並みづくりが進められているものの、公園は不足している状況にある。

■ 市街地の緑



【 中心商店街の街路樹（銀座通り） 】



【 中心商店街のポケットパーク（銀座通り） 】



【 幹線道路の街路樹（美咲町） 】



【 旧市街地を囲む古くからの緑（家中新町） 】



【 住宅地の生垣（伊勢原町） 】



【 緑化された工業団地（宝田一丁目） 】

■ 田園景観

中心市街地周辺では、四方に烏海山、月山、母狩山、金峯山、高館山を望む事ができ、平坦地には日本有数の水田の風景が広がっている。農村集落は、杉等の屋敷林で囲まれ、中門造り形式の農家住宅に代表される家屋で構成される。



【 中心市街地を囲む田園景観 】

■ 水辺周辺

日本海や赤川、大山上池・下池等の骨格的な水辺周辺は、豊かな自然を有していることから市民生活に潤いを与える憩いの場となっている。海岸部は、山形県最大規模の湯野浜海水浴場をはじめとした6箇所の海水浴場があり、夏には多くの観光客で賑わい、冬には日本海特有の冬景色を生み出している。日本海に面して、全長35kmの砂丘が広がり、眺望がよいことから烏海山や高館山の雄大な自然景観を望む事が出来る。また、砂丘では古くからメロンが栽培されているなど、土地利用は様々である。

赤川沿いは、帯状に緑地が形成されており、周囲の山々と調和した豊かな緑の風景がみられる。赤川は市を縦断するように流れ、市街地では赤川河川緑地公園、市街地周辺では櫛引総合運動公園などの大規模な緑地があり、恵まれた環境で多くの市民が利用できるように陸上競技場、サッカー場などのスポーツ施設が整備されている。

また、赤川や内川など市街地内を流れる水路については、生物の豊かな生態系を育むとともに、市民が水と触れ合える空間の整備を市民協働で進めている。



【 日本海と沿岸の森林（五十川） 】

■ 市域の森林

市土の約73%が森林である本市では、「やまがた百名山」に16山選ばれており、日本海沿岸一帯に広がる庄内海浜県立自然公園や月山を含む磐梯朝日国立公園などは自然環境保全地域に指定されている。

また、水源涵養機能や山地災害防止、土壌保全機能及び快適環境形成機能等を有する本市の森林は、国土保全としても重要な役割を有しているが、松枯れなどの防虫害による被害も拡大している。

そのため、これらの機能を十分に発揮させるため、国の森林林業基本計画等に定められた管理水準に基づいた、森林の保全と整備を図る必要がある。



【 良好な田園と森林の景観（羽黒町） 】

■ 森林文化都市構想

本市では、平成21年3月に策定した鶴岡市総合計画において、3つのまちづくりの基本方針の一つとして、豊かで広大な森林を貴重な地域資源と捉え、市民と森林との新しい関係をつくり、森林を活用することにより本市全体の発展へとつなげていく「森林文化都市構想」を掲げ、施策を推進している。

森林文化都市構想の施策体系

- (1) 森を学ぶ ～森の生命や文化などを学ぶ～
- (2) 森で育てる ～森をフィールドに良い子を育てる～
- (3) 森に親しむ ～森に入り森の魅力を体感する～
- (4) 森を活かす ～農林業を振興して森を経済的に活用する～
- (5) 森を守る ～森づくりや森の手入れで森林を保全する～
- (6) 森で暮らす ～中山間集落の活力を増進する～



森林文化都市・鶴岡

【 森林文化都市・鶴岡のロゴマーク 】

(2) 施設公園の現状

本市の都市計画公園等の開設状況をみると、住民に最も身近な住区基幹公園等は市街化区域人口1人当たり2.6㎡/人（整備目標水準：4.0㎡/人）、都市基幹公園は行政区域人口1人当たり2.6㎡/人（整備目標水準：4.5㎡/人）であり、整備目標水準を下回っている。特に、近隣公園及び地区公園の計画面積が目標とされる整備水準（2.0㎡/人、1.0㎡/人）を大きく下回っている。これらの公園は人口減少社会に応じ、近隣公園は、遊具等の公園施設の充実を図り、街区公園については、子どもの数に合わせた遊具の設置など、公園毎の個性化、個別化を図り、公園の回遊型利用を促すことも必要となっている。

都市計画公園・緑地の分布状況をみると、鶴岡市街地は中央部に総合公園、南部に運動公園があるほか、住区基幹公園は土地区画整理事業地区等を中心に整備されたため、市街地中心部においては都市基幹公園や教育施設等のオープンスペースが分布しているものの、鶴岡市街地北部を中心に、住区基幹公園の誘致圏（街区公園…半径250m、近隣公園…半径500m）に入らない区域が市街地全体に散在している状況にある。（次ページ図参照）

大山地域は、中心部に街区公園が4箇所整備されており、北西部に大山公園（特殊公園）がある。

特殊公園、都市計画緑地の状況をみると、行政区域人口当たり7.1㎡（整備目標水準：8.5㎡/人）となっている。

【施設公園等の整備状況（平成28年10月現在）】

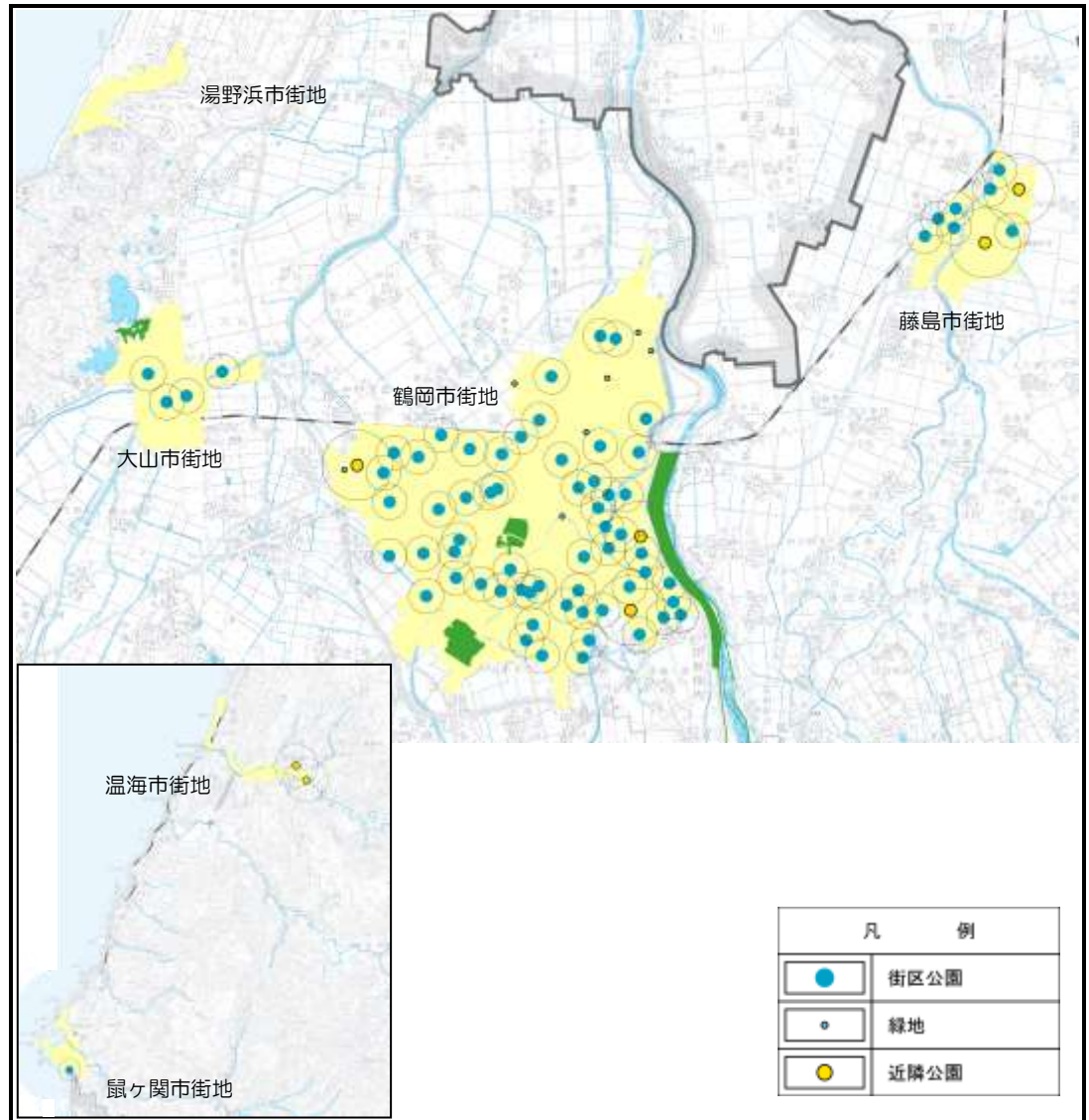
	行政区域 (①+②)		都市計画区域 (①=a+b)								都市計画区域外 (②)			目標水準		
	箇所数	面積(ha)	㎡/人	市街化区域(a)		市街化調整区域(b)		箇所数	面積(ha)	㎡/人	箇所数	面積(ha)	㎡/人			
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)									
街区公園等	95	14.90	1.1	93	14.53	1.2	88	13.25	1.7	5	1.28	0.3	2	0.37	0.3	1
近隣公園	7	9.68	0.7	7	9.68	0.8	6	7.33	0.9	1	2.35	0.6	-	-	-	2
地区公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
住区基幹公園等 計	102	24.58	1.8	100	24.21	2.0	94	20.58	2.6	6	3.63	0.9	2	0.37	0.3	4
総合公園	1	11.97	0.9	1	11.97	1.0	1	11.97	1.6	-	-	-	-	-	-	3
運動公園	1	22.60	1.7	1	22.60	1.9	1	22.60	2.9	-	-	-	-	-	-	1.5
都市基幹公園 計	2	34.57	2.6	2	34.57	2.9	2	34.57	4.5	-	-	-	-	-	-	4.5
基幹公園 計	104	59.15	5.2	102	58.78	4.9	96	55.15	7.1	6	3.63	0.9	2	0.37	0.3	8.5
特殊公園	1	7.35	0.6	1	7.35	0.6	1	7.35	1.0	-	-	-	-	-	-	-
緑地	19	85.69	6.5	15	71.27	6.0	11	6.65	0.9	4	64.62	15.6	4	14.42	11.7	-
その他の公園 計	20	93.04	7.1	16	78.62	6.6	12	14.00	1.9	4	64.62	15.6	4	14.42	11.7	8.5
農村公園	64	15.90	1.2	42	8.82	0.7	-	-	-	42	8.82	2.1	22	7.08	5.7	-
施設公園 合計	124	152.19	12.3	118	137.40	11.5	108	69.15	9.0	10	68.25	16.5	6	14.79	11.7	17

- 注) 目標水準は、都市計画中央審議会答申（平成7年7月19日）による
 施設公園合計は、農村公園を除く
 街区公園等に緑地公園を含んでいる（0.25ha以上は除く：資料編参照）
 近隣公園及び街区公園等は都市計画決定されていない公園を含む
 小真木原公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域として計上している
 大山公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域として計上している
 各区域の人口は次のとおり。（各人口は平成28年鶴岡市の都市計画による）
- ・市街化区域人口：77,216人
 - ・市街化調整区域人口：41,314人
 - ・都市計画区域人口：118,530人
 - ・都市計画区域外人口：12,319人
 - ・行政区域人口：130,849人

鶴岡市街地では、街区公園や近隣公園及び緑地が多く分布しており、特に南東部は赤川の大規模な緑地に近接しながら、都市公園も多いことから緑豊かな地域となっている。

一方で、湯野浜市街地や温海地域は学校や公民館等のグラウンドを利用するケースが多く公園が著しく不足しており、地域によって大きく差があることがわかる。

【 市街化区域内の公園・緑地の状況 】



・近隣公園・街区公園はそれぞれの誘致距離を表示
 (誘致距離：街区公園…半径 250m、近隣公園…半径 500m 参考：緑の基本計画ハンドブック)

(3) その他の緑地等の現状

市域内は約73%を森林が占めているが、良好な森林は磐梯朝日国立公園のほか、庄内海浜県立自然公園や気比神社社叢自然環境保全区域に指定されている。

(4) 住民アンケート結果

本市の住民2,000人を対象に平成23年10月に「鶴岡市住生活基本計画市民アンケート」を実施しており、緑に関わるアンケート項目を抽出し、市民の意見等を把握する。

■ 配布回収状況（20歳以上の市民2,000人を無作為抽出）

- 配布した2,000部のうち761票を回収し、回収率は38.1%となっている。
- 地域別の配布回収状況は右表のとおり、人口の分布に応じて「鶴岡地域」に全体の約45%を配布している。
- 地域別の回収率は「鶴岡地域」が62.9%と最も関心が高く、特に市街地部においては76.7%の回収率となっている。その他の地域は概ね30%台の回収率となっている。

【 地域別配布回収状況 】

地区名	配布数	回収数	回収率
鶴岡地域	905	560	62.9%
うち鶴岡市街地	482	365	76.7%
藤島地域	165	57	35.5%
羽黒地域	125	40	32.0%
櫛引地域	113	38	34.6%
朝日地域	74	17	23.0%
温海地域	136	49	36.0%
計	2,000	761	38.1%

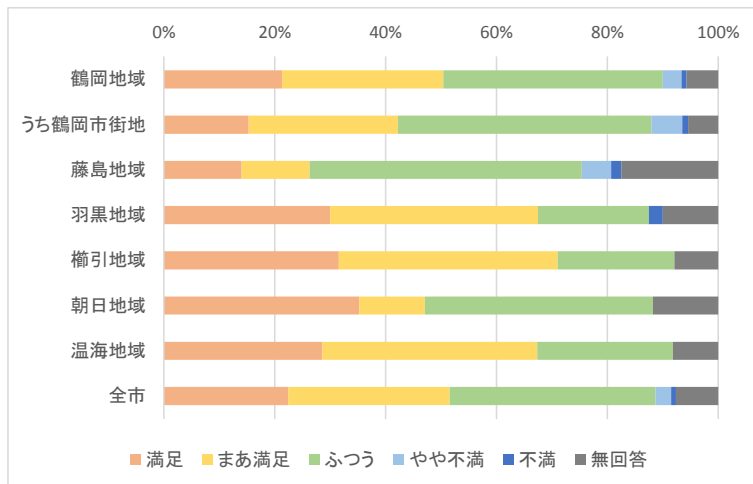
■ アンケート結果の概要：住まいについて

設問. 現在の住まいの周辺環境や立地条件における以下に関する満足度について

1) 自然環境

- 自然環境に対する満足度は、「満足」と「まあ満足」の合計で約52%が『概ね満足』（以下、「概ね満足」）と回答しており、「不満」と「やや不満」の合計の『概ね不満』（以下、「概ね不満」）が約4%と、自然環境に満足している割合が高い。
- 地域別にみると、藤島地域を除く地域の「概ね満足」が約40%を超え、「概ね不満」が全地域で10%に満たないことから、本市の自然環境への満足度は比較的高い傾向にある。

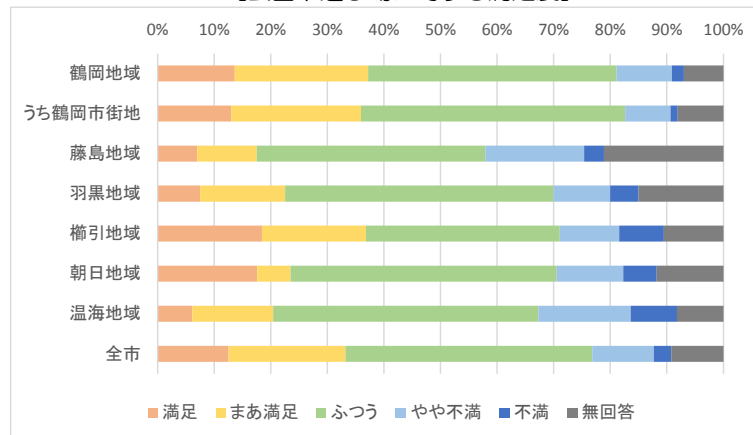
【自然環境に対する満足度】



2) 公園や遊び場

- 公園や遊び場に対する満足度は、市全体の約33%が「概ね満足」と回答しており、「概ね不満」は約14%となっている。
- 地域別にみると、鶴岡地域及び櫛引地域が他の地域より「概ね満足」が高い傾向にある。(※藤島地域の満足度は低いがH27.9に藤島歴史公園が開設されている)

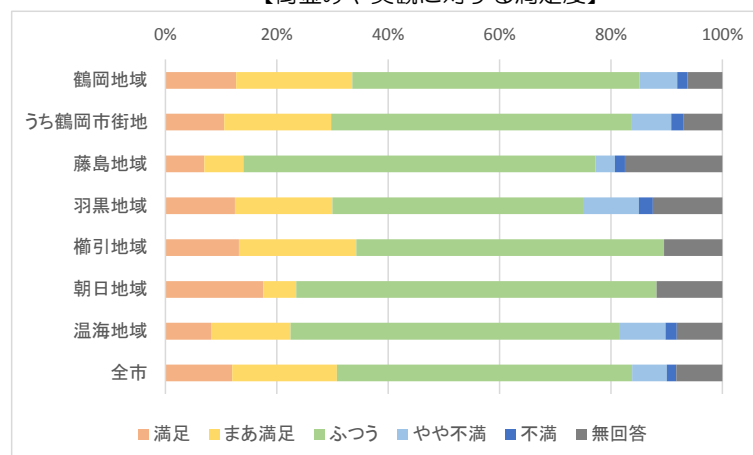
【公園や遊び場に対する満足度】



3) 街並みや美観

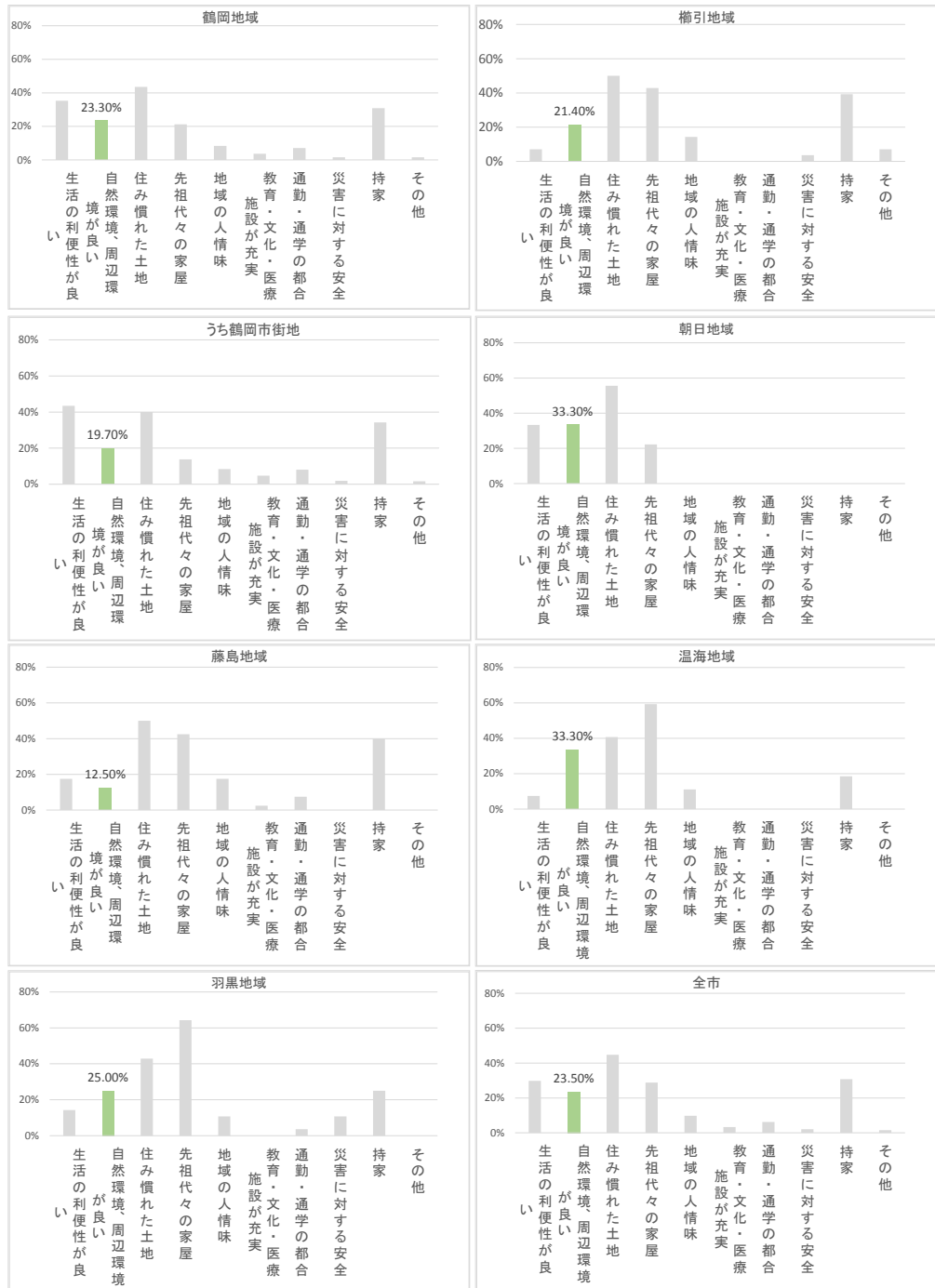
- 街並みや美観に対する満足度は、市全体の約31%が「概ね満足」と回答しており、「概ね不満」は約8%となっている。
- 鶴岡地域、羽黒地域、櫛引地域では他の地域と比較すると「概ね満足」が高い傾向にある。
- また、櫛引地域、朝日地域は「概ね不満」の割合がほとんどない状況にある。

【街並みや美観に対する満足度】



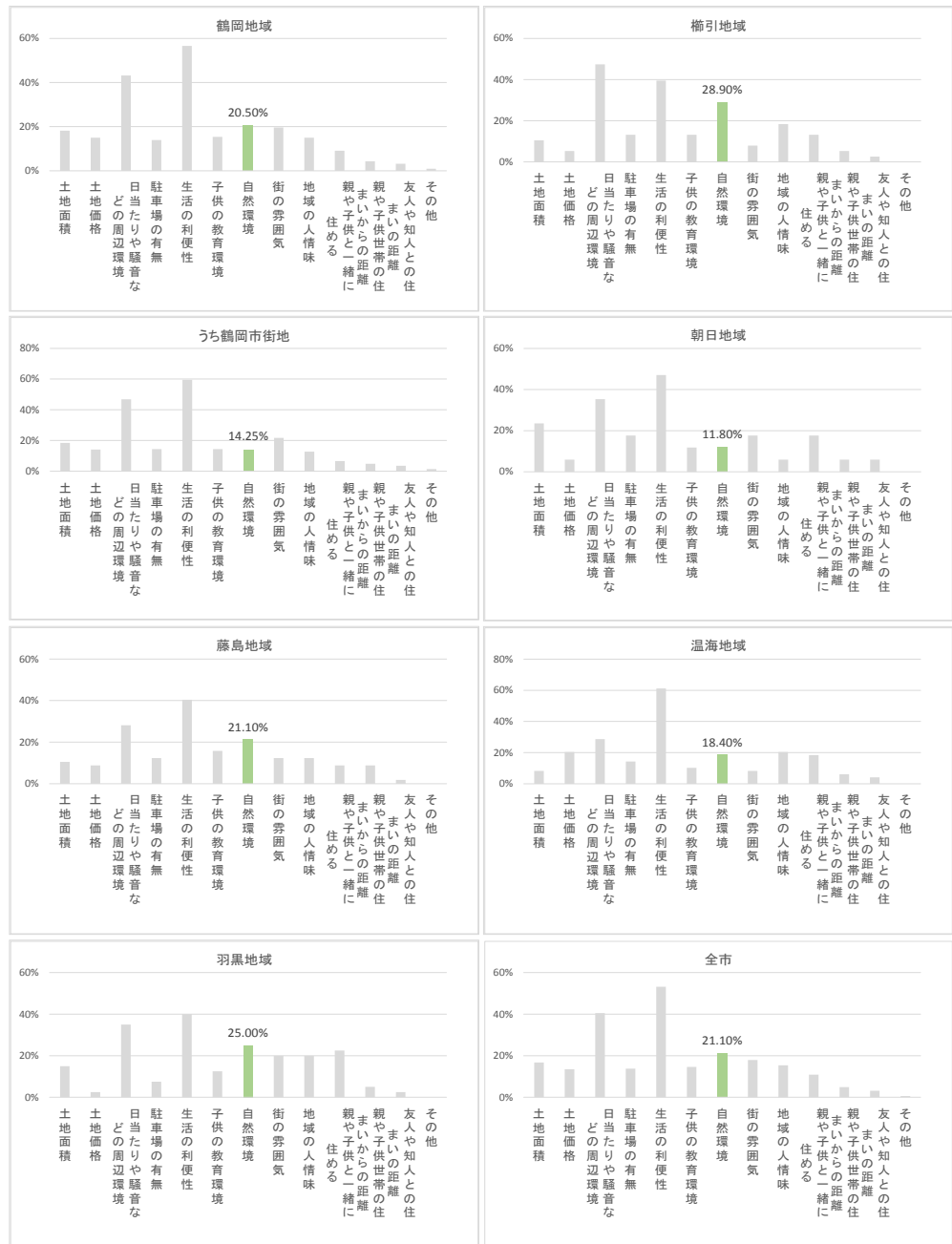
設問. 現在の居住環境に対する考えや将来の居留意向について

- 1) 現在の住まいに今後も住み続けたいと回答した理由は何ですか。
 - ・市全体では「住み慣れた土地」、「生活の利便性が良い」、「持家」、「先祖代々の家屋」が多く、「自然環境、周辺環境が良い」は5番目となっている。
 - ・「自然環境、周辺環境が良い」をみると、温海地域及び朝日地域が約33%と高い割合を示し、他のほとんどは20%～25%の割合となっている。



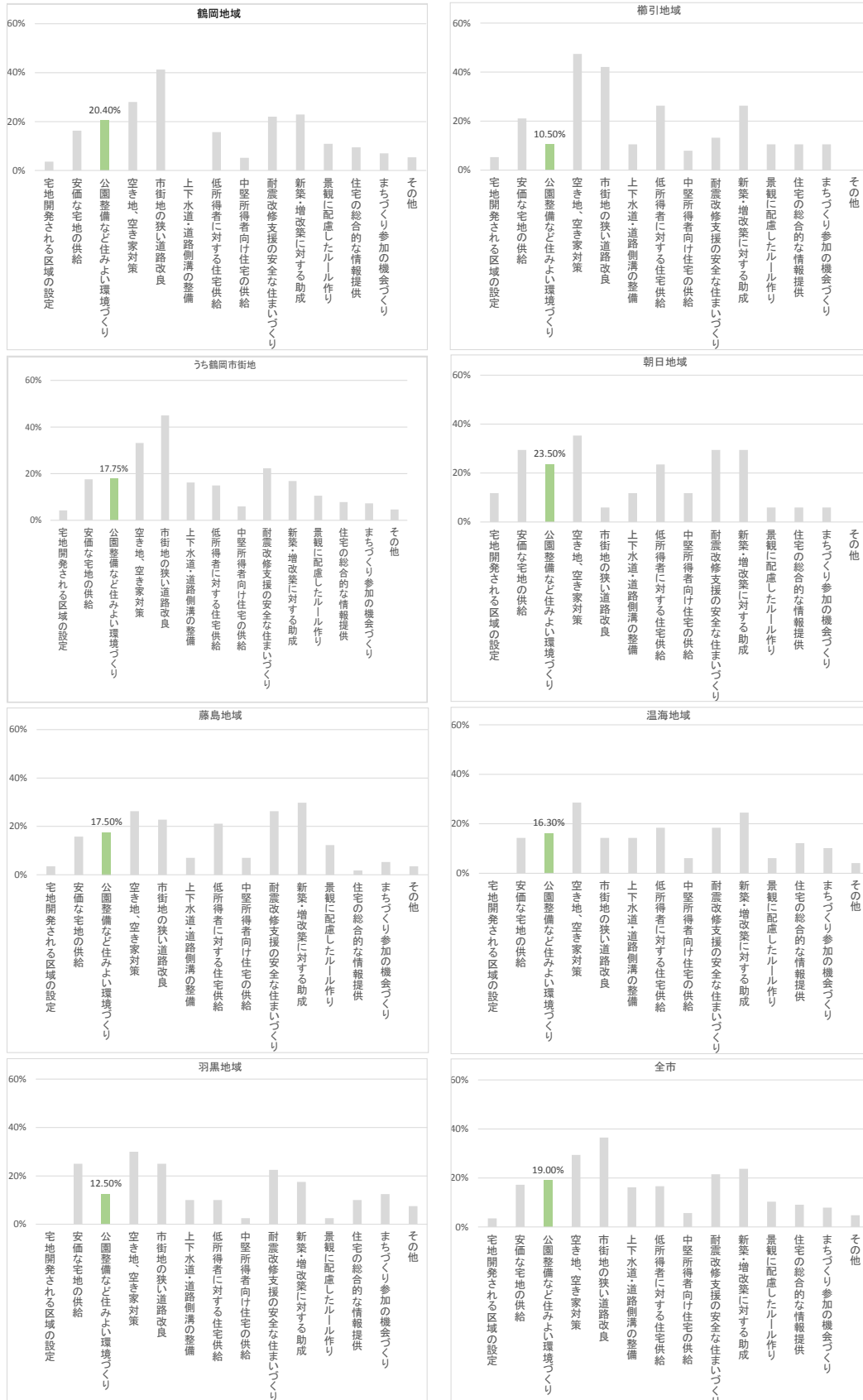
2) 住まいの周辺環境や立地条件を考える上で重視することは何ですか。

- 市全体では「生活の利便性」、「日当たりや騒音などの周辺環境」、「自然環境」の順となっており、総じて自然に対する意識の高いことがうかがえる。
- 地域別に「自然環境」をみると、櫛引地域が28.9%と最も高く、次いで羽黒地域、藤島地域の順となっている。



3) 市の住宅施策に対する要望

- ・市全体では「込み入った市街地の狭い道路改良」、「空き地、空き家対策」が多く、「公園整備など、住みよい環境づくり」は約19%となっている。
- ・ほとんどの地域で4～6位に「公園整備など、住みよい環境づくり」が挙げられていることから、公園・緑地に関する意識は比較的高い傾向にある。



(5) 緑の問題点

本市の緑の現状を踏まえ、都市の緑が有する基本的な機能である「環境保全系統」、「レクリエーション系統」、「防災系統」、「景観系統」の4つの系統別に緑の問題点を以下の視点から整理する。

【 緑の基本機能と主な視点 】

緑の基本機能	主な視点
環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> 都市の自然の骨格を形成する優れた自然環境の維持・保全 地域固有の生態系の維持・保全 都市に潤いをもたらす緑地、水路等の保全
レクリエーション系統	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活かしたスポーツ・屋外レクリエーションなど、広域的なレクリエーションの場の充実 日常的に利用する身近なレクリエーションの場の充実 優れた自然を活かし、自然とふれあえる場の充実
防災系統	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害、人為災害を防止する対策や、発災時の避難場所の確保等、防災まちづくりの推進 防災対策と連動した緑のネットワークの形成
景観系統	<ul style="list-style-type: none"> 優れた歴史的風土を活かした都市景観の形成 雄大な森林・丘陵地、広大な田園が醸し出すふるさと景観の維持、保全 都市や地区を象徴する景観の保全・創出

■ 環境保全系統の問題点

◇ 市域南部に広がる優れた自然や海岸・河川空間の維持・保全

出羽三山、朝日連峰の山々が平野部を取り囲み、市域南部に広がる自然度の高い森林・丘陵地、これらの山々に端を発する16水系78河川とこれを受け止める日本海など、本市の自然の骨格を形成する貴重な自然資源として、法的な担保などを含めた保全対策を検討していく必要がある。

◇ 地域固有の生態系を支える自然の維持・保全

上述の森林・丘陵地、赤川、最上川をはじめとする河川、市街地周辺の里山などは、地域固有の動植物の生息する環境として計画的な保全を図り、生物の多様性を推進していく必要がある。

◇ 都市に潤いをもたらす緑地の保全

都市に潤いをもたらすとともに、城下町としての趣を醸し出してきた身近な屋敷林等、法的な担保性の低い市街地内の緑地の存続を図る必要がある。

また、市街地を通る農業用水路などの水路を活かしながら、安全面・衛生面等に配慮した、歴史性の再現や、親しめる水辺空間の形成が求められている。

■ レクリエーション系統の問題点

◇ 地域資源を活かした多様なレクリエーション需要への対応

庄内地域の中心都市として、自然・歴史・観光・スポーツなど、広域的なレクリエーション需要に対応した公園の充実を図ることが求められている。

◇ 日常的に利用する身近なレクリエーション需要への対応

市内の公園の1人当たり面積は、都市計画中央審議会が定めた目標水準を下回っており、地域住民のライフサイクルに合わせた身近なレクリエーション需要に対応する公園の改変や整備が必要である。

◇ 優れた自然とふれあい、親しめる場の整備

庄内海浜県立自然公園や赤川などの良好な自然環境を有する森林やオープンスペースを活かした、自然とふれあい、親しめる場など、豊かな自然を身近に感じることができる場の整備が必要である。

■ 防災系統の問題点

◇ 防災まちづくりの推進

近年多発する自然災害や、これに伴い発生が懸念される市街地火災や水害を抑制するため、延焼遮断や水害の調節機能を有する等、安心して避難できる公園・緑地を計画的に整備し、防災まちづくりを強化していくことが求められている。加えて、京田川、藤島川等の水辺空間整備と合わせた治水対策や、学校等の避難所としての機能を有する施設については、グラウンドの緑化など、地域の特性に対応した防災機能の強化を図る必要がある。

◇ 防災対策と連動した緑のネットワークの形成

市街地の骨格を構成する都市計画道路を中心に、延焼遮断機能を有する街路樹や、避難所へ安心に移動できる避難路となる緑のネットワークの形成が必要である。

特に、積雪地域であることから、公園内に道路除雪後の雪が排雪されることがあり、冬季間における防災空間の確保が課題となっている。

■ 景観系統の問題点

◇ 歴史・風土を活かした都市景観の形成

文化遺産等に指定されている歴史的建造物や市街地に点在する寺社、屋敷林などの市街地内の緑や河川は、都市の特徴を表すとともに、まちなかに安らぎを創出するものとして、これらを活かした整備を図る必要がある。

◇ ふるさとの景観を形成する田園空間の保全

本市の市街地は、遠くに鳥海山、月山、近くに金峯山、高館山等、山を背景とする景

観を特色としており、引き続き良好な眺望を維持していく必要がある。

鶴岡市街地周辺などに広がる田園地域は、本市の農業を支える生産基盤であるとともに、ふるさとの景観を形成する重要な要素として、農業施策と調整を図りながら、背景の山々と一体となった良好な田園空間を保全していく必要がある。

◇ 地域のまちづくりと一体となった緑化の推進

都市や地区を象徴するランドマークとなる公園や樹木、建造物などの保全を図る必要がある。

このため、地区計画制度など、地域の緑化やオープンスペースの活用に関するまちづくりルールを定めるなど地域に居住する住民が主体となって、住みやすい環境づくりを誘導していく必要がある。

3. 緑の将来像

(1) 将来都市像

平成17年10月に合併して誕生した新たな鶴岡市は、平成21年1月に鶴岡市総合計画を策定し、

“人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡”

を目指す都市像として基本構想、基本計画（前期）を定めている。

この将来都市像は、いきいきとした「人」「暮らし」「自然」のもと、心がやすらぎ、鶴岡ならではの文化を守り育て、将来とも活力と希望に満ちたまちになっていくことを目指すものである。

その後、基本計画（前期）の満了に伴い、地域の実態、課題や社会情勢の変化、中長期的な展望を踏まえて、新たな基本計画（後期）を平成26年3月に策定した。

本市は、先人により育まれてきた農林水産業を基幹とした産業や伝統文化・生活文化、さらには城下町としての歴史を背景とした文化の薫り高いまちといった他都市に誇れる有形無形の資産が数多く形成されている。また、四季折々の実り豊かな自然環境にも恵まれており、加えて世界をリードする産業や「食の宝庫」といわれる食文化を活かした事業展開など、新たな魅力も形成されている。

一方で、本市を取り巻く状況には多くの課題も存在しており、市民・地域・行政が協調、協力し、地域の再生に取り組んでいくことが求められている。

後期基本計画では、地域の総合力を発揮することで持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともに構築していくことを目指して、これを「鶴岡ルネサンス宣言」として本市の未来を創造する成長戦略として据え、下に掲げる施策をまちづくりの中核的取り組みとして位置づけている。

なかでも『森林文化都市』は、本市の豊富な森林を生かして、緑に親しむ機会や緑の中での子どもの育成・自然学習機会の提供等を行い、自然と共に生きる地域づくりを進めるものであり、緑の保全及び活用について本計画の基本的な方向を示すものである。

【 鶴岡ルネサンス宣言にもとづくまちづくり 】

創造文化都市	地場の可能性をのばす 本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。
観光文化都市	人と人の繋がりから交流人口を拡大する 人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。
学術文化都市	知を活かす 高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。
安心文化都市	暮らし環境を整える 市民一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせる環境を整えます。
森林文化都市	自然と共に生きる 恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

(2) 緑の将来像

本市域は、西部は日本海に面し、北部には庄内平野が広がり、赤川水系等の河川が貫流し、東部から南部にかけては、磐梯朝日国立公園に指定された出羽丘陵や朝日連峰、摩耶山系の優れた自然を有する山々が連なり、森林が市域の73%を占める広大で自然豊かな市土を形成している。

地球規模の環境問題が社会問題となり、都市や人の行動、生活様式のあり方が問われる今日において、貴重な自然資源を中心として市域に広がる森林の保全とともに、中山間地域及び田園地帯においては里山や農地と人の営みの共存、さらには、市街地内においても緑の保全・創出による緑と人の共生を図っていく必要がある。

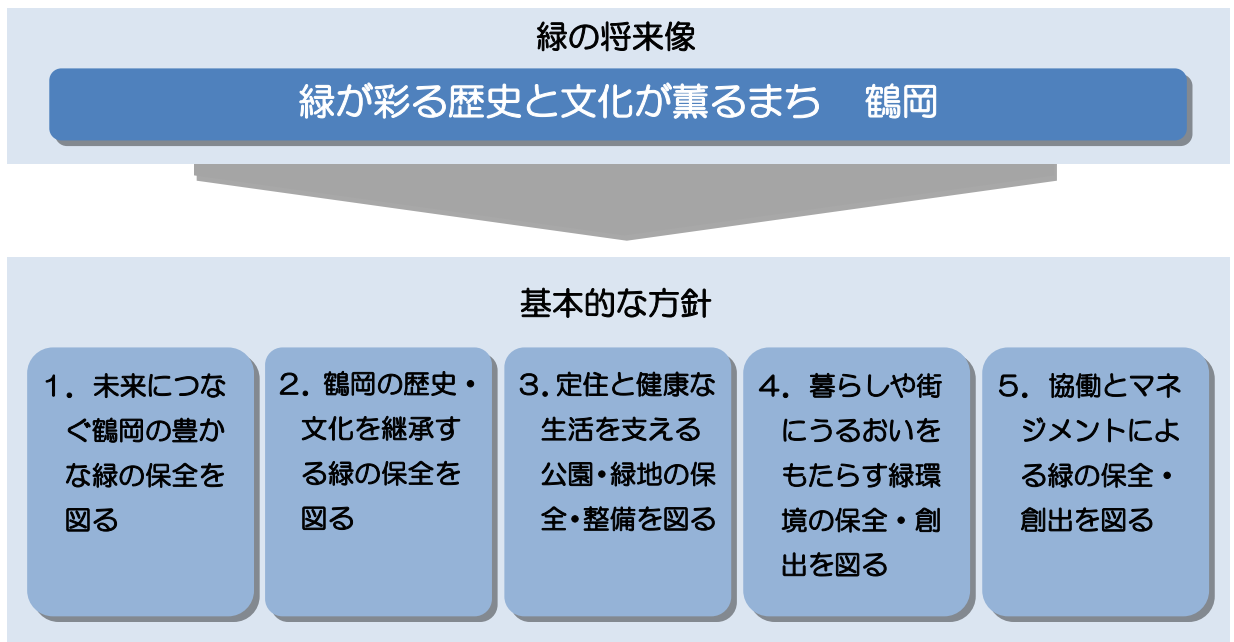
本市では、鶴岡ルネサンス宣言にもとづくまちづくりの一つとして「森林文化都市」を掲げ、恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進している。

また、市民生活に身近な公園や緑地などの緑とオープンスペースは、日常生活に潤いと安らぎを与え、スポーツやレクリエーションの場、災害時には避難場所となるなどの様々な機能を有している。

市内には、市街地や集落において街区公園等が配置・整備され、鶴岡公園、小真木原公園、大山公園等の広く市民に利用される総合的な公園・緑地も整備されているが、一方2050年の人口減少社会の定住、子育て環境の向上といった質の高い生活環境を形成していくためには、公園・緑地の一層の充実が求められている。





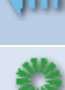

本計画では、目指す将来都市像のもと、このような緑の現状や取り巻く環境、これからの緑のあり方を踏まえ、本市における緑の将来像を次のように定める。

【 緑の将来像と基本的な方針 】

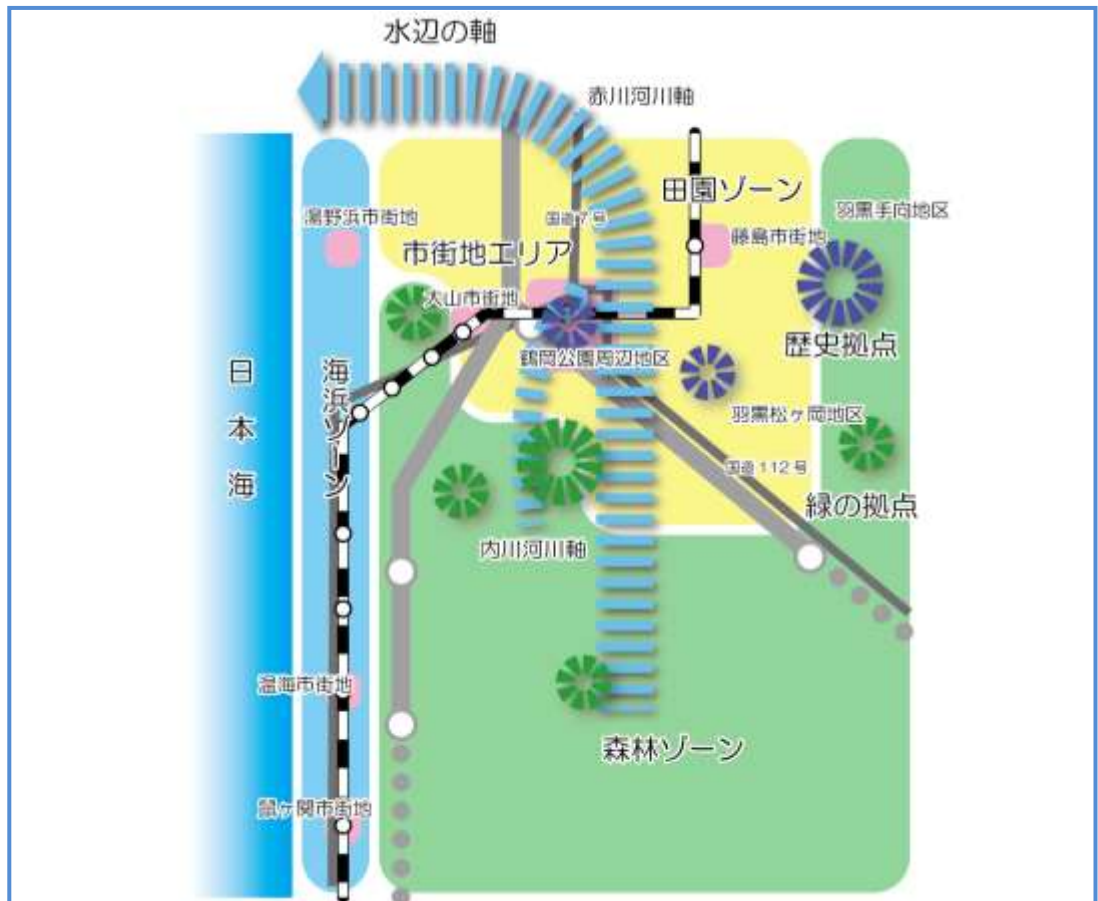


(3) 緑の空間構成

緑の将来像並びに緑の現況・特性を踏まえ、緑の空間構成を次のように設定する。

森林ゾーン		月山をはじめとする山々が連なる市域の約73%を占める森林地帯。国立公園や自然公園などに指定され、林業などを生業とし、多様な生態系を守る良好な緑である。
田園ゾーン		庄内平野の南部に位置する田園地帯であり、良好な農地の広がりの中に集落が散在している。山々を背景に水田と点在する屋敷林が良好な田園景観を形成している。
海浜ゾーン		日本海に面する海岸地帯である。海と磯浜、漁村集落、急峻な山地が織りなす独特の景観を形成しており、庄内海浜県立自然公園に指定されている。
市街地エリア		鶴岡地区を中心として、大山、湯野浜、藤島、温海、鼠ヶ関に市街化区域が指定され市街地が形成している。各市街地はそれぞれに独自の歴史・文化と土地利用を形成している。
水辺の軸		赤川水系と藤島川水系の各河川が山地部から平野部をとおり日本海に流れている。平野部では、川幅の広い赤川が主軸となった水辺の景観を形成している。
歴史拠点・緑の拠点		鶴岡公園周辺地区、松ヶ岡地区、手向地区は歴史的風致を有する歴史拠点、金峯山や月山高原などは良好な森林環境を生かした緑の拠点を形成している。

【 緑の空間構成 】



4. 将来人口フレーム

鶴岡市人口ビジョン（平成27年9月）では、平成52年（2040年）時点の本市人口を、国立社会保障・人口問題研究所の推計値94,087人に対し、各種施策の効果により11,642人多い105,729人と定めている。本計画では、この上位計画を踏まえて、将来人口フレームを105,729人（平成52年（2040年））と設定する。

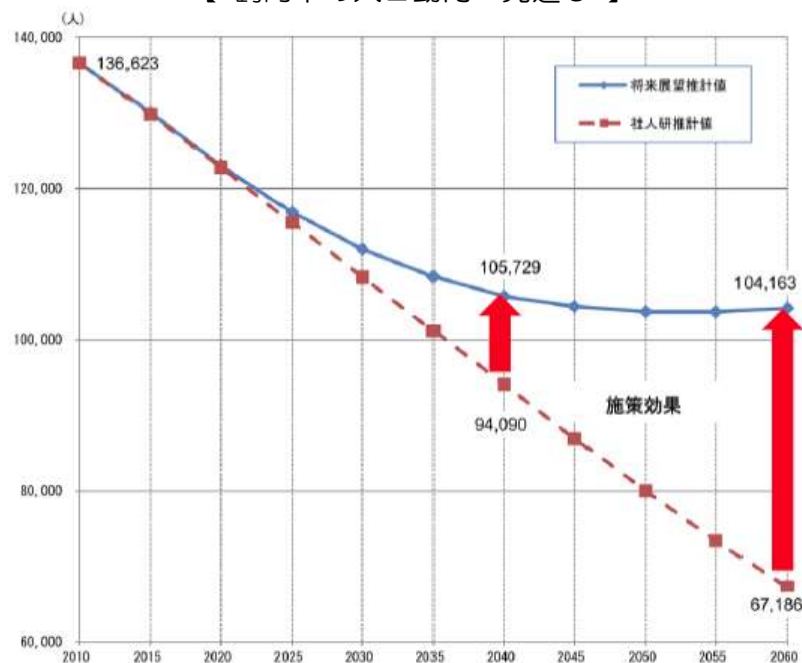
【 人口の将来見通し 】

(千人)

年次 区分	現況 (平成28年3月)	将来 (平成52年)
市街化区域	77.2	(62.4)
都市計画区域	118.5	(95.8)
行政区域	130.8	105.7

注) 将来（平成52年）の市街化区域、都市計画区域の人口は、現況（平成28年3月）における各区域の行政区域に占める割合により算出した参考値

【 鶴岡市の人口動向・見通し 】



年度	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
将来展望	136,623	130,047	123,009	116,894	111,980	108,378	105,729	104,396	103,721	103,718	104,163
社人研推計	136,623	129,806	122,805	115,539	108,296	101,175	94,090	86,926	79,994	73,399	67,186

鶴岡市人口ビジョン

.....

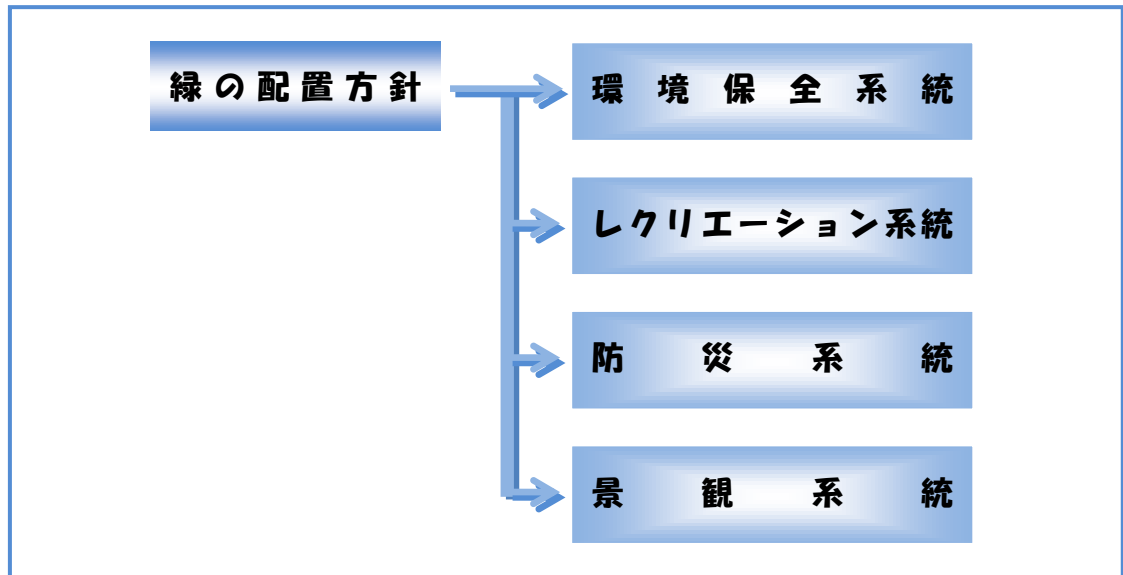
第3章 緑の系統別配置方針

.....

都市の緑が有する、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能系統別に緑の配置方針を示す。

また、緑の総合的な配置は、これらの4つの機能が効果的に発揮させるよう、各機能を重層的に配置し、これらが有機的に結ばれ、係わりを持てるように整備していく。

【 緑の配置方針の区分（系統） 】



1. 環境保全系統

■ 都市の緑の骨格となる優れた自然の形成

本市南部一帯の「森林」、西部の「日本海と海岸線」、山々からそそぐ「河川（16水系78河川）」は、本市の緑の骨格を形成する優れた自然に位置づける。

特に、金峯山周辺は「庄内海浜県立自然公園」、気比神社周辺は「自然環境保全地域」、南東部の朝日山地周辺は「磐梯朝日国立公園」に指定され、また大山上池・下池は「ラムサール条約登録湿地」となっており、引き続き自然公園法及び県条例等の緑地保全に関連する規制制度を活用しながら優れた自然環境を維持していく。

■ 農地、海岸の保全とその環境を活かした身近な環境教育の推進

農業振興計画に基づき、本市の基幹産業を支える生産基盤としての農地や海岸域等の適正な維持、保全を図る。

市街地周辺の農地や河川沿いの自然地、海岸や漁場等を活用した身近な環境教育の場と位置づけ、山形県水産試験場と県立加茂水産高校の協力のもと、水産・海洋に関する学習・研究施設との連携を図る。

■ 生物多様性に配慮した緑の保全と緑の連続性の確保

本市に存在する多様な生態系の拠点となる森林、山林と市街地をつなぐ主要な河川等の水辺や河川沿いの緑地は、市内に生息する生物の生息環境をネットワークする緑地としての役割を担っている。

特に、大山上池・下池はラムサール条約湿地への登録に伴い、国の鳥獣保護区・特別保護地区に指定されている。高館山は貴重なブナの群生地や寒地系植物と暖地系植物の双方が分布しているほか、多種の低標高地の湿性植物が見られるなどの特徴を有している。

内川では、ふるさとの川モデル事業（H1～H9）により河川浄化が進み、イバラトミヨ、ハグロトンボの蘇生が見られるなど、市民の水辺空間として動植物の再生・活用を図る。

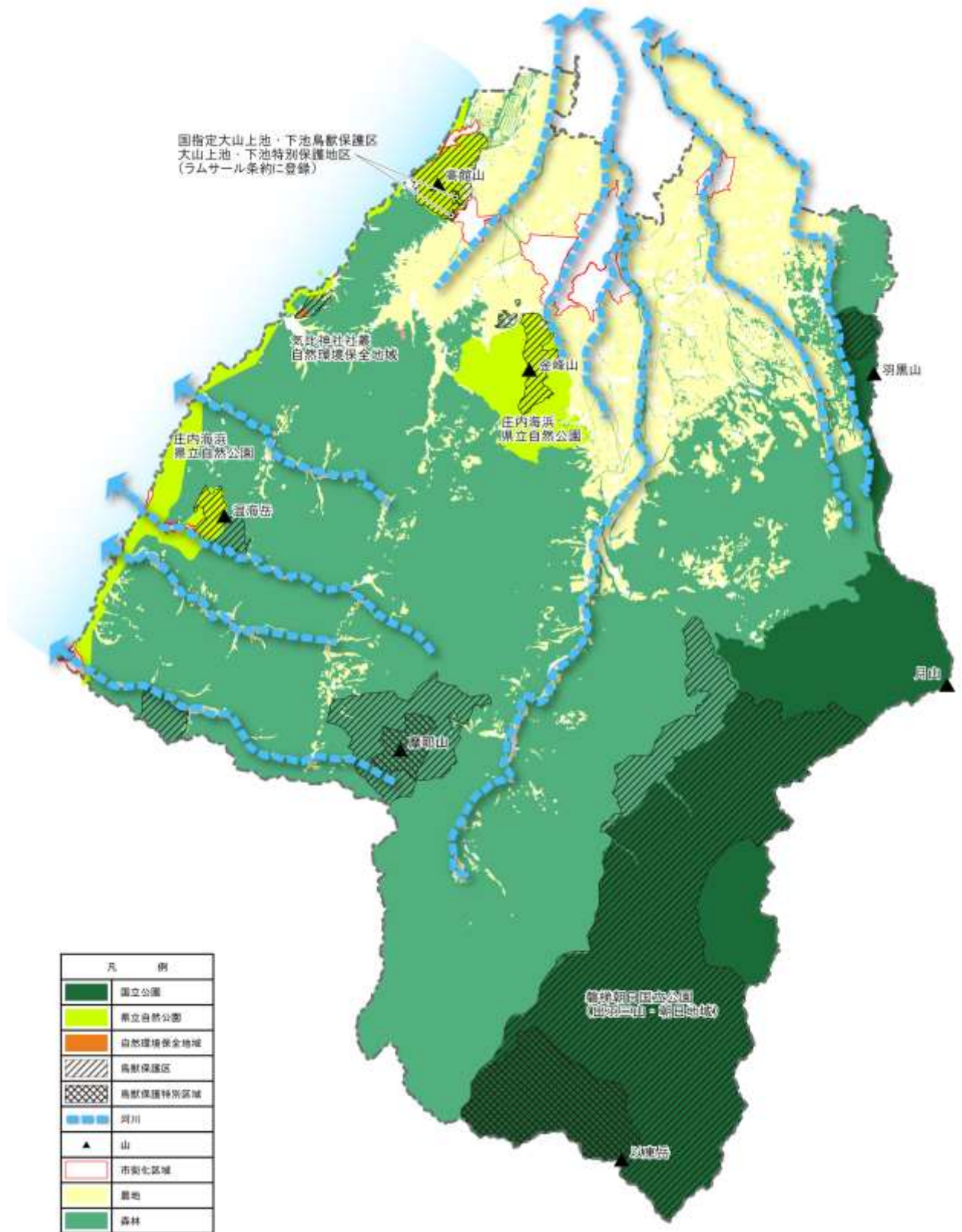
また、多種の鳥類が生息しているほか、冬には多くの水鳥が飛来し、全国的に重要な越冬地となっているなど豊かな生物多様性を支える緑の維持、保全と連続性の確保を図る。

■ 市街化区域内の緑化の推進

公共施設や大規模な民間施設の緑化を推進するとともに、地区計画制度等のまちづくりルールを活用した生垣の設置や敷地内の緑化などにより計画的な市街地の緑化を推進し、うるおいのある緑の市街地空間を創出する。

また、人と自然の共生を図り、森林地域以外でも安定的に野生動物の生息地となりうる緑地の確保に配慮し保全、整備をする。

【 環境保全系統の配置方針図 】



2. レクリエーション系統

■ 多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応する場の形成

都市レベルの広域的なスポーツ・レクリエーションニーズに対応する鶴岡公園、小真木原公園等の大規模な公園の維持、充実を図る。

市街化区域や集落における将来の人口や少子高齢化の進展に対応した身近な公園・緑地、オープンスペース等の整備を図る。

健康、運動等の各種ニーズに対応するため、鶴岡公園、小真木原公園、八森山レクリエーション広場、赤川河川緑地等の整備、拡充を図る。

■ 自然や歴史等の地域固有の資源を活用した観光・交流の推進

周辺の自然環境に配慮しながら、優れた自然環境に親しめる場や、学習、体験、交流の場として、金峯山をはじめとする自然公園や、ラムサール条約湿地に登録され、多様な植生や生態系が息づく大山上池・下池の保全に努める。

また、地域固有の山海の自然、景観、歴史的建造物など、本市の文化を培ってきた多様な資源を活用した観光・交流を推進する。

■ 森林、河川、海岸等を活用したレクリエーションの場の形成

自然との交流・ふれあいをテーマとした親自然型の新たなレクリエーション拠点の整備を図る。

森林・丘陵地の貴重な自然環境や、市民農園など、緑や土とふれあえる場の形成を図る。また、マリノバージョン拠点として、海水浴、ヨットやプレジャーボート等を利用した海洋性レクリエーションに対応した利活用を図る。

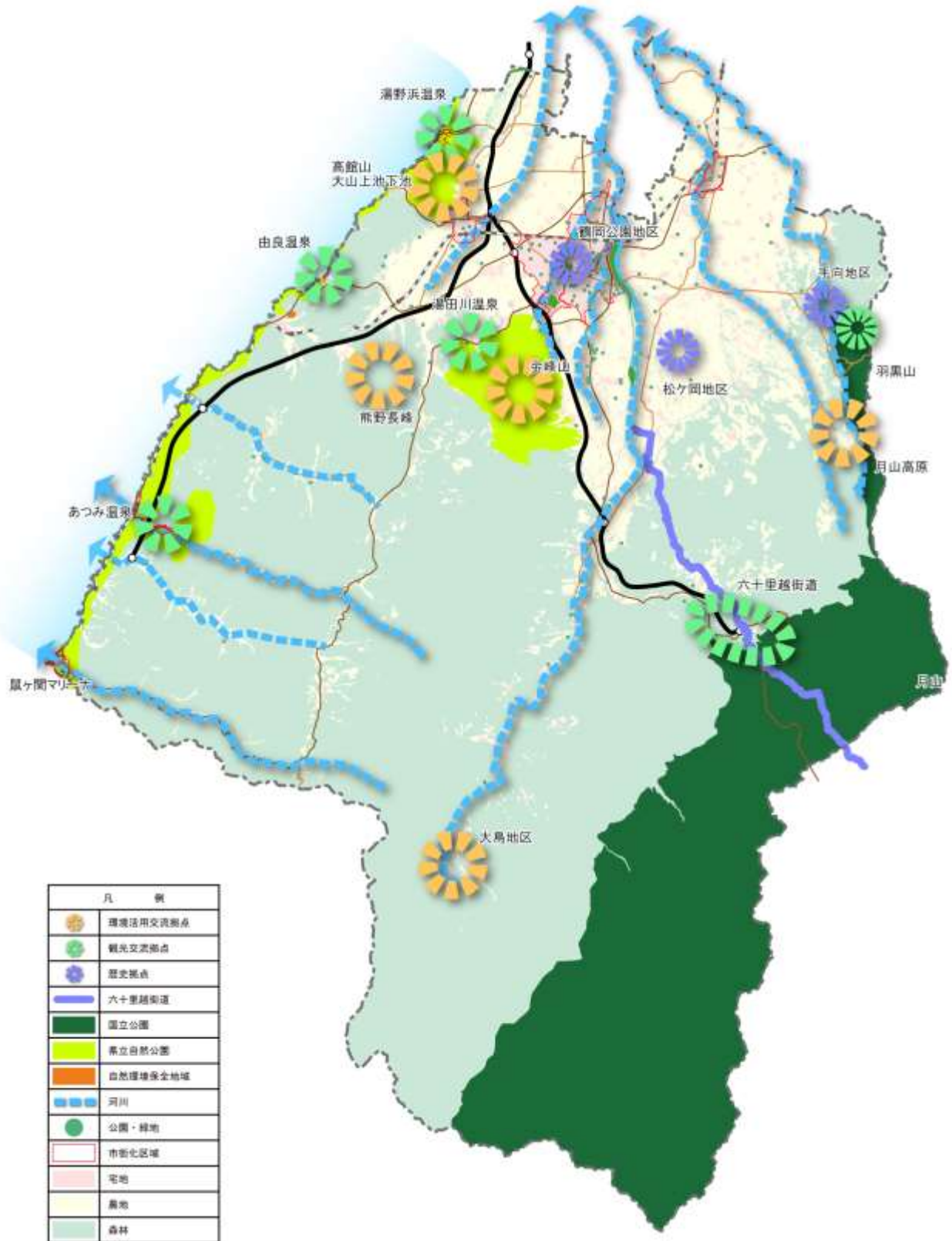
歴史資源、温泉、農村や漁港などの地域固有の場と、豊かな水産物や農産物等の食資源、固有の伝統文化等を活用した季節ごとに特徴あるイベントの開催など、地域固有の資源を活かしたレクリエーション機能の維持、充実を図る。

■ 緑のネットワークの形成

公園や緑地、市内の主要な施設間等をつなぐ遊歩道等の整備による緑のネットワークを形成する。

また、鶴岡の歴史情緒が感じられる城下町、羽黒の神秘的な修験道、月山を結ぶルート、善宝寺～湯野浜を結ぶルートなど、市街地や田園地帯の優れた景色や木漏れ日を浴びながら緑を体感するサイクリングロードの整備、充実を図るとともに、豊かな自然にふれあい、地域の文化・歴史を親しむ「新奥の細道（東北自然歩道）」や「つるおか森の散歩道」の利用促進を図る。

【 レクリエーション系統の配置方針図 】



3. 防災系統

■ 自然の有する災害危険の周知

本市の土地利用は約73%が山林となっており、土砂災害に巻き込まれる危険性を最小にするため、土砂災害の恐れがある地域が指定されている。（次図参照）

急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命や財産を守るため、擁壁など土砂災害防止設備の設置などを行うとともに、土砂災害警戒区域等における危険箇所の周知を図る。

■ 災害防止、環境保全機能を有する森林資源の保全

森林は、樹木や草木の根が土壌を押さえることにより、雨による表面土壌の流出や、土砂崩れ等の土砂災害を防止する機能を有している。この森林の土壌は、降水を一時貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、森林土壌が濾過することにより水質が浄化される。また、落葉等が土壌に養分を供給し、さらに河川を通じて海へ栄養を供給する機能がある。

さらに、地球温暖化の原因となっているCO₂の吸収・蓄積や、酸素を供給するとともに、蒸発散作用により、地球温暖化の緩和など、快適な環境を調節、形成する機能を有しており、災害防止、環境保全機能を有する森林資源を保全していく。

■ 河川災害に対する安全性の確保

本市は16水系78の河川が流れており、都市に潤いと身近な自然に親しむ機会を与える役割を有している一方、近年の異常気象に伴うまとまった降雨時には河川の氾濫等に十分な警戒が必要である。

このため、河道掘削や浚渫による流下能力の確保など、河川の適切な整備・維持管理を行うハード対策とともに、最大規模の降雨を想定した洪水ハザードマップの周知、災害時に円滑に避難誘導が行えるよう住民への避難情報の提供など、ソフト対策の充実を図り、ハード・ソフト両面において効果的な河川事業を推進する。

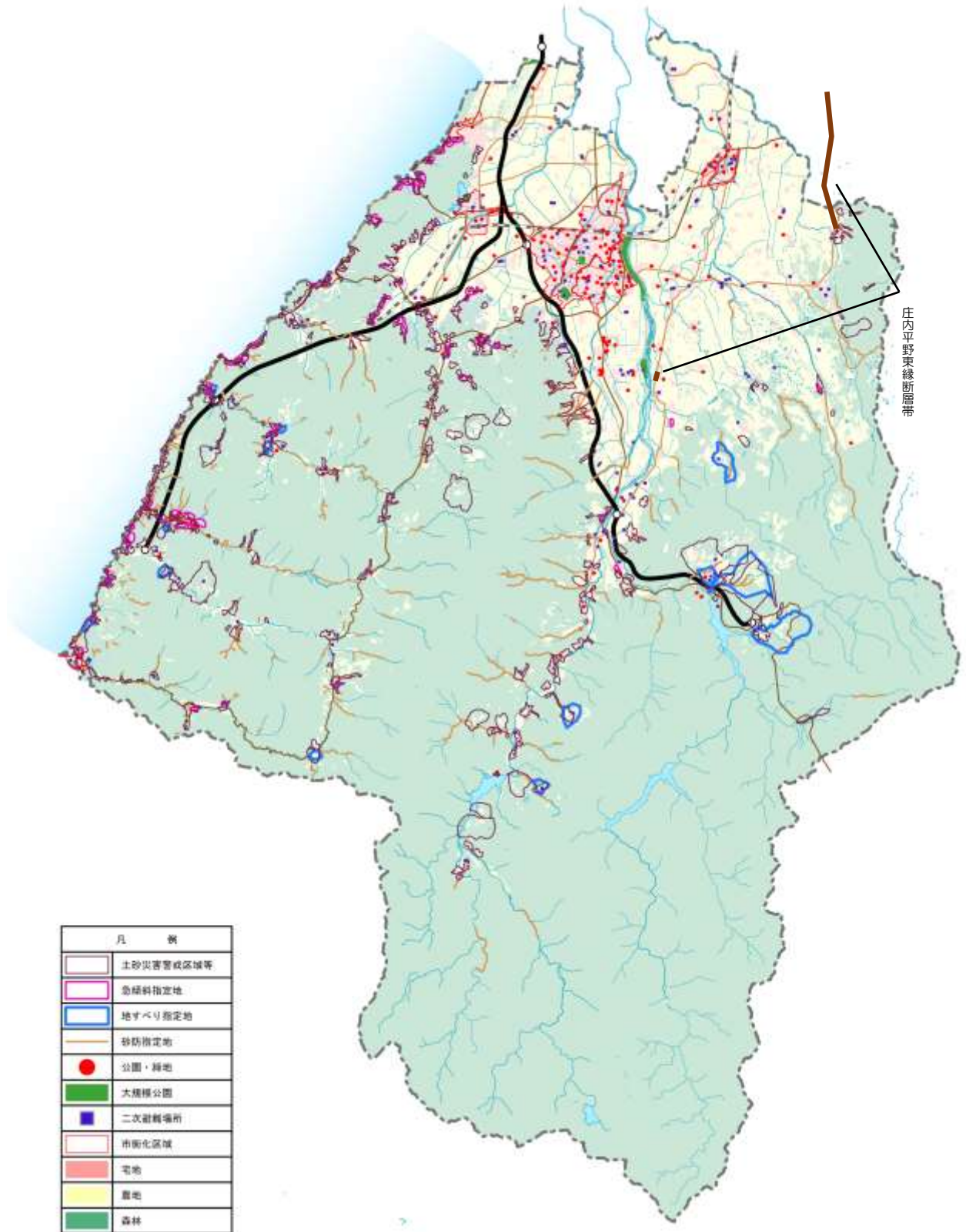
■ 都市防災の強化

防災計画と連動した道路・公園等の都市施設の充実・整備を図り、避難地・避難路などを確保し、防災都市構造の構築を図る。

広域避難場所としての役割を有する教育施設等の大規模公共施設の敷地内や周辺の緑化を検討し、避難場所の延焼防止を図る。

沿岸部の集落や漁港等においては、地震に伴う津波被害を想定した避難計画などを検討し、自然災害に備えたオープンスペースなどを確保するとともに、広域避難路、緊急輸送道路等の確保と明確化を図る。

【 防災システムの配置方針図 】



4. 景 観 系 統

■ ふるさと景観の形成

市街地等の平野部を取り囲む連続する山々とその稜線の景観を、本市の平野部からの特徴的な眺望景観として「緑のスカイライン」とし、自然豊かな森林・丘陵地を望むこの景観の維持、保全を図る。

海岸線の砂丘や岩場の景観、岬からの鳥海山等の眺望景観や由良白山島、鼠ヶ関弁天島の散策路等の修景地の維持、保全を図る。

「出羽富士」と呼ばれる鳥海山を遠景に眺望する庄内平野の四季折々の水田風景や、市内を貫流する河川の水辺空間とその周辺の緑地環境の維持、保全を図る。

■ 市街地景観の形成

社寺林、屋敷林、保存樹など、市街地内に潤いをもたらし、まちのシンボルとなる緑地景観の維持、保全を図る。

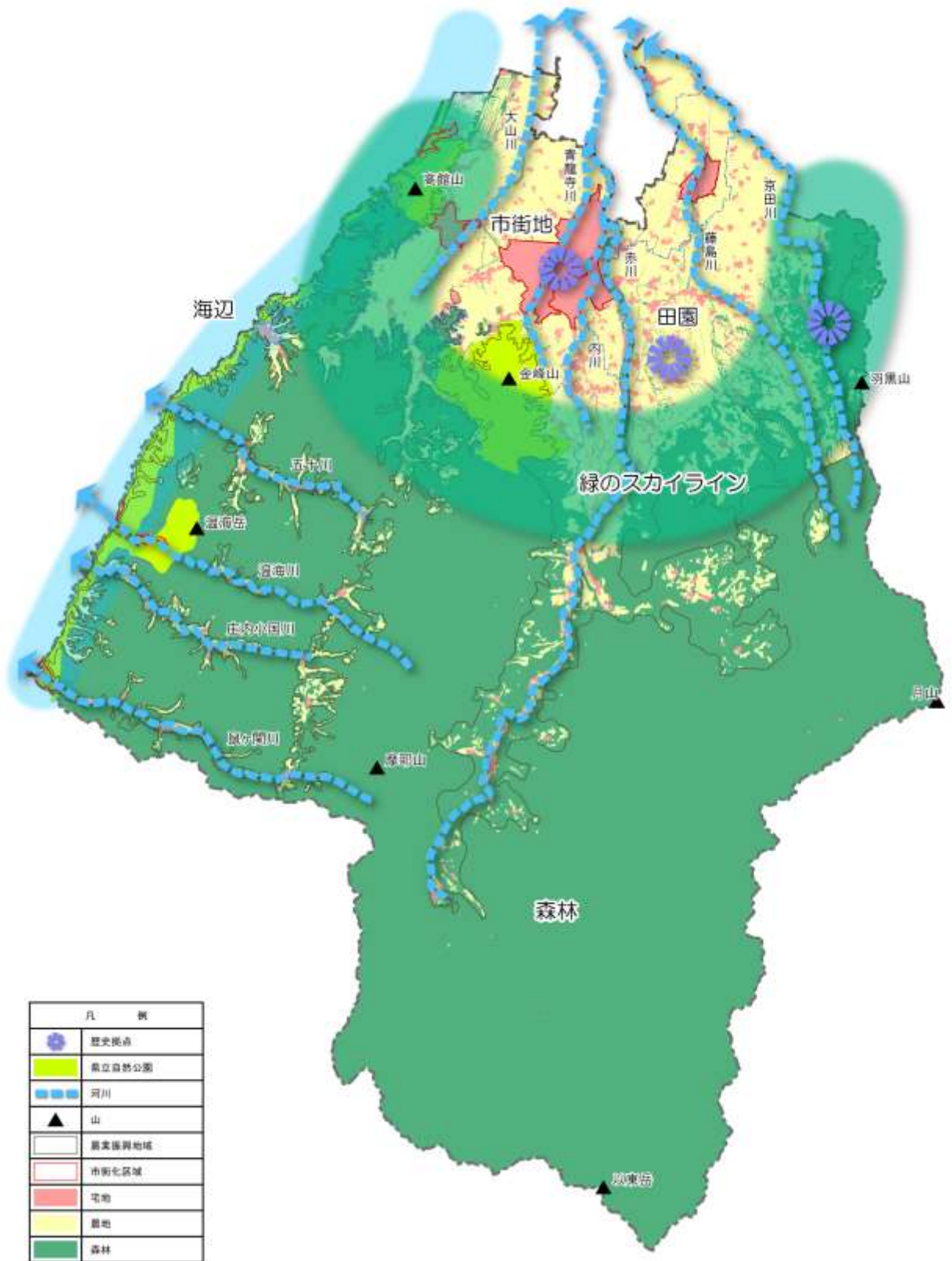
地区計画等のまちづくりルールを活用した民地や建築物の緑化を図る。

広大な庄内平野の田園に屋敷林が点在する伸びやかで開放的な集落景観や、中山間地域に点在する集落景観を保全する。

■ 景観ネットワークの形成

市街地内の緑や、景観資源等をつなぐ歩行者・自転車道等は、沿道の緑化を行い、景観ネットワークの形成を図る。

【 景観系統の配置方針図 】



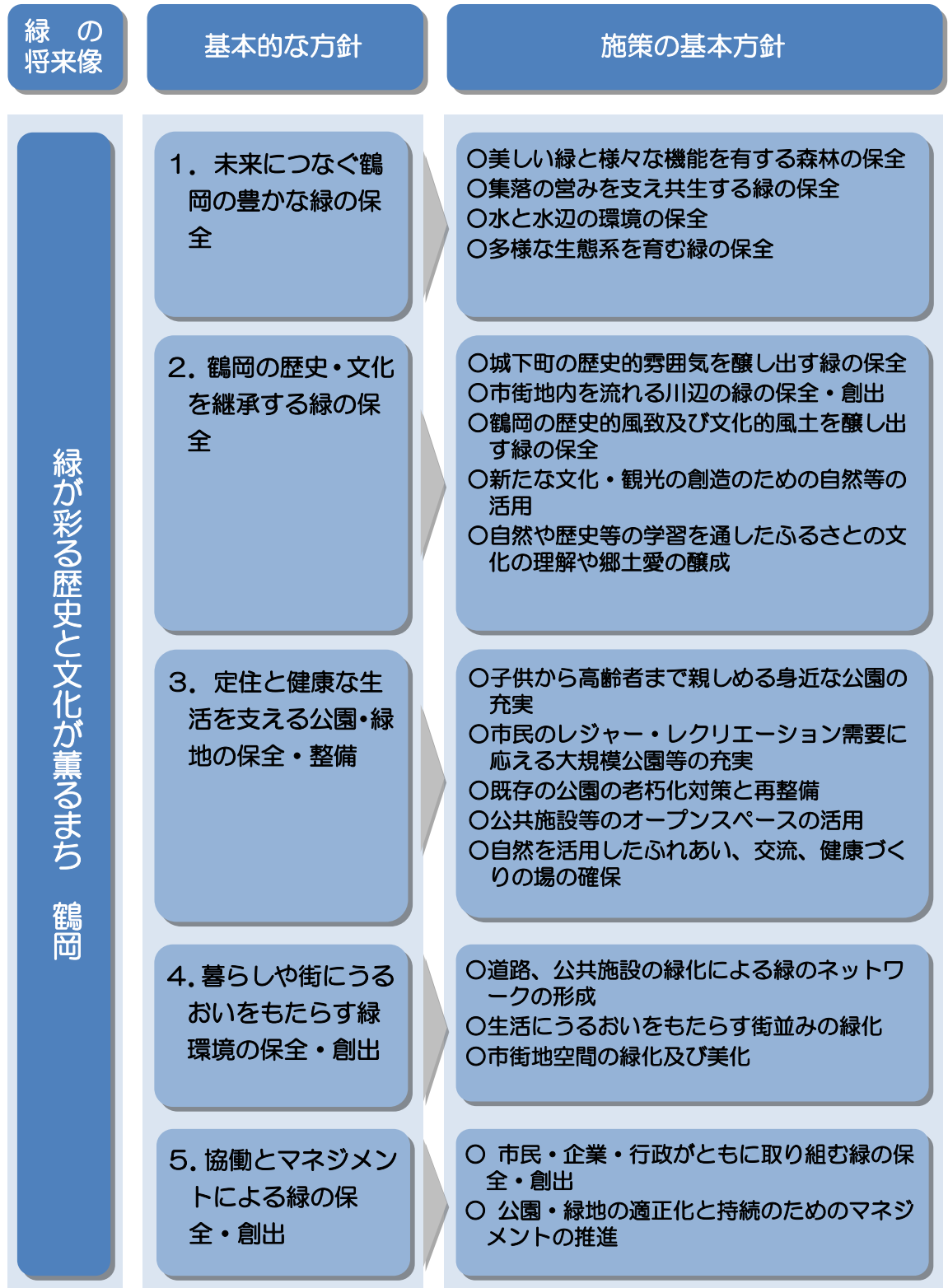
.....

第4章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

.....

前述した緑の将来像『緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡』及び将来像を実現する基本的な方針をもとに、各々の施策の基本方針を次のように定め、以下にその具体的な内容を示す。

【 施策の体系 】



1. 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全

■ 美しい緑と様々な機能を有する森林の保全（森林文化都市の推進）

東北一広い市域を有する本市において、森林は市域の約73%を占める広大な面積を有している。

本市では、この広大な森林を地域の貴重な資源として、市民と森林との新しい関係をつくり、森林があることで生活が豊かになる「森林文化都市」を目指している。森林は、月山や羽黒山、金峯山などの山々が連なって緑豊かな自然を形成しており、国立公園や庄内海浜県立自然公園などに指定されている。平野部を取り囲むこのような自然の山々は、本市の原風景であるとともに、市域の環境を保全する多様な機能を有する地域として、法指定を中心とした森林の保全を図っていく。



【 緑豊かな山々（青龍寺）】

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○緑豊かな森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・磐梯朝日国立公園の適正な運用 ・庄内海浜県立自然公園の適正な運用 ・気比神社社叢自然環境保全地域の適正な運用 ・森林地域制度の適正な運用 ・生態系の保全に配慮した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林の整備 ・人工林として不適切な森林における天然更新や広葉樹混交林への転換など、地形や地勢に適した森づくりの推進 ・学校などと連携した森林学習による、森づくり・森林環境保全意識の醸成 ・管理放棄された人工林への対処の検討と、多様な森林整備の提案 ・木材の地産地消への理解と消費の促進などの森林資源の循環による良好な森林環境の継承 ・森林文化都市構想の推進における「森を育てる・森を守る」ための各種取り組み
○貴重な自然や有用な緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園、自然環境保全地域の適正な運用 ・保安林の適正な運用 ・鳥獣保護区の適正な運用 ・特定ナラ林の被害木調査と被害木の伐倒駆除、予防活動によるナラ枯れ被害対策 ・海岸砂防林の松くい虫などの病害虫防除対策や被害森林の拡大防止 ・外来種であるニセアカシアの伐倒駆除の推進 ・地域住民や企業等の参加による健全で公益的機能の高い海岸の松林の維持・保全活動の推進 ・森林文化都市構想の推進における「森を守る」ための各種取り組み

施 策	主な取り組み
○自然災害、環境汚染の 防御	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流、地すべり、急傾斜地崩壊など土砂災害を防止する治山・治水対策の促進 ・災害予防、減災対策の情報を周知するハザードマップの作成 ・災害時の自主防災活動組織の構築 ・水位や水質の観測による水質汚染などの環境被害の未然防止

■ 集落の営みを支え共生する緑の保全

庄内平野の南部に位置する本市平野部は、穀倉地帯として水田を主とした農地が広がり、その中に農村集落が点在し、山地部の中山間地域には、河川に沿って山村集落が形成されている。

このような農山村地域では、集落環境の保全や持続的な営農が可能な環境の改善を図るとともに、生産基盤としての農地の保全・整備、森林の保全を進めていく。



【 良好な田園風景（滝沢・上山谷） 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○農山村地域の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林地域制度の適正な運用（再掲） ・生活環境の保全・整備 ・田園地域の特徴的な景観を構成する屋敷林の保全 ・景観計画にもとづく景観の保全 ・空き家の有効活用 ・耕作放棄地の有効活用 ・農家の幅広い参画による集落営農や法人化などの組織化の促進
○農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域及び農用地区域の適正な運用 ・農業生産基盤の改善、整備と中山間地域や海岸部などに散在する未整備地域の整備推進 ・農地の利用状況調査による耕作放棄地の実態把握とその解消並びに未然防止策の強化 ・農業の持続的発展を図るため、認定農業者を中心とした担い手の確保と新規就業者の育成 ・経営改善計画に基づく経営の規模拡大・安定化を図るための取組みの支援

■ 水と水辺の環境の保全

本市域は日本海に面し、赤川水系を主とした各河川が中山間地域、田園地域、市街地を流れ日本海に注いでいる。

緑豊かな山地部から流れる河川は、流量が豊富で緑の水辺環境を形成し、雨水排水をはじめ農地の用水利用とともに、本市の田園環境、市街地環境の重要な要素となっている。また、海浜部は庄内海浜県立自然公園に指定され、特徴的な景観を形成している。

このような現状を踏まえ、市域の環境の重要な要素である海岸及び河川の水辺の環境の保全・整備を図っていく。



【 市内を流れる赤川 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○海辺環境の保全・美化	<ul style="list-style-type: none"> ・庄内海浜県立自然公園の適正な運用（再掲） ・ごみ対策の推進 海岸漂着ごみ対策は「山形県海岸漂着物連絡調整会議」を活用して、適切な対応を図る ・磯やけなどの海洋環境変化への緩和方策の対応 ・市民と協働で取り組んでいる維持管理体制による海岸美化など良好な環境の維持・保全
○海岸の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・海水等による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜など）の整備促進は、海岸管理者の県と協議・打合せを進めていく
○河川の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質保全を図る下水道未普及地域の整備推進 ・生態系や自然の織りなす景観の保全 ・河川の氾濫を防ぐため、河川管理者の国・県と連携した主要河川（赤川、京田川、黒瀬川、湯尻川、矢引川など）の治水対策（河道掘削や砂防事業など）の整備促進により、市民の安全安心を確保する ・市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働による良好な河川環境の維持・保全

■ 多様な生態系を育む緑の保全

森林などの良好で豊かな環境を有する市域にあって、大山上池・下池はラムサール条約の登録湿地として指定されている。

また、国立公園、県立自然公園などの区域においても適正な制度運用による自然環境の保全、農業振興地域制度における農地の保全を実施するとともに、これらを通流する河川環境の維持に努め、生物多様性の保全にも対応した自然環境の保全を図っていく。



【ラムサール条約登録湿地の大山上池・下池】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○自然生態の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動の推進 ・ 森林文化都市構想の推進における「森を守る」ための各種取り組み
○ラムサール条約登録湿地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラムサール条約登録湿地の大山上池・下池とその周辺の自然の保全 ・ 森林文化都市構想の推進における「森を学ぶ」ための各種取り組み
○緑の生態ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な森林地域と田園地域、市街地、日本海をつなぐ緑の河川環境の保全による緑の生態系ネットワークの確保
○自然保護や環境保全への理解と普及の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の取り組みなど今日的な教育課題についての積極的な指導 ・ 「環境フェアつるおか」などの普及啓発イベントによる意識啓発 ・ 市民の環境意識の向上を図る教室や講座などの開催 ・ 環境の保全などを主体的・実践的に行動する人材の育成 ・ 「エコ通信」の発行による環境的確かな情報提供と市民への普及啓発 ・ 豊かな海づくりをめざすため、水産資源の保護・管理や海・湖沼の環境保全の大切さについての周知推進 ・ 森林文化都市構想の推進における「森を学ぶ」ための各種取り組み
○森林資源の循環と環境にやさしい農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林資源を木質バイオマス発電や木質ペレット・薪などの熱源利用に拡大することによる森林保全や林業振興 ・ 生物多様性の保全と環境に優しい農業の推進 ・ 消費者を対象とした講座や小中学生を対象とした実習の開催などによる環境保全型農業への理解促進 ・ 森林文化都市構想の推進における「森を活かす」ための各種取り組み
○環境被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体と連携した不法投棄防止と環境汚染防止のための速やかな原状回復 ・ 事業所等への公害防止対策指導や市民生活における環境汚染防止の意識向上

2. 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全

■ 城下町の歴史的雰囲気醸し出す緑の保全

鶴岡公園は鶴ヶ岡城址として、お堀や石垣、樹齢数百年の老杉が城の名残を感じさせる歴史的な公園であり、その周辺は史跡や文化財が集まり城下町の風情が色濃く残っていると同時に、近年は大学研究機関や病院、文化施設等の整備といった公共公益的な新しい姿を形成している。

このような地区の特徴を踏まえ、歴史的情緒のある鶴岡公園とその周辺地域の一体的な環境の整備による魅力的な地区の形成を図っていく。



【 鶴岡公園と周辺の緑 】

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○鶴岡公園の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の老朽化した施設等の更新 鶴岡の顔となる公園としての環境の整備 老木となった樹木の更新と緑の適正な維持管理
○鶴岡公園周辺の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 先端的な要素と伝統的、文化的な要素が共存する鶴岡公園周辺における互いの魅力が調和したまちづくりの推進 歴史と文化を継承する緑の保全と歴史的な雰囲気を醸し出す緑の創出
○歴史的風致維持向上の重点区域の事業推進	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画に位置づけられた鶴岡公園とその周辺地区における鶴ヶ岡城内堀周辺道路等の修景整備

■ 市街地内を流れる川辺の緑の保全・創出

鶴岡市街地内には、内川、青龍寺川が流れ、特に市街地の中心部、鶴岡公園周辺を流れる内川は、鶴岡の歴史的な雰囲気を醸し出す重要な要素として位置づけられている。

景観や親水性に配慮した河川の整備とともに、内川については、歴史的な情緒と鶴岡公園と中心市街地をつなぐ環境整備を進めていく。



【 内川の藻刈り 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○美しい川づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水性も取り入れた美しい川づくりの推進 ・ 河川内及び河川沿いの緑の適正な管理
○内川周辺的环境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心商店街につなぐエリアとなる内川周辺的环境整備とまちづくりの推進 ・ 趣のある河川沿いの緑や家並みの創出

■ 鶴岡の歴史的風致及び文化的風土を醸し出す緑の保全

歴史的風致維持向上計画において、重点的に歴史的風致の維持向上を図るべき地区として、鶴岡公園周辺地区のほか、羽黒手向地区、羽黒松ヶ岡地区が位置づけられている。城下町としての歴史や山岳信仰の文化的風土のある本市において、手向地区、松ヶ岡地区における歴史的風致の向上を図る取り組みを推進するとともに、その他本市の特徴を印象づける地区の環境整備を推進していく。



【 羽黒手向地区の歴史的街並みと緑 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○歴史的風致維持向上計画の重点区域の事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致維持向上計画に位置づけられた羽黒手向地区における歴史的な景観に配慮した緑の保全と植栽 ・ 同じく羽黒松ヶ岡地区における史跡内の立木等の整備
○景観計画の重点地区の事業推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美咲町のシンボルロードにおける街路樹と景観計画にもとづく沿道敷地の緑化による緑豊かな景観の演出 ・ 大鳥居周辺地区において良好な眺望景観の構成要素となっている樹木の保全
○景観重要樹木の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、文化、学術又は樹容に特徴を有するなど景観形成上重要な樹木における景観重要樹木の指定検討
○歴史文化ゾーンにおける風情ある環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度地区に指定された歴史文化ゾーンでは、城下町の風情、山当て（※1）の景観の保全に配慮した建物高さの制限 <p>※1 山当て：都市の町割りをするとき、主要街路および水路を近くの主要な山に向けて設置する手法。町のいたるところで山が見える都市の景観形成となる。</p>
○それぞれの特性を生かした温泉地の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な温泉地においてそれぞれが有する地域の自然、歴史、文化的環境を生かした街並みや景観の形成

■ 新たな文化・観光の創造のための自然等の活用

豊かな食文化に恵まれる本市は、日本で唯一のユネスコ食文化創造都市として、様々な地域資源を活用し、食文化をメインテーマとして豊かな農林水産物や風土を体験する新たな取り組みを行っている。また、平成28年度には国により「食と農の景勝地」としての認定も受けている。

多様な地域の食やそれを支える農林水産業、特徴ある景観等の資源の魅力を高める中で、森林や農地などの自然的環境の保全・活用を図っていく。



【 六十里越街道 】

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○豊かな自然環境を活用した観光への展開	<ul style="list-style-type: none"> 本市特有の歴史、文化特性や自然環境など豊富な資源の観光への活用 豊かな自然を活用した「トレッキング」「登山」「溪流釣り・磯釣り」などテーマ型観光、体験型観光への展開 森林文化都市構想の推進における「森に親しむ」ための各種取り組み
○自然の恵みを生かした観光への展開	<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡の食を楽しみ、鶴岡でしか感じることのできない「非日常」を提供する鶴岡ツーリズムの推進
○食文化との結びつきによる環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進や地域の食文化と農林水産業などが結びついた産業振興による森林や農地、水産等の環境保全 児童生徒や親子を対象とした食育事業の実施による本市の農林水産業と農林水産物への理解の促進 森林文化都市構想の推進における「森を学ぶ」ための各種取り組み

■ 自然や歴史等の学習を通じたふるさとの文化の理解や郷土愛の醸成

本市には城下町の歴史をはじめ、地域ごとに多様な伝統・文化を有している。

このような歴史、伝統・文化を後生に残し、伝承していくことは現在の人々の責務といえますが、近年の生活における価値観の多様化や生きがいがづくり、地方創生といった観点においても、これらを子どもたちに伝え、資源の保全・活用を行っていくことが必要となっている。



【 自然を活用した教育活動（大山公園） 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○学校教育と連携した緑の文化の学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 郷土の自然や歴史、文化などについて積極的に学び、「ふるさと鶴岡」を愛する心を育む教育活動の支援 • 子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会の積極的な提供 • 森林文化都市構想の推進における「森を学ぶ」ための各種取り組み
○食を通じた郷土の産物、自然等の理解・普及	<ul style="list-style-type: none"> • 学校給食における地場産物の利用を通じた、郷土の食文化や自然、産業への理解を深める場の提供
○自然や歴史等の学習による地域づくりへの波及	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の自然や歴史、伝統文化などの学習から、地域課題の理解や社会的活動に繋がる取り組みの支援 • 出羽三山など、特色ある自然や歴史、文化を学ぶ場の提供を通じた、地域に根差した文化的景観を保護・継承する意識の醸成

3. 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備

■ 子どもから高齢者まで親しめる身近な公園の充実

身近な公園は、日常生活における基盤施設であり、地方創生における子育て環境の充実の観点からもその充実が求められている。

市街化区域内は、既存の街区公園の利用圏域に多くの地域がカバーされていますが、一部に街区公園が不足している地区がみられる。

質の高い生活環境を整備するために身近な公園の整備を図るとともに、公園利用状況に応じた公園の役割・機能の明確化を図っていく。



【生活に身近な街区公園（美咲町）】

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○身近な公園・広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において公園が不足している地域における街区公園等の整備 特に、立地適正化計画において居住誘導区域に定められた区域における公園・緑地の充実 鶴岡ランド・バンク事業を活用した身近な広場等の創出
○地域特性等を踏まえた公園施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園の利用状況を踏まえた、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園等の施設、機能の役割分担の明確化 スポーツやレクリエーション、文化活動など市民活動にも配慮した地域特性を生かした公園・緑地・広場の整備

■ 市民のレジャー・レクリエーション需要に応える大規模公園等の充実

余暇活動やスポーツ・レクリエーションの多様化・高度化、また、高齢者人口の増加に伴い、やその活動の拠点となる総合公園、運動公園等の充実が求められている。

大規模公園における施設の充実や新たな需要に対応した河川緑地の整備を進めるとともに、効率的な運営と利用しやすい環境の整備を進めていく。



【小真木原公園】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○大規模公園の施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> すべての市民が利用する総合公園、運動公園の特性及び役割に対応した施設等の充実
○赤川河川緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 赤川の河川敷に計画された大規模な緑地の整備推進
○特殊公園及び緑地の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 大山公園など風致、動植物等の特徴的な役割・内容を備えた特殊公園の適正な維持管理 公害・災害の防止や都市の自然的環境の保全等の役割に対応した緑地の保全、維持管理
○利用ニーズに対応した施設・機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能強化と有効な活用 地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能の整備 高齢期の生きがいづくりにつながる高齢者スポーツの機会拡充などの環境整備
○適正な施設の運営とサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営 施設の利用状況の公開やネットワーク化などによる利便性の高い、充実したサービスの提供
○公園内樹木の保護と更新	<ul style="list-style-type: none"> 鶴岡公園の桜など市民に親しまれている樹木の保護と計画的な更新

■ 既存の公園の老朽化対策と再整備

市街地内のほか、市域内には各種の公園が整備されており、一部には老朽化が目立ってきている公園や利用者のニーズ、社会的の変化に対応していない公園がみられる。

このため、既存公園内の施設の老朽化対策や再整備とともに、新たな要請に対応できるよう施設の改善等を進めていく。



【 再整備された湯田川公園 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○既存公園の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公園における施設の老朽化に対応した施設等の更新や撤去
○既存公園の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 市民利用ニーズの変化や施設の老朽化、樹木の繁茂などにより公園の利用環境が悪化している公園の再整備
○社会の変化に対応した公園の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地・広場の整備におけるユニバーサルデザインの推進 公園施設における防災機能の拡充・付加

■ 公共施設等のオープンスペースの活用

市街地内では、建物立地の現状等から容易には新たな公園の整備ができない状況にある。

このため、市街地内に分布する各種公共施設のオープンスペース等の有効活用を進めていく。



【 公共施設の広場スペース 】
（慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス）

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○学校施設等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場としての学校施設等の有効活用
○公共施設内のオープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> 生活に身近な公共施設におけるオープンスペースを所有者協力のもと、子どもの遊び場に有効活用
○寺社のオープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> 神社、寺院の境内のオープンスペースの解放による活用

■ 自然を活用したふれあい、交流、健康づくりの場の確保

余暇時間の増加や余暇活動の多様化等に伴い、自然環境を活用した学習、スポーツ、レジャー、レクリエーションが盛んになってきている。

そこで、豊かな森林や田園の環境を生かして、子どもから大人まで、ふれあい、交流、健康といった観点から森林公園等を利用した活動の場や参加の機会の創出を図っていく。



【 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」 】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○自然にふれあい、学ぶ機会及び場の創出	<ul style="list-style-type: none"> • 学校や幼稚園、保育園の校（園）外学習等において、自然体験や集団活動の面で効果的に活用できる環境としての公園・緑地の整備 • 豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保と人材の確保、育成 • 子どもたちをはじめとした市民が楽しく自然環境について学べるよう、自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とする学習活動の推進 • 森林文化都市構想の推進における「森を学ぶ・森で育てる・森に親しむ」ための各種取り組み
○森林資源を生かした交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 森林文化都市構想の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドの整備 • 多様な森林形態を有する本市の特徴を生かした、新たな森林空間の整備推進 • 森林文化都市構想の推進における「森で育てる」ための各種取り組み
○健康づくりにおける森林空間の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり場として活用 • 誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができる里山あるきなどのウォーキングの普及 • 森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報の収集・発信による市民が森林に親しむ機会の拡充 • 森林文化都市構想の推進における「森に親しむ」ための各種取り組み

4. 暮らしや街に潤いをもたらす緑環境の保全・創出

■ 道路、公共施設の緑化による緑のネットワークの形成

市街地内の公共空間、公共施設においては、必ずしも緑化が進められているとはいえない状況にある。

このため、公園内はもとより、幹線道路や公共施設敷地における緑化を図り、緑のある公共空間を創出するとともに、生態系にも配慮した緑のネットワークの形成を進めていく。



【 公共施設における緑化 】
(慶應義塾大学鶴岡タウンキャンパス)

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○道路の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路等の広幅員の幹線道路における街路樹や中低木による緑化の推進
○公園内の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 憩いの場、身近な緑空間としての公園内の緑化の推進
○公共施設敷地の緑化と既存樹木の保全	<ul style="list-style-type: none"> 街並みの緑化を先導する公共施設敷地の緑化の推進 公共施設のシンボルとなっている樹木の保全
○寺社の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落に残る貴重な緑として神社・寺院境内等の樹林の保全

■ 生活に潤いをもたらす街並みの緑化

市街地内における人口の減少や高齢世帯の増加、さらには空き家等の発生により、宅地内の樹木の減少が懸念され、市街地内に潤いをもたらす緑環境の低下が心配されている。

このため、特にその傾向の恐れがある市街地中心部等における緑化方策の検討を行うとともに、新市街地においては計画的な緑化の推進を図っていく。



【 地区計画による住宅地の緑化（美咲町）】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○市街地中心部の重点的な緑化	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて楽しい中心市街地の観光の街づくりに向けて、地域の歴史、文化等の特性と緑が調和した街並み景観の創出 立地適正化計画で定めた居住誘導区域における宅地の緑化による緑ゆたかなうるおいのある住宅地空間の創出
○地区計画制度を活用した市街地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画が定められた地区における生垣の設置と緑化規定に応じた敷地内緑化の促進 地区の特性にふさわしい良質な生活環境を維持・創造する地区計画制度の活用促進

■ 市街地空間の緑化及び美化

市街地内でスポット的にみられる花々は、通勤や買い物、散歩などにおけるやすらぎをもたらすとともに、市街地内の魅力的な空間となっている。

市街地内の公共的なスポット空間における花木の植栽を進めるとともに、市街地内でシンボル、ランドマークとなっている高木等の保全を進めていく。



【ランドマークとなっている樹木（馬場町）】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○スポット空間の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いや公共用地のスポット的な空間における花木等の緑化
○シンボルとして印象づける樹木の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落でシンボル、ランドマークとして印象づける樹木の保全
○公共空間における美化活動	<ul style="list-style-type: none"> 全市、地域における公共空間の美化活動の推進

5. 協働とマネジメントによる緑の保全・創出

■ 市民・企業・行政がともに取り組む緑の保全・創出

市街地空間における人と緑の共存には、適正な緑の維持管理が必要であり、行政のみではきめ細かな対応が困難な状況が見受けられる。

このため、市民、企業と行政が協力した緑等の維持管理や緑化活動を推進するため、その活動への支援の拡充とともに、啓発活動、組織化などにより幅広い市民活動への展開を進めていく。



【市民参加による森づくり活動（油戸）】

【 施策の方針 】

施策	主な取り組み
○市民協働による緑の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との協調・協力による公園・緑地の整備と維持保全 ・市民と企業、行政の協働による自然環境の維持保全 ・地域住民や企業などの協力・参加による道路、公共施設の緑の維持保全
○市民協働による緑化とその活動の支援及び普及	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン作戦など市民や団体が取り組む環境美化活動の支援 ・市民の主体的な緑化活動に対し、緑の募金事業の活用による支援の拡充 ・緑に関する市民・企業の関心の育成 ・緑の保全及び緑化に関する市民活動の普及・啓発
○市民参加の森づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動の推進 ・森林文化都市構想の推進における「森を守る」ための各種取り組み
○農山漁村環境の保全活動の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村地域の産業振興、活性化に向けて、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくり ・農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じた適切な保全管理 ・森林文化都市構想の推進における「森で暮らす」ための各種取り組み

■ 公園・緑地の適正化と持続のためのマネジメントの推進

既存の公園は、時間の経過とともに施設の老朽化が進み、定期的な施設の更新や公園の再整備が必要となる。

このため、施設の適正な維持管理と長寿命化を進めている。また、規模が大きく維持管理に多くの費用を要する公園については、可能な限り民間活力を活用した公園の運営を検討していく。



【指定管理者制度を活用した大山公園】

【 施策の方針 】

施 策	主な取り組み
○公園の再整備と適正化	<ul style="list-style-type: none"> • 公園の再整備における基本方針の作成 • 公園の利用状況等に応じた各種公園の役割・機能の明確化とそれに対応した施設等配置方針の見直し、適正化
○既存公園の適正な維持管理と長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> • 施設管理台帳の整備等による既存の公園・緑地の適正な維持・管理 • 施設利用の長寿命化対策や維持管理費の低減等を図る公園長寿命化計画の策定
○持続可能な公園及び緑の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> • 指定管理者制度の積極的な活用 • 公園施設の整備・管理や魅力づくりへの民間活力の導入の検討 • 貴重な緑の保全や維持管理のための基金等の仕組みづくりの検討
○市民活動への支援と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 緑に関する市民団体・組織への支援の拡充 • 市民協働を推進するための団体・組織との連携の強化

.....

第5章 緑の整備及び保全の方針

.....

公園・緑地の整備方針

- ・森林文化都市として森林を学び、森林を保全し、森林を活用する緑づくり
- ・地域の拠点となる公園での賑わい創出の支援
- ・市民の公園・緑地として愛される、市民が担い手となる公園管理の仕組みづくり
- ・来訪者が楽しめる市街地緑地を進め、民間主体による緑地空間の創出
- ・人口フレームに応じた近隣公園の充実と街区公園の集約化

1. 施設緑地の整備目標及び整備方針

本計画の目標年次までにおける施設緑地の整備目標は、施設緑地の整備に対する住民ニーズの多様化、公園用地取得の問題、財源確保等を踏まえ、以下のとおり設定する。

(1) 都市公園

■ 総合公園：鶴岡公園

総合公園は、本市では鶴岡公園がこれに当たり、都市住民全体を対象に休息・観賞・散歩・遊戯・運動・歴史の保全等、多様な公園機能を担っている。

供用面積は、平成28年10月現在11.97ha、行政区域人口1人当たり0.9㎡/人となっており、標準的な目標値の3.0㎡/人を下回っている。

鶴岡公園周辺は、鶴ヶ岡城址や藩校致道館、致道博物館など鶴岡の歴史文化を伝える遺産が集積しており、鶴岡公園は本市の歴史・文化を象徴する公園であり、歴史文化、学術研究、芸術文化といった文化的機能を有する施設群を配置することによって地区全体を市民の文化的活動と交流の拠点、また文化発信の拠点と位置づけている。

鶴岡公園は、市街地の中心部に位置することから、目標水準を達成する面積の拡大は困難であるが、周辺施設等と一体となって、今後とも本市のシンボル拠点と位置づけ、必要な維持管理を図りながら、濠を活かした快適な水辺環境づくりなど質的な向上を推進するものとする。さらに、広場については、民間事業者による収益事業を可能とし、市民の賑わいづくりを進める。

【 総合公園の整備目標 】

	整備面積 (ha)	人口1人 当たり 面積 (㎡/人)
総合公園 (平成28年10月現在)	11.97	0.9
整備目標 (平成38年)	-	- (参考：3.0)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な目標値

■ 運動公園：小真木原公園

運動公園は、本市では小真木原公園がこれに当たり、都市住民全体を対象に主として運動等を行う役割を有している。

供用面積は、平成28年10月現在22.60ha、行政区域人口1人当たり1.7㎡/人となっており、標準的な目標値の1.5㎡/人を上回る面積が確保されている。

今後も住民ニーズや健康志向に対応した各種スポーツ施設の拡充を図っていくものとする。

【 運動公園の整備目標 】

	整 備 目 面 積 (ha)	人 口 1 人 当 たり 面 積 (㎡/人)
運 動 公 園 (平成28年10月現在)	22.60	1.7
整 備 目 標 (平成38年)	-	2.0 (参考: 1.5)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な目標値

■ 住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）

住区基幹公園は、住民に最も身近な公園で、地域コミュニティの醸成の場となるとともに、地域の生活環境の向上や災害時における避難場所として日常生活に欠かすことのできない公園であり、市民の意向でも身近な生活基盤施設としての「公園」の整備など、住みよい環境づくりが求められている。さらに、地域の核となる公園については、地域住民が親しみ自ら管理する公園とするため、指定管理者制度に移行するとともに、民間事業者の収益事業を可能とし、市民の賑わいづくりを進める。

また、人口減少社会に応じ、近隣公園、地区公園等へは来訪者の増大のため遊具等の公園施設の充実を図り、一方、街区公園については、子どもの数に合わせた適正配置を見直し、いたずらに多種類の遊具設置にはせず、公園毎の遊具の個性化、個別化により街区公園の回遊型利用を促す。

◇ 街区公園等

街区公園は、居住地から概ね250mの範囲で面積0.25haを標準として計画し、住民に最も身近な公園である。

本市の市街化区域内に88箇所、13.25ha供用し、市街化区域人口1人当たり1.7㎡/人となっており、標準的な目標値の1.0㎡/人を上回っている。

今後は、市街地内の低・未利用地等を活用したポケットパークなど、多様な手段を用いて公園の誘致圏に入らない空白域を解消し、また、年少人口の規模に応じ遊具等の公園施設の集約化や個別化を図り、周辺の街区公園との回遊型利用を目指しながら、2.0㎡/人の確保に努める。また、市街化区域外の集落地域においては、人口の分布や集落の規模等に応じて都市公園、緑地等各種公園の充実を努める。

【 街区公園の整備目標 】

	整 備 目 面 積 (ha)	人 口 1 人 当 たり 面 積 (㎡/人)
街 区 公 園 (平成28年10月現在)	13.93	1.8
整 備 目 標 (平成38年)	-	2.0 (参考: 1.0)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な市街化区域の目標値

◇ 近隣公園

近隣公園は、居住地から概ね500mの範囲で面積2.0haを標準として計画し、住民の休養、散策に供する公園である。

本市の市街化区域内に6箇所、7.33ha供用し市街化区域人口1人当たり0.9㎡/人となっており、標準的な目標値の2.0㎡/人を下回っている。

近隣公園は、小学校区にバランスのとれた配置を構想として持ち、今後の土地利用状況の変化に備えながら、2.0㎡/人の確保に努め、あわせて遊具等の公園施設の充実を図る。

【 近隣公園の整備目標 】

	整備目標面積 (ha)	人口1人当たり面積 (㎡/人)
近隣公園 (平成28年10月現在)	7.33	0.9
整備目標 (平成38年)	-	2.0 (参考：2.0)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な市街化区域の目標値

◇ 地区公園

地区公園は、居住地から概ね1kmの範囲で面積4.0haを標準として計画し、住民の運動・遊戯等のレクリエーションや環境保全機能を有する公園で、その地域のシンボルになる公園であるが、本市では計画されていない。

地区公園規模の公園の整備は、立地できる場所が制約され、事業化が困難なことも予想されるため、目標年次における整備目標としては盛り込まないものとする。

【 地区公園の整備目標 】

	整備目標面積 (ha)	人口1人当たり面積 (㎡/人)
地区公園 (平成28年10月現在)	-	0.0
整備目標 (平成38年)	-	- (参考：1.0)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な市街化区域の目標値

■ その他の大規模公園（特殊公園・都市計画緑地等）

その他の大規模な公園は、特殊公園(風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園)や都市の自然的環境の保全や改善、都市景観の向上を図ることを目的とした緑地等があり、本市では風致公園と都市計画緑地を指定している。平成28年10月現在93.04ha供用し行政区域人口1人当たり7.1㎡/人となっており、標準的な目標値の8.5㎡/人を下回っている。

◇ 特殊公園：大山公園

特殊公園（風致公園）は、本市では大山公園がこれに当たり、供用面積は、平成28年10月現在7.35haとなっている。大山公園は都市の風致を維持、保全する役割を有しており、また、その周辺には自然に親しみながら学習や交流のできる施設『鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」』が整備されている。「自然を愛し科学する心」、「生命の大切さを感じる心」、「郷土を愛し誇りに思う心」を育み、「庄内全域」をとらえた広域的な自然学習を推進しており、引き続き大山公園と一体的且つ計画的な整備を図る。

◇ 都市計画緑地

都市計画緑地は、平成28年10月現在19箇所、供用面積が85.69haとなっている。今後は、生育する植物の保全とオープンスペースの確保により災害防止・公害緩衝・環境衛生・景観向上とともに、植物本来の市民に与える快適性、都市形態等、本市の自然環境を構成する要素として、特に重要なものとして保全、整備する。また、市街地に隣接する身近な緑地空間として、多くの市民に利用されている赤川河川緑地については、その利便性を高める施設や広場等を、国土交通省直轄の河川整備計画と整合を図りながら、目標水準を想定した、計画、整備を進める。

◇ 農村公園

農村公園は、農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園を含む。

市内には、42箇所あり、規模の規定はなく、100㎡～8,300㎡程度までの平均2,100㎡と集落状況において整備され、公民館類似施設と併設されているものも多く、ブランコ等の幼児用遊具も設置されている。今後も地域の集いの場や避難場所としての維持管理に努める。

【 農村公園の整備目標 】

	整備目標面積 (ha)	人口1人当たり面積 (㎡/人)
農村公園 (平成28年10月現在)	-	0.0
整備目標 (平成38年)	-	- (参考：-)

注) 参考値は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月19日)による標準的な市街化区域の目標値

■ 都市公園等の整備の目標

公園の整備は、既存の公園や公共施設等の立地状況を勘案しながら、用地の確保及び配置の検討を行っていくものとするが、事業化が困難なことも予想される。

目標年次における整備目標は、市街地内の低・未利用地や施設跡地等を活用しながら街区公園及び近隣公園等の身近な公園の整備、確保に努めるとともに、優れた自然や景観など構成する緑地等の保全、活用を図りながら、行政区域人口1人当たり15.0㎡/人を目標とする。

【 緑の整備目標 】

	平成28年10月現在			整備目標（平成38年）		備 考 目標水準
	面積(ha)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)	
街区公園等	13.25	1.7		2.0		1.0
近 隣 公 園	7.33	0.9		2.0		2.0
地 区 公 園	-	-		-		1.0
住区基幹公園計	21.58	2.6	(2.1)	4.0		4.0
総 合 公 園	11.97		0.9		(※1.0)	鶴岡公園 3.0
運 動 公 園	22.60		1.7		2.0	小真木原公園 1.5
都市基幹公園計	34.57		2.6		3.0	4.5
基幹公園計	59.15		5.2		7.0	8.5
特 殊 公 園	7.35					大山公園 8.5
都市計画緑地	85.69		7.1		8.0	
その他の緑地	93.04		7.1		8.0	8.5
農村公園	-		-			
都市公園等合計	152.19		12.3		15.0	17.0

注) 整備目標は、住区基幹公園は市街化区域、その他の公園は行政区域人口を対象とする

注) 都市公園等合計の1人当たりの整備面積は、農村公園の1人当たりの整備面積を除く

※ 総合公園の整備目標は設定していないが、全体の目標値を設定するにあたり暫定で1.0としている

(2) 公共施設緑地

- 身近なレクリエーションの場の維持、整備、確保
- 緑のネットワークの形成（河川・水路、道路空間の積極的な活用）

■ 公共公益施設

市街地内に広大なオープンスペースを有している小・中学校は、市民が気軽に利用できる身近な地区の拠点施設として、グラウンドや体育館等の地域への開放を促進する。

加茂水族館については、市民（県民）に学習の場・憩いの場を提供することで、周辺施設とのネットワークにより本市沿岸域の魅力の向上を図る。

若者の定住を促進するとともに、ゆとりある豊かな生活の実現のため、冬季間も健康増進やレクリエーション等に活用できるスポーツ施設を整備する勤労者総合スポーツ施設整備事業を促進する。特に、八森山レクリエーション広場や櫛引総合運動公園は、住民のレクリエーション需要に対応する施設としてその維持・保全を図る。

■ 道路・河川

市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進するとともに、連続した沿道緑化等を推進し、潤いと魅力ある自転車・歩行者空間の形成を図る。

また、河川・水路内の緑地空間の保全、整備を推進するとともに、これらの道路・河川・水路を活用しながら緑のネットワークの構築に努める。

2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針

● 既存の法指定状況に基づき、継続的に良好な緑地環境の維持、保全と活用を図る

■ 河川区域

赤川をはじめ、市内を貫流する16水系の河川やその支流に指定されている河川区域などの指定継続を図り、水面等の保全を図る。

特に、内川の市街地流域区間については、本市の歴史的市街地を繋ぐ重要河川として、生態系の保全に努めるとともに、市民の憩いの場となる散策空間の整備を図る。

■ 農業振興地域

市街地及び急峻な丘陵地を除く平坦地は、概ね農業振興地域に指定された水田地帯となっており、このうち、農用地に指定されている区域については、本市の基幹産業の一翼を担う良好な生産基盤であるとともに、良好な景観形成要素として今後とも法指定の継続を図る。

● 条例に基づき、緑の流れの確保と緑地の維持、保全と活用を図る

■ 庄内海浜県立自然公園（山形県指定）

良好な自然環境が残る庄内海岸一帯及び金峯山は、庄内海浜県立自然公園の指定がされており、現行指定を継続しその保全・活用を図る。

■ 緑地環境保全地域（山形県指定）

気比神社（三瀬）の社叢は、日本海沿岸の原植生を模式的に示す貴重な地域として緑地環境保全地域（昭和50年3月10日指定10.7ha）に指定されており、現行指定を継続しその維持・保全を図る。

■ 地区計画

土地区画整理事業等により計画的に整備を行った伊勢横内地区、茅原地区、南部地区、大山向町地区、西部地区、遠賀原地区、北部地区、小真木原地区は、個性ある街づくりを行うため地区計画の指定を行っており、良好な都市景観や緑の保全、創出を積極的に継続していく。

■ 景観計画（景観重要樹木の指定）

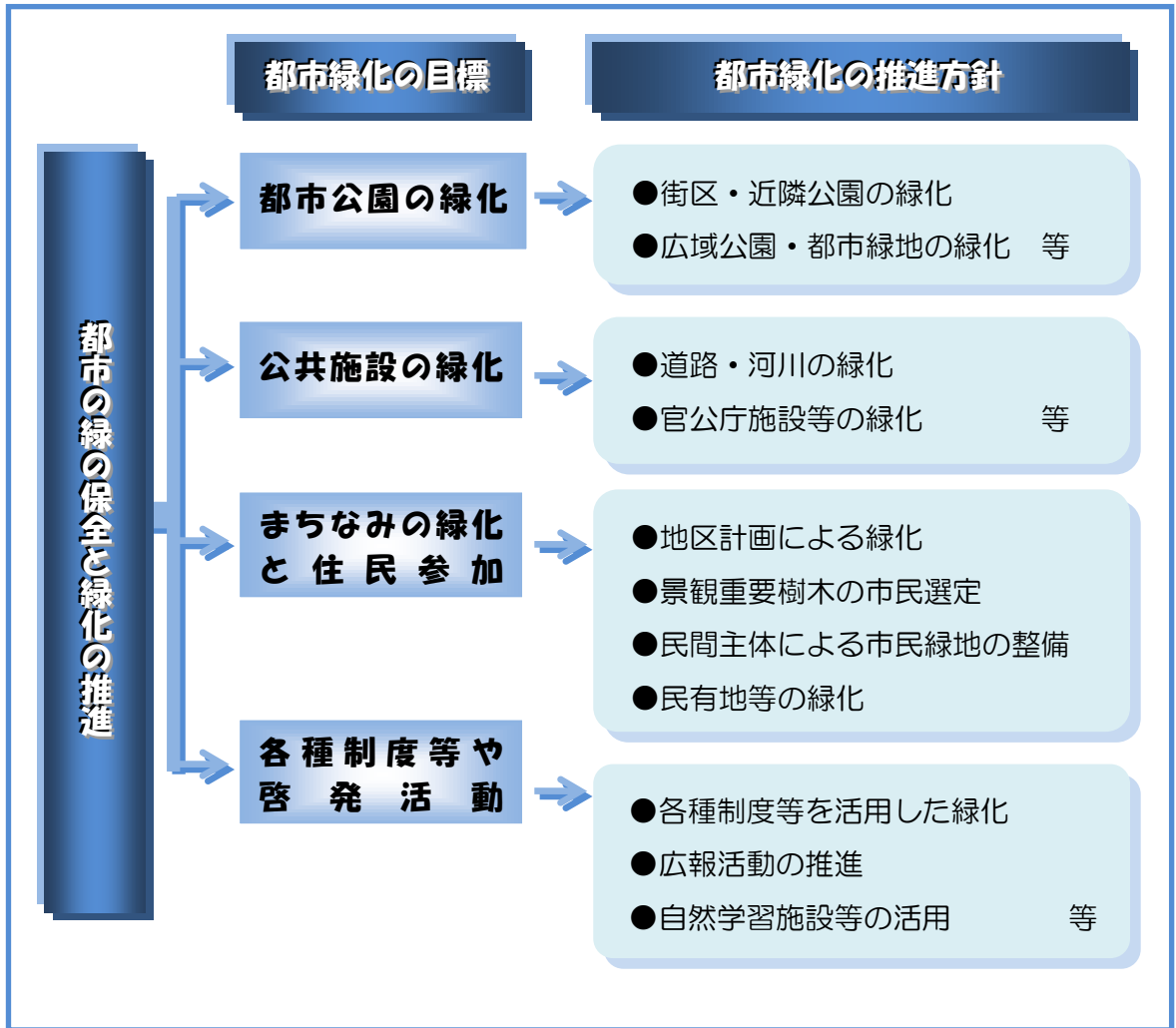
地域においてシンボリックとなっており、市民に親しまれている重要な樹木（天然記念物指定等は除く）を地域単位に選定し、景観法第28条にもとづき、景観重要樹木として指定し、鶴岡市景観計画に位置づけ保護に努めいく。

3. 都市の緑の保全と緑化の推進方針

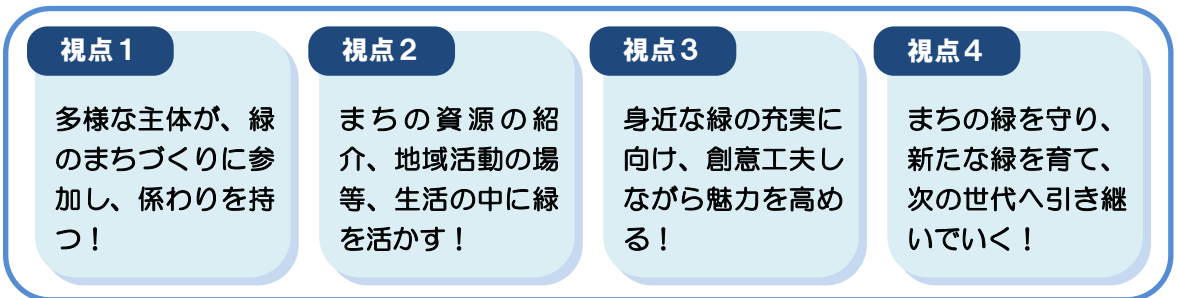
「緑」を守り、育てていくためには、行政はもとより市民が緑の持つ機能を十分に理解し、市民の共通の財産であるという認識のもと、緑を守り、緑化を推進しなければならない。

本市では、行政・市民・企業等の役割分担と相互の連携、協力のもと、市街地や公共施設等の緑化を以下の推進方針の体系を基本に、計画的かつ一体的に推進する。

【 都市緑化の目標と推進方針の体系 】



これらの、都市緑化の推進に当たっては、以下に示す4つの視点に留意しながら、より質の高い、鶴岡らしい緑づくりを推進する。



(1) 都市公園の緑化

街区・近隣公園の緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなる樹木（景観重要樹木）を積極的に導入する。 水辺、歴史的な地域資源などを活かしながら、公園の特徴が表れるような緑化を行う。 地域の住民が身近な公園の整備に参加できるような仕組みを検討する。 ポケットパークなど、多様な手段を用いて公園の誘致圏に入らない空白域を解消する。 子育て世代など、親子で緑に触れ合う機会を提供する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の住民や各種団体が街区公園等の整備に参加できる仕組みの検討 ◎地域や公園のシンボルとなる緑化を行う施策の検討
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政、各種団体、市民

広域公園・都市緑地の緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難地となる公園等は、延焼を遮断するような樹林地の形成に配慮した緑化を行う。 都市のヒートアイランド化の軽減に資する緑化を行う。 市街地内に野生の生物の生息や休息地となり、生態系の拠点となる緑化を行う。 ふるさとの景観を構成する丘陵地、田園、河川等の緑地を保全する。 月山、鳥海山、金峯山、母狩山にあてて、道路をつくる「山当て」を引き継ぎ、風情のある景観まちづくりを推進する。 内川の市街地流域については、重点地区に位置づけ、生態系の蘇生と散策道路の整備等により町並み景観と調和した賑わい空間とする。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎景観まちづくり刷新支援事業 ◎赤川かわまちづくり事業 ◎内川散策路整備事業（仮称）
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政、各種団体、市民

(2) 公共施設の緑化

道 路 ・ 河 川 の 緑 化	
●道路の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通の安全性、快適性を確保しつつ、歩道景観の向上や潤いをもたらす緑化を行う。 ・ 郷土色豊かな並木等を活用し、地域の顔となるシンボルロードを形成する。 ・ 人にやさしい快適な道路環境を形成するポケットパークを整備する。 ・ 歩行者や自転車が安全に通行できるコミュニティ道路を整備する。 ・ 自転車で走りながら自然を体感できる幅の広い路側や、道路の植栽・修景の整備を促進する。 ・ 幹線道路等は、都市の軸線となる緑を構成するため、量感がある樹種を基本とし、且つ、生活環境への影響も考慮し害虫に強く管理が容易な街路樹を整備する。 ・ 地域や市民団体等との協働による沿道緑化を促進する。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の植栽（道路の整備や改良に合わせた街路樹の設置） ●ポケットパークの整備 ◎コミュニティ道路の整備 ●沿道緑化の推進
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、市民
●河川の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と協働し、河川周辺の自然を保全するとともに、潤いのある水辺環境を創出する緑化を行い、緑豊かな清流の維持を図る。 ・ せせらぎの創出、変化のある水際線の整備など、による、都市内の緑の骨格軸を形成するような、特徴のある河川緑化を推進する。 ・ 野生生物の生息地になるとともに、新鮮で冷涼な風の通り道となることを配慮した緑化を行う。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎内川沿道の親水空間創出のための基盤整備 ●地域住民や各種団体との協働による親水空間の保全 …内川清掃、内川藻刈り
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、市民団体

官 公 庁 施 設 の 緑 化	
●官公庁施設の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁施設用地は、良好な市街地環境の形成に寄与する緑化を推進する。 ・地域内外の人々が集まる施設であり、親しみやすい花木等の緑化を行う。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体との協働 <ul style="list-style-type: none"> …緑化団体との交流、協働による官公庁施設の緑化 緑化団体の例：公的住宅住民による自治組織、鶴岡市緑化推進委員会、老人クラブ、各種団体が実施する記念植樹など。
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民団体
●公的住宅の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にオープンスペースを確保し、緑化を図ることによりゆとりと潤いのある緑豊かな居住環境の創出を図る。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体との協働 <ul style="list-style-type: none"> …緑化団体との協働による公的住宅の緑化 緑化団体の例：公的住宅住民による自治組織、鶴岡市緑化推進委員会、老人クラブ、各種団体が実施する記念植樹など。
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民団体
●教育施設等の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、コミュニティセンター、社会教育施設等は、地域コミュニティの中心施設であり、地域性を考慮し、実情に合わせて緑化を図る。 ・子ども時代の思い出となり、郷土愛を育む樹木を保全する。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体の活用 <ul style="list-style-type: none"> …緑化団体などの緑化事業を積極的に活用して教育施設等を緑化 緑化団体の例：公的住宅住民による自治組織、鶴岡市緑化推進委員会、老人クラブ、各種団体が実施する記念植樹など。
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民団体
●下水道施設の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設周辺は、地域環境に配慮した緑化を推進し、市民に親しまれる空間づくりを推進する。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎浄化センターの緑化 <ul style="list-style-type: none"> …浄化センターの無機質なコンクリート施設内で、見学や研修に訪れる来訪者が和める緑化活動を検討 ◎雨水幹線周辺の緑化
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民団体、市民

(3) まちなみの計画的な緑化と住民参加

地区計画による緑化	
●土地区画整理事業に伴う緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業による新たな市街地の整備に合わせて、道路、公園、民有地の緑化等の計画的な緑の創出を図り、快適で個性ある良好なまちづくりを行う。 緑化に係る補助制度等を積極的に活用する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法に基づく地区計画の指定 …壁面線の位置の統一や、垣・柵等を生垣にする等、緑化を誘導するまちづくりルールを定めることができる。 ●道路や公園等の都市基盤施設の計画的な緑化 …道路や公園等の緑化 …シンボルツリーの植樹等、地区を特徴づける緑化
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政、市民
●工業団地の緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法等法的に義務づけられた緑地空間の確保、道路・公園等の公共施設の緑化を推進する。 既存の工場等は、生産施設の変更などを行う際に、周辺環境に配慮しながら、敷地内の緑化を推進する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●建築協定 …鶴岡中央工業団地は、敷地内の空地や道路境界から2m後退した位置までを緑地帯とし、芝生や低木等を植栽し緑化を推進 ◎その他の工業団地における緑化要請の検討 …周辺の自然や生活環境に配慮した緑地帯の確保及び敷地内の緑化に対する協力要請の検討
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政、事業者、市民
●地区計画による緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画を活用した民有地の緑化を推進するまちづくりルールを導入する。 民有地の緑化を支援する助成制度の設計を具体化していく。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●垣または柵の構造、緑化の内容等のまちづくりルールの決定 ◎助成制度の設計
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 行政、市民

民 有 地 等 の 緑 化	
●景観重要樹木の選定	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域公園・緑地に存するシンボリックな樹木を景観重要樹木として選定し、保護・活用する取り組みを行う。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	◎景観重要樹木の公募、選定、指定 ◎ネイチャーゲーム、樹木を活用した子どもの自然体験学習
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民
●民間主体による市民緑地の整備	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にある開発緑地や空き地を、NPO、自治会や市民団体がオープンアクセスの緑地として管理し、通常期（春～秋季）の広場や冬季間の雪捨て場として管理する。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	●冬季間の雪捨て場 ◎市民緑地の植栽、ベンチ設置に関する支援制度
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政、NPO、町内会
●一般住宅の緑化	
推 進 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの大部分を占める一般の住宅の緑を守り、また新たに創りだしていくことで、連続した緑を創出する。 ・多様な事業や補助制度を整理、公表する。 ・緑の重要性を認識し、市民が身近な緑への関心を高める啓蒙を行う。
主 な 具 体 例 ●：実施中・済 ◎：要検討	◎高木の保全と緑化 ●◎助成制度の充実 ●緑化行事、教育活動の開催 ●地区計画 ●◎広報活動の推進
役 割 分 担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政

●人が集まる場所の緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街や駅前、アイストップとなる場所など、不特定多数の人達が集まり、目にする事の多い場所では、開発や改良などの際に、場所性を特徴づけるボリュームのある緑化に努める。 ・多くの人々が利用する民間の事業所でも沿道や駐車場などを中心に緑化スペースの確保を目指す。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●駅前の緑化 …駅前再開発の際に市の木であるケヤキなどの高木や低木でボリュームのある本市の玄関口にふさわしい緑化を実施。 ●◎商店街の緑化 …街路樹やポケットパークなどを整備し、緑化と潤いのあるオープンスペースをつくる。 ●ポケットパークの整備 ●緑化施設整備計画認定制度の活用による緑化 ◎シンボルツリーによる緑化 ◎事業所の緑化の推進
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、行政、各種団体
●その他のオープンスペースの緑化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地内に点在している空き地や駐車場を、生活環境の改善や景観の向上を図るため、身近なオープンスペースとしての活用や緑化の可能性について検討していく。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎空き地の緑化 …所有者と地域住民との間で約束（協定）を交わし、空き地が宅地として利用されるまでの期間の緑化を行う。 ◎駐車場の緑化 …フェンスの生垣化、高木の植栽などで駐車場の緑化を推進する。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、行政、市民団体

市民農園の活用	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や花等の栽培による、農業体験の場として市民農園を設置し、市民の交流やつくる喜びなどを通して、農業や緑への理解を深める。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●市民農園 …水田転作の一環として昭和59年から農園設置者（土地の所有者）と入園者が入園契約を結び耕作を体験。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民

(4) 各種制度等や啓発活動

各制度等を活用した緑化			
●市の木、市の花の普及			
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡市では、平成18年10月に市の木として「ブナ」を、また市の花として「さくら」を制定している。また、同時に推奨木として「けやき、庄内柿、五葉松、杉」を、推奨花として「藤の花、ミズバショウ、サルビア、カタクリ、マルバシャリンバイ」を制定している。 ・これらの木や花は、鶴岡の歴史や風土の中で親しまれてきたものなので、緑化施策の中でも積極的に利用していく。 		
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">◎高木の保全と緑化 ◎助成制度の充実 ●◎広報活動の推進</td> <td style="width: 50%; border: none;">●地区計画 ◎緑化による表彰制度 ●緑化行事、教育活動の開催</td> </tr> </table>	◎高木の保全と緑化 ◎助成制度の充実 ●◎広報活動の推進	●地区計画 ◎緑化による表彰制度 ●緑化行事、教育活動の開催
◎高木の保全と緑化 ◎助成制度の充実 ●◎広報活動の推進	●地区計画 ◎緑化による表彰制度 ●緑化行事、教育活動の開催		
役割分担	・市民、行政		
●助成制度の充実			
推進方針	・生垣の設置や、樹木の植栽、大木の保全に向けての助成制度を充実させて、今ある緑を守りながら、新たな緑を創出する。		
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	◎地区計画による助成制度 ◎高木の保全のための助成制度		
役割分担	・行政、市民		
●記念植樹の検討			
推進方針	・記念植樹を通して緑への愛護精神と関心を深める。		
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	◎身近な公園への記念植樹 …身近な公園等に、結婚、誕生記念など市民の人生の節目での記念植樹を推奨し、公園と緑への関心を深めることを検討		
役割分担	・行政、市民		

●グリーンバンク機能等の検討	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者が不要になった木を必要な市民などに斡旋する機能について検討する。 ・落ち葉や剪定枝のリサイクルについて検討する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎グリーンバンク事業 …市民、事業者が所有する不要になった庭木等を登録し、必要とする市民や事業者へ斡旋 ◎グリーンリサイクル事業 …落ち葉や剪定枝のリサイクル方法の検討 ●緑地基金 …開発時に生じる緑地を状況によって土地代金に替えて積み立て、公園等の整備資金として活用
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、事業者

広報活動の推進	
●緑化団体の育成と住民活動の活性化	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化団体の育成や活動の活性化のために、官民協働による施策について検討し、緑化活動への参加・協力を促進する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の募金事業 …住民や企業等民間の緑化に関する意識の高揚と啓発を図ることを目的とし、鶴岡市緑化推進委員会による緑の募金活動や、緑化の推進を行う。 ●緑の少年団 …「自然に親しみ健康で心豊かな人間になること」「多くの仲間と手をつなぎ平和な住みよい郷土づくりを目指すこと」をねらいとして昭和49年に結成された。主な活動は庄内最上地区交流研修会、JTの森づくり活動への参加、鳥海山の登山など。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、事業者
●広報活動の推進	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の役割の重要性について関心を持ってもらうために、緑化団体や助成制度の紹介、各種緑化事業の周知などを様々な方法で広報していく。 ・緑の重要性や緑化の事例、保存すべき樹木の一覧などを紹介するパンフレットの作成を検討する。 ・様々な広報媒体の利用を進める。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット等の活用 ◎緑化パンフレットの発行 ◎銘木パンフレットの発行
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、緑化団体など

●緑化行事の開催	
推進方針	・市民一人ひとりが積極的に緑化活動に参加できるよう、緑化に結びつきやすい行事を開催し、緑化意識を高めていく。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●苗木の配布 ●植木市 …鶴岡公園で開催 ●植樹祭 ●ウッドフェスティバル …木の良さをアピールするとともに、間伐材、特用林産物の需要促進を図り、地域林業の振興に寄与することを目的に開催。 ●魚の森づくり …魚が育つ海のために森をつくる事業で、山形県漁業協働組合婦人部、市民の森の会、緑の少年団をはじめとするボランティアが油戸海岸を見下ろす「魚の森」に植樹を実施。 ◎緑の相談コーナー …専門家が家庭の緑の育て方や手入れについて相談コーナーを開設
役割分担	・行政、各種団体、市民
●緑の表彰制度	
推進方針	・緑化への意識を高めてもらうため、良好な緑化物件を表彰する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑化活動への表彰 …緑化活動に対する表彰の検討 ◎公園愛護活動に功労があった人や団体の表彰
役割分担	・行政、各種団体、市民
●緑化教育活動の推進	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育、学校教育、地域活動などと連携し、森林文化都市構想における「森を学ぶ」取り組みを支援する。 ・植栽や花壇、植木の手入れなど、市民が緑化を体験できるような活動を推進する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●森林（もり）づくり体験の開催 …森林の手入れ作業、キノコの植菌作業を行う（森林管理署） ●親子の環境を見つめる体験教室の開催 ●鶴岡学講座の開催 ◎まちなみの中の住宅緑化相談会の開催
役割分担	・行政、市民団体

●高木等の保全と育成	
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> •本市の旧市街地の縁辺部には、古くからの住宅地や寺社の境内地の緑がつくる環状の緑地が形成されており、このような城下町としての趣を醸し出してきた緑地を保全する。 •新しい市街地では、計画的に作り出された緑地、公園以外はまとまった緑がなく、特に、高木は新市街地に呑み込まれた古くからの集落の中にみられるだけで、これらの地区における高木等による緑化を推進する。 •田園地帯に点在する屋敷林景観を保全し、創出するための推進方針等を検討する。
主な具体例 ●：実施中・済 ◎：要検討	<ul style="list-style-type: none"> ●地区計画の規定による緑化（例：西部地区） …敷地面積が1,000㎡以上の場合は500㎡に1本の割合で高木になる木を植栽。 ◎市街地に残る高木の保全 ◎田園地帯に点在する屋敷林景観の保全と創出
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> •行政、市民

自然学習施設等の活用	
<p>推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自然学習・体験施設は、子ども達をはじめ市民みんなが自然とふれあい、学習する場所として、鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」、「鶴岡市大島自然の家」や「創造の森」、「県立金峰少年自然の家」などがあり、これらの施設の利用拡大を促進するため、市域全域をとらえた広域的な自然学習を推進する。 • 野外学習エリア・給水、休憩施設の充実を図り、市民がいつでも気軽に学習し、豊かな自然環境や生態系が維持され、安全安心な活動ができる環境づくりを目指す。 • 動植物の生息環境を整えるとともに、子どもたちが自然の不思議を実体験しながら自然との一体感を醸成するための支援を行う。 • 施設の方向性 <ul style="list-style-type: none"> • 自然を愛し科学する心の育成 <ul style="list-style-type: none"> …貴重な自然をしっかりと保全する …貴重な自然をきっちり研究・学習する • 生命の大切さを感じる心の育成 <ul style="list-style-type: none"> …生命との交流をじっくり推進する …豊かな自然の中でゆったりリフレッシュする • 郷土を愛し誇りに思う心の育成 <ul style="list-style-type: none"> …自然愛好者を増やし地域を思いっきり元気にする …地域内外とネットワークで結び、地域の情報を提供する • 森林文化都市構想の施策体系における「森を学ぶ」「森で育てる」「森に親しむ」取り組み機会の提供
<p>主な具体例</p> <p>●：実施中・済 ◎：要検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習活動。 <ul style="list-style-type: none"> …自然に親しみながら楽しく学べる学習プログラムの開発・展開。 ● 環境保全活動。 <ul style="list-style-type: none"> …保全活動の仕組みづくり。 ● 情報提供活動。 <ul style="list-style-type: none"> …自然に関する情報提供。 ● 交流促進活動。 <ul style="list-style-type: none"> …国内外の森林や湿地、学習施設等との交流。 ● 資料収集活動。 <ul style="list-style-type: none"> …自然の調査・資料収集。 ● 市民と自然との触れ合う機会を増進させ、市民と自然との文化的な関わり合いを構築する。 ● 子どもたちが自然と触れ合うことにより、生命の大切さなど、子どもの感性を育む。 ● 地域の自然環境、文化資源を再認識し、環境保全活動を増進する。 ● 都市との交流が促進され、地域の農林水産業の活性化等に寄与する。
<p>役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政、市民団体、市民

.....
第6章 緑化重点地区における緑化の推進
.....

1. 緑化重点地区の設定

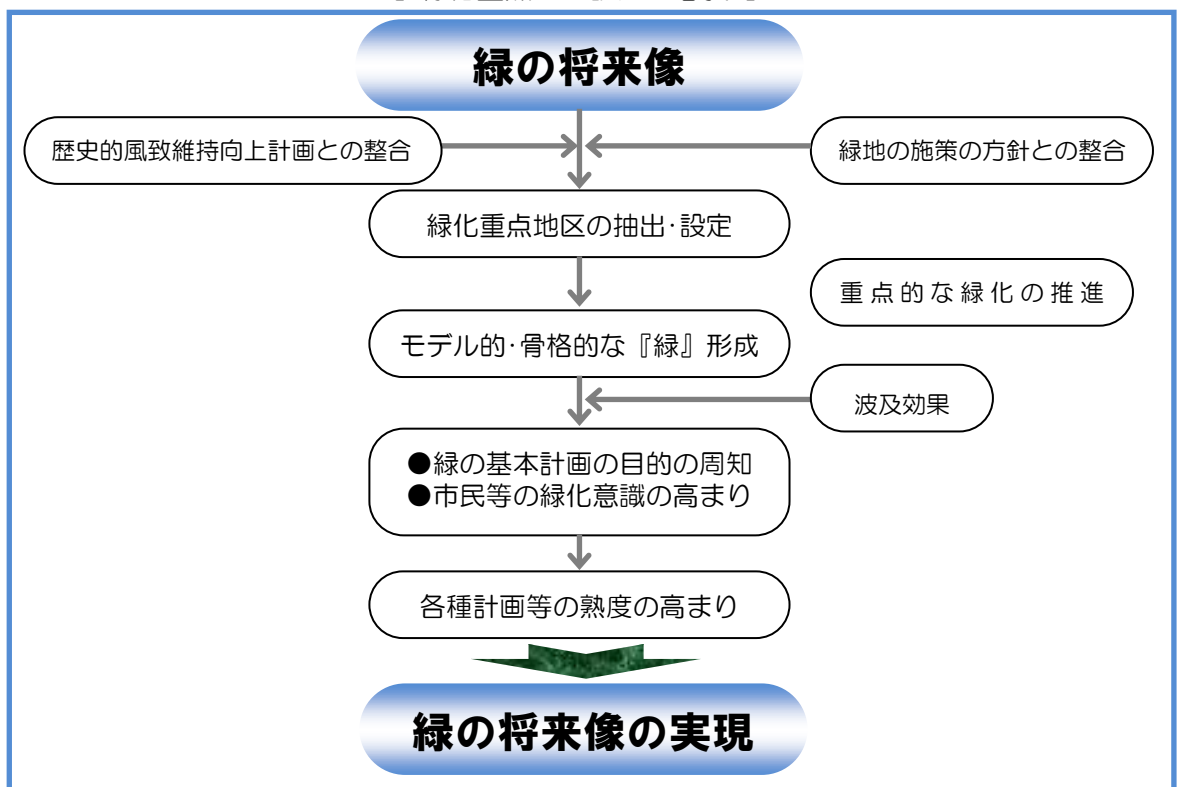
(1) 緑化重点地区設定の意義

緑の基本計画において、特定の地区を絞り、緑の基本計画が目指す姿を目に見える形にしていくことは、緑の基本計画の目的を早期に達成することにつながることとなり、本市の「まちづくり」という視点からも、市民協働による施策を重点的に推進し、市民・事業者と行政が連携し、目指す緑の将来像を具現化すべき地域として、「緑化重点地区」を定めるものである。

「緑化重点地区」の設定条件は、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区等を基本的な対象地区とする。

「緑化重点地区」の選定は、鶴岡固有の歴史的風致を守り育て、魅力と地域活力に満ちた鶴岡らしいまちづくりを推進し、また歴史的資源の保全事業と一体的に緑化施策を展開することで、歴史的市街地の形成を図り、後世に引き継がれる緑豊かな景観都市とするため、歴史まちづくり法に基づき策定した「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」の重点区域『鶴岡公園とその周辺地区』（120ha）とする。さらに、『同区域内に存するの内川両岸（昭和橋から大泉橋間は右岸、内川河川緑地含む）』を緑化最重点区域とする。

【 緑化重点地区設定の意義 】



(2) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、歴史的風致維持向上計画の重点区域での取組、緑の推進施策を踏まえ、以下のとおり設定する。

【 緑化重点地区設定の要件 】

【 歴史的風致維持向上計画の重点区域での取組 】

■ 歴史的建造物の保存・修理及び活用

○ 歴史的建造物の保存・修理及び活用の推進

■ 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

○ 都市緑化や無電線化などの推進

■ まちなかの回遊性の向上

○ 散策しやすくするために、歴史的景観に配慮した案内板・説明板の設置や歩道の拡幅、融雪設備・休憩施設の整備などの検討・実施

■ 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発

○ 文化財などの調査・研究、歴史・文化を体験し学ぶ機会の創出や情報提供
○ 歴史的建造物などを背景にして行われる伝統芸能などの活動の支援

【 緑地の施策の方針 】

■ 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全

○ 美しい緑と様々な機能を有する森林の保全
○ 集落の営みを支え共生する緑の保全
○ 水と水辺の環境の保全
○ 多様な生態系を育む緑の保全

■ 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全

○ 城下町の歴史的雰囲気醸し出す緑の保全
○ 市街地内を流れる川辺の緑の保全・創出
○ 鶴岡の歴史的風致及び文化的風土を醸し出す緑の保全
○ 新たな文化・観光の創造のための自然等の活用
○ 自然や歴史等の学習を通じたふるさと文化の理解や郷土愛の醸成

■ 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備

○ 子供から高齢者まで親しめる身近な公園の充実
○ 市民のレジャー・レクリエーション需要に応える大規模公園等の充実
○ 既存の公園の老朽化対策と再整備
○ 公共施設等のオープンスペースの活用

■ 暮らしや街にうるおいをもたらす緑環境の保全・創出

○ 道路、公共施設の緑化による緑のネットワークの形成
○ 生活にうるおいをもたらす街並みの緑化
○ 市街地空間の緑化及び美化

■ 協働とマネジメントによる緑の保全・創出

○ 市民・企業・行政がともに取り組む緑の保全・創出
○ 公園・緑地の適正化と持続のためのマネジメントの推進

【 緑化重点地区の設定 】

● 「鶴岡公園とその周辺地区」は、城下町の面影を残す代表的な地区として、市民・民間事業者との連携により、歴史的資源を生かした整備を推進し、街並み景観の向上、人々の文化活動の継承を図り、市内外に向けて歴史的な魅力を発信し、歴史的風致の維持向上を図ることを目指している

● 「緑化重点地区」は、歴史的風致維持向上計画の重点区域の施策と連携し、都市のシンボル地区として緑化施策を展開することが必要かつ効果的な地区

⇒ 歴史的風致維持向上計画の重点区域のうち、「鶴岡公園とその周辺地区」と同一の区域

● 「緑化最重点地区」を内川の市街地流域（昭和橋～神楽橋区間）とし、三の丸地区景観ガイドラインをもとに生態系の保全と水辺空間の活用や散策路による賑わいづくりを目指す。

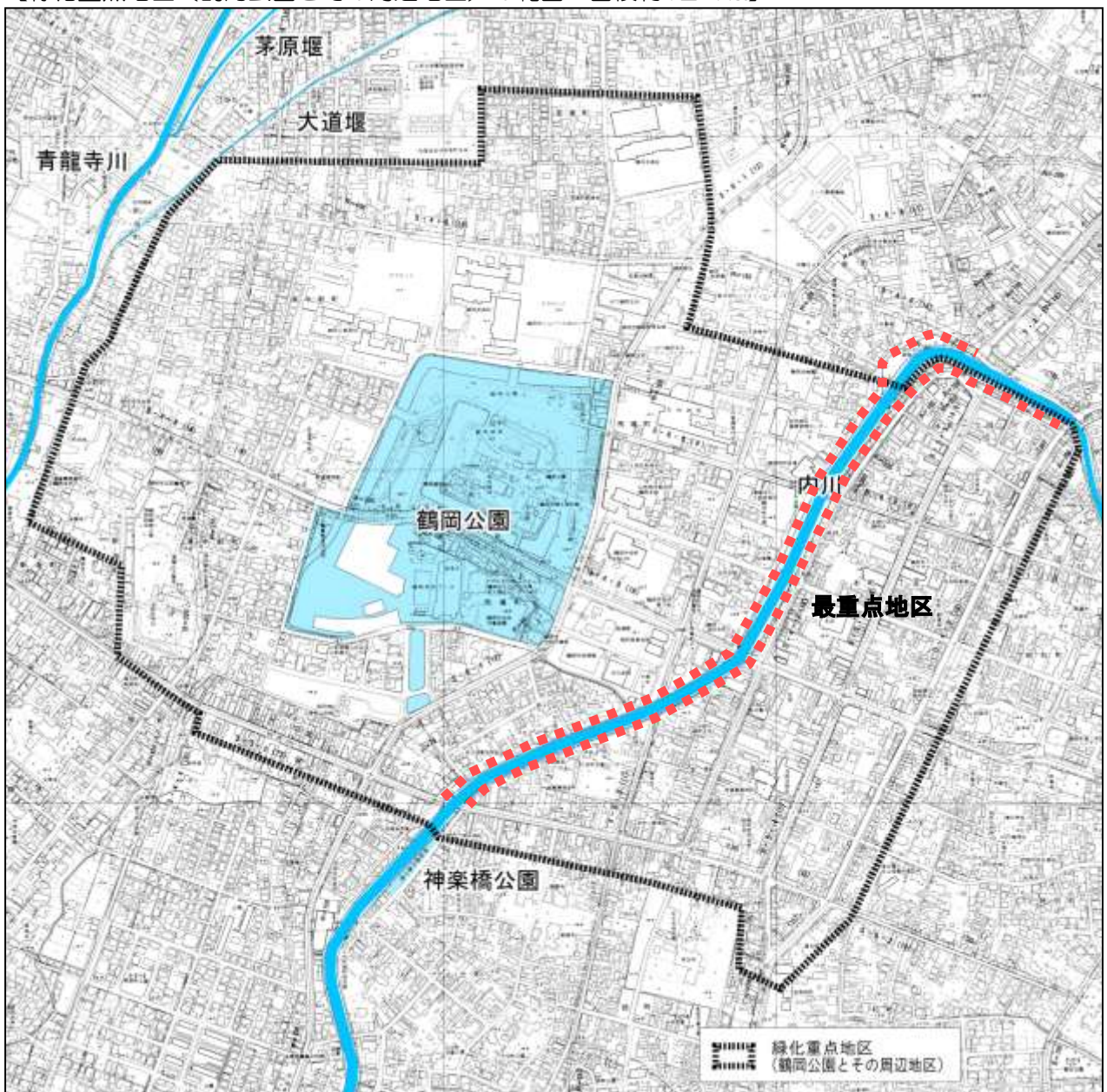
【 緑化重点地区の範囲 】

緑化重点地区（鶴岡公園とその周辺地区） 約 120ha

鶴岡公園とその周辺地区は、城下町の面影を色濃く残しており、地区内には内川が流れ、古くからの堰や歴史・文化資源が数多く点在している。また庄内地域の中心的な商業地であり、本市のシンボルとなっている。

当該地区では、本市固有の資源を活用して歴史的風致維持向上に向けた取組が重点的に進められる中、都市のシンボルとしてそれらに合わせて緑の推進施策を展開することが必要かつ効果的である。そのため「緑化重点地区」については、歴史的風致維持向上計画の重点区域「鶴岡公園とその周辺地区」と同一の地区とする。

【緑化重点地区（鶴岡公園とその周辺地区）の範囲 面積約120ha】



2. 地区の基本方針

緑化重点地区の基本方針は、以下に示すとおり、地区の現状及び課題を踏まえ、緑の推進施策を基に設定する。

(1) 緑化重点地区の現状

鶴岡公園とその周辺地区は、本市のシンボリックな鶴岡公園、国指定等文化財を含む地区であり、緑化重点地区の現状は以下に示すとおりである。

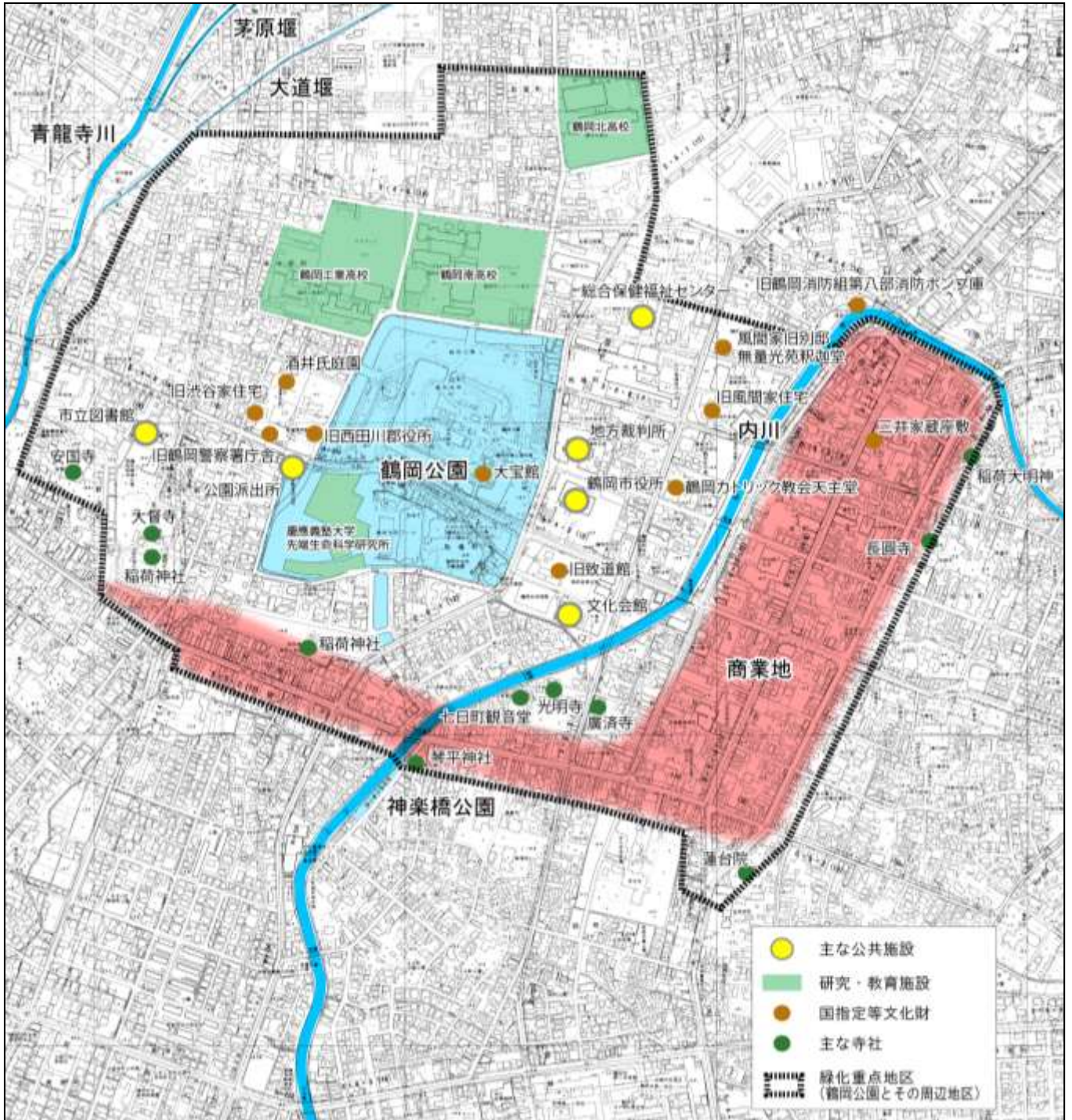
- ① 本地区は旧来からの中心市街地であり、本町一帯を中心として庄内地域の商業・業務機能を担っている
- ② 城下町の面影を色濃く残しており、本市のシンボルである鶴岡公園が中心部に位置し、地区外縁には昔からの住宅や寺社の良好な緑（緑のリング）が残っている
- ③ 史跡旧致道館や旧西田川郡役所、鶴岡カトリック教会天主堂等の国指定等文化財や歴史的建造物が点在している
- ④ 都市公園は鶴岡公園以外に、神楽橋公園の一部だけが地区内に含まれている
- ⑤ 市役所をはじめとして大学、高等学校、幼稚園等の研究・教育施設、病院、図書館、文化会館（建築中）など各種公共公益施設が集積している
- ⑥ 地区内を内川、地区周辺を青龍寺川、水路が流れており、良好な水辺景観を有しており、内川を美しくする会などの民間団体が活動している

(2) 緑化重点地区の課題

緑化重点地区の現状等から見た課題は、以下に示すとおりである。

- ① 鶴岡公園を中心とする本地区では、本市のシンボル地区として歴史的な城下町の趣など建物と緑が一体となって雰囲気醸し出す必要がある
- ② 地区の緑の環境を保持する緑のリングの保全を推進するとともに、さらなる緑の創出と街なみの保全を図る必要がある
- ③ 点在している国指定等文化財や歴史的建造物をつなぐ道路等の修景整備に合わせて、文化財周辺や沿道等の緑の創出を図る必要がある
- ④ 集積が高い公共公益施設等のオープンスペースを積極的に活用し、公共公益施設等の敷地内の緑化を推進する必要がある
- ⑤ 鶴岡公園の濠、地区内及び地区周辺を貫流する水と水辺の緑を生かして、市民協働により環境の保全や水と触れ合える空間の整備を行い、うるおいのある魅力的な水辺景観の形成を図る必要がある
- ⑥ 中心商業地の活性化・賑わいに向けて、道路の緑化や遊休地等を生かしたポケットパーク等の緑のオープンスペースの確保を図る必要がある
- ⑦ 地区内には店舗や事業所、住宅等があり、様々な手法で緑化を図る必要がある

【 緑化重点地区の現状 】

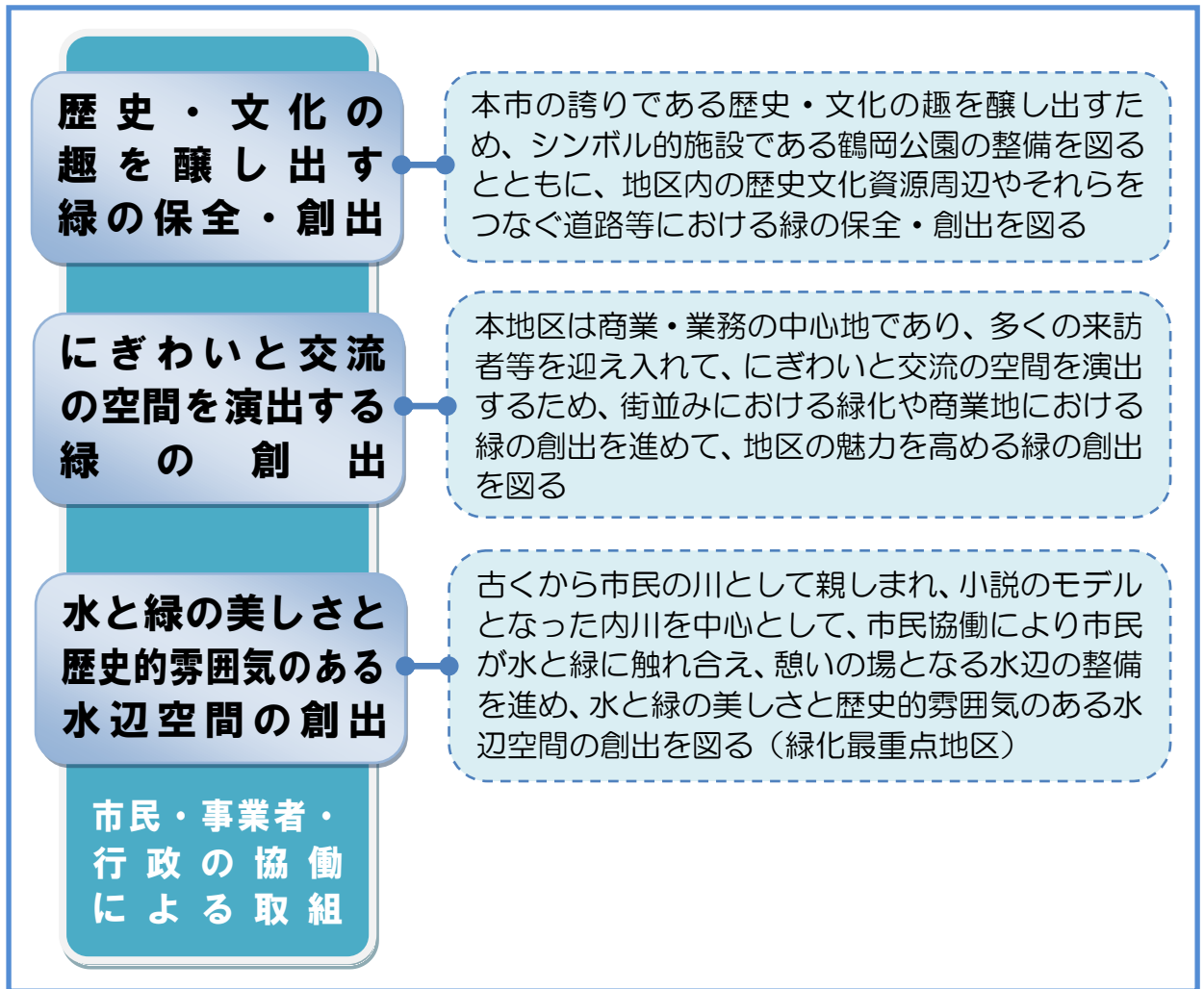


(3) 緑化重点地区の基本方針

緑の推進方策、地区の現状及び課題を踏まえ、緑化重点地区の基本方針を以下に示すとおり『歴史・文化の趣を醸し出す緑の保全・創出』『にぎわいと交流の空間を演出する緑の創出』『水と緑の美しさや歴史的雰囲気のある水辺空間の創出』と設定する。

また、緑化最重点地区である内川ゾーンについては、三の丸景観ガイドラインにもとづき、山当て景観軸として周辺環境と調和し、ハグロトンボやイバラトミヨが棲める水質を確保し、桜並木を眺めながら散歩できる水辺空間を創出する。

【 緑化重点地区の基本方針 】

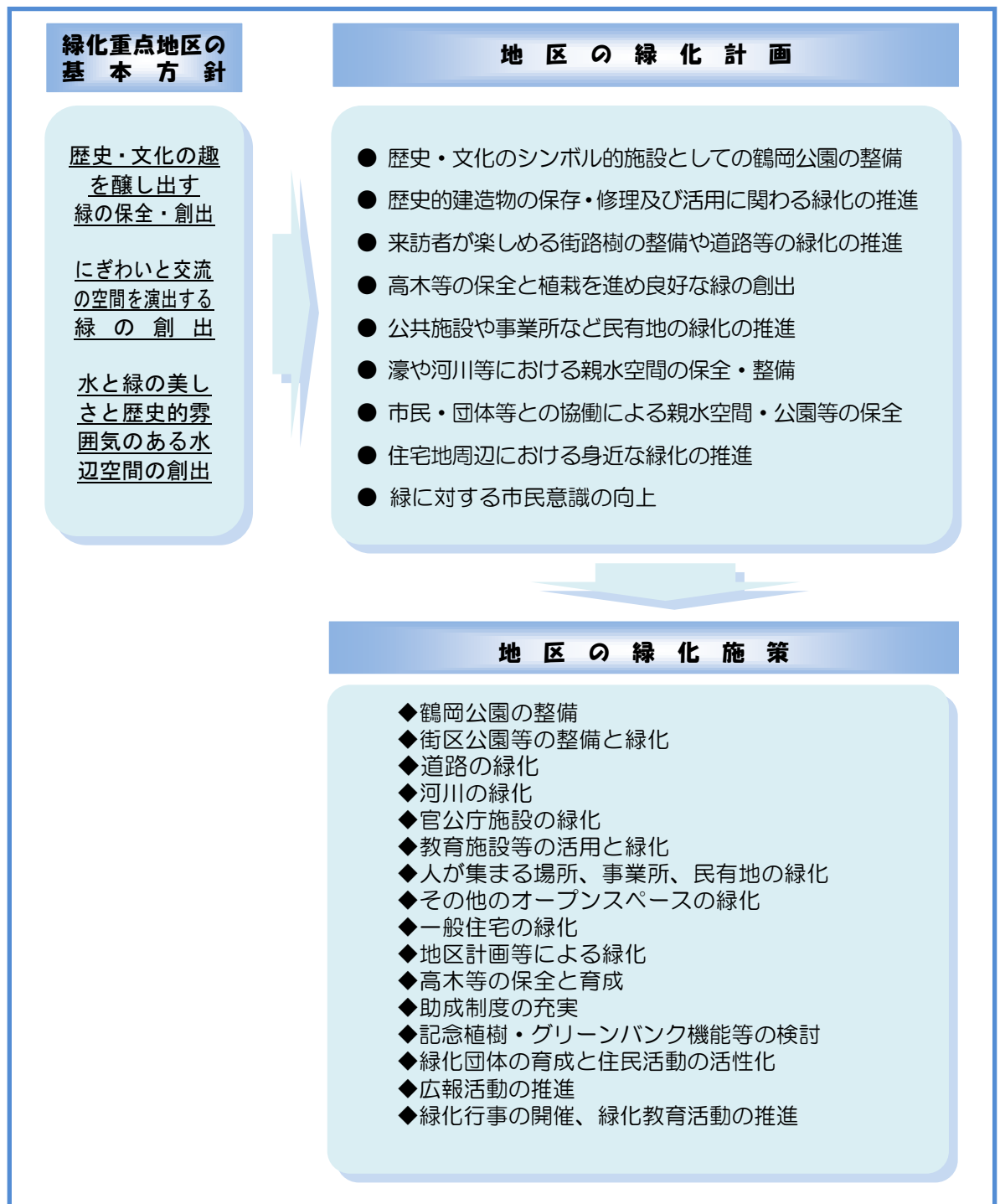


3. 地区の緑化計画と緑化施策

(1) 地区の緑化計画の設定

緑化重点地区の三つの基本方針に対応して、地区における緑化計画を次のように設定する。この計画に沿って第4章で整理した施策から対応するものを具体的に抽出し、緑化重点地区の現状に照らし合わせ、重点地区内の緑化施策を示す。

【 緑化重点地区の緑化 】




(2) 地区の緑化施策

設定した地区の緑化計画による施策を、緑化重点地区の現状に照らし合わせ整理し、それぞれの施策の主体となる実施者により、緑化の充実を図る。

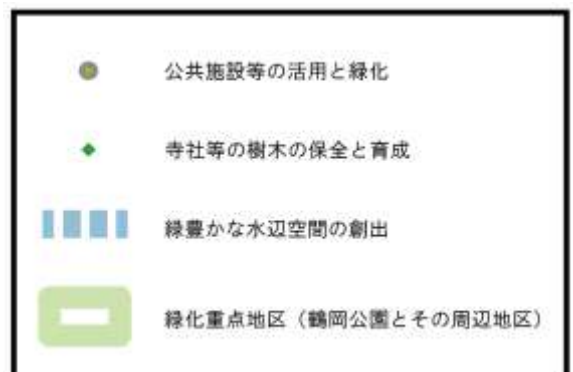
具 体 例	施策とその内容
 <p>鶴岡公園参道</p>	<p>◆鶴岡公園の整備</p> <p>緑化重点地区は城下町の面影を色濃く残しており、鶴岡公園が当該地区の中央に位置し、本市のシンボルと位置づけられている。</p> <p>歴史・文化の継承に向けて、鶴岡公園では歴史や文化遺産を生かした、公園整備を進める。また、鶴ヶ岡城内濠周辺道路の高質化及び修景整備、濠を生かしたうろいのある空間の形成を進める。</p> <p>また、歴史的景観に配慮しながらも、子ども達が遊び、食のイベント等の民間事業者による収益事業ができる広場の整備を図る。</p>
 <p>内川 桜小祭</p>	<p>◆内川水辺空間の整備（緑化最重点地区）</p> <p>市街地の官庁街と商店街を結ぶ内川は、江戸時代より木戸口としてまちのゲートの重要な役割を果たしている。ふるさとの川づくり事業により生態系の再生がなされ市民の憩いの場となっている。今後は、老朽化した桜並木の維持・更新を図り、舟下り等の市民イベント利用、水辺を散策できる散策路整備を行い、両岸の街の結節点としての都市機能を高める。</p>
 <p>新しく整備を進める本町二丁目広場</p>	<p>◆街区公園等の整備と緑化</p> <p>地区全体の環境の向上と災害に強いまちづくりを目指して、地区内の街区公園については整備を推進する。今後も住区基幹公園の空白域の解消を目指し、遊休地などを活用しながら街区公園やポケットパーク等の整備を進めるとともに、周辺住民のライフスタイルやニーズに対応した質の向上を図る。</p> <p>既に開設している公園では、行政主体から地域住民が主体となった公園の維持・管理への誘導を図るとともに、市民協働による緑化を推進する。また、人口減少社会に対応し、子どもの密度に応じた街区公園の集約化と遊具の個性化、個別化を図る。</p>
 <p>鶴岡公園西側の道路</p>	<p>◆道路の緑化</p> <p>緑化が必要と思われる地区内の道路は、商店街、交通量の多い幹線道路、歴史的施設や観光地をつなぐ散策路的な道路などが考えられる。また、地区内には準防火地域に指定されている住宅の密集地も存在し、防火帯となるような道路緑化が必要となる。これまで道路改良時には街路樹を植栽するなどして道路の緑化に努めてきているが、今後も都市の軸線となる緑を構成するため量感がある樹種を基本とし、且つ、生活環境への影響も考慮し害虫に強く管理が容易な街路樹を整備する。さらに、その際には周辺の住民等の意見も取り入れ、将来的にも地域に愛される緑の形成を目指す。</p>

具 体 例	施策とその内容
 <p data-bbox="427 611 523 640">内川清掃</p>	<p>◆河川の緑化</p> <p>地区内を内川が貫流している。この水辺を利用し市民が快適で親しみ、憩いの持てる場所として活用するため、内川学と内川沿道の基盤整備による親水空間づくりを進めるとともに、内川を美しくする会などの民間団体との協働による親水空間の保全を推進する。</p>
 <p data-bbox="300 954 608 987">官公庁施設の植栽（馬場町）</p>	<p>◆官公庁施設の緑化</p> <p>地区内に集積している官公庁施設では、今後も親しみのある交流の場となり、また民間施設の模範となるような緑化を積極的に進める。また、規模の大きな駐車場を持つ施設ではその緑化についても検討する。</p>
 <p data-bbox="325 1296 595 1330">タウンキャンパスの植栽</p>	<p>◆教育施設等の活用と緑化</p> <p>教育施設や文化財等の歴史的施設は、緑化重点地区の中で貴重なオープンスペースとなっており、オープンスペースとしての活用を検討する。また、教育施設についてや地区内に点在する文化財等の歴史的施設において、現状の緑の保全と敷地内の緑化を促進する。</p>
 <p data-bbox="360 1644 560 1677">鶴岡公園疎林広場</p>	<p>◆人が集まる場所、事業所、民有地の緑化</p> <p>地区内には、中心商店街、鶴岡市のシンボルとなる鶴岡公園といった多くの人が集まる場所が連なっている。このような不特定多数の人が集まる場所では、場所性を特徴づける緑化を促進する。また、緑化施設整備計画認定制度等を活用して、公共的な施設だけでなく、多くの人が利用する民間施設や事業所、研究機関、民有地等でも道路沿線を中心に敷地内の緑化を促進する。</p>
 <p data-bbox="312 1986 595 2018">民間施設の植栽（上畑町）</p>	<p>◆その他のオープンスペースの緑化</p> <p>地区内にある空き地や駐車場といったオープンスペースにおいても、所有者や市民の理解を得ながら、緑化促進について検討する。</p>

具 体 例	施策とその内容
 <p>一般住宅の植栽（本町一丁目）</p>	<p>◆一般住宅の緑化</p> <p>地区内には昔からの住宅地の緑が残る場所や、住宅が密集して建ち並んでいる場所も存在する。まちなみを形成している一般住宅の緑を守り、また新たに創り出していくことで『緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡』を目指す。</p> <p>特に、場所性にあった沿道の緑化を様々な施策を利用しながら進め、緑が連続するまちなみの形成に努める。</p>
 <p>地区内に残る寺社の高木（本町二丁目）</p>	<p>◆高木等の保全と育成</p> <p>地区内には旧市街地の外縁に形成されていた古くからの住宅の高木や寺社の境内地の高木がつくる緑地ゾーンがある。このような城下町としての趣を醸し出してきた緑地ゾーンを保全するとともに、新たに創出するための推進方針を検討する。</p> <p>また、保存すべき高木の選定やその活用方法などについて検討する。</p>
 <p>記念植樹の例（大山）</p>	<p>◆記念植樹等の検討</p> <p>地区内において周辺住民に公園と緑への関心を深めてもらうために、結婚、誕生記念など、人生の節目での記念植樹を推奨する。</p> <p>また、市民や事業者が不要になった木を必要な市民などに斡旋する機能について検討し、民有地の緑の増加を目指す。</p>
 <p>市民団体による緑化活動（鶴岡公園）</p>	<p>◆緑化団体の育成と住民活動の活性化</p> <p>地区内では様々な団体により緑化活動が行われており、今後も市民協働により、住民や企業など民間の都市緑化への参加や協力を促進する。また、各種表彰制度を通じて緑に関する活動の輪の拡大を目指す。</p>
 <p>緑化団体の広報</p>	<p>◆広報活動の推進</p> <p>多くの市民に緑についての知識や情報を提供するため、様々な緑化施策や活動を広く周知し、緑に対する市民意識の向上を図る。</p>

具 体 例	施策とその内容
 <p>苗木の配布（大産業祭り）</p>	<p>◆緑化行事の開催、緑化教育活動の推進 苗木の配布などの緑化に結びつきやすい行事や、実際の手入れ方法などの情報を提供する行事の開催、緑の大切さを学ぶ研修の場の提供を検討する。</p>

【 緑化重点地区の緑化のイメージ 】



.....

第7章 緑の基本計画の推進

.....

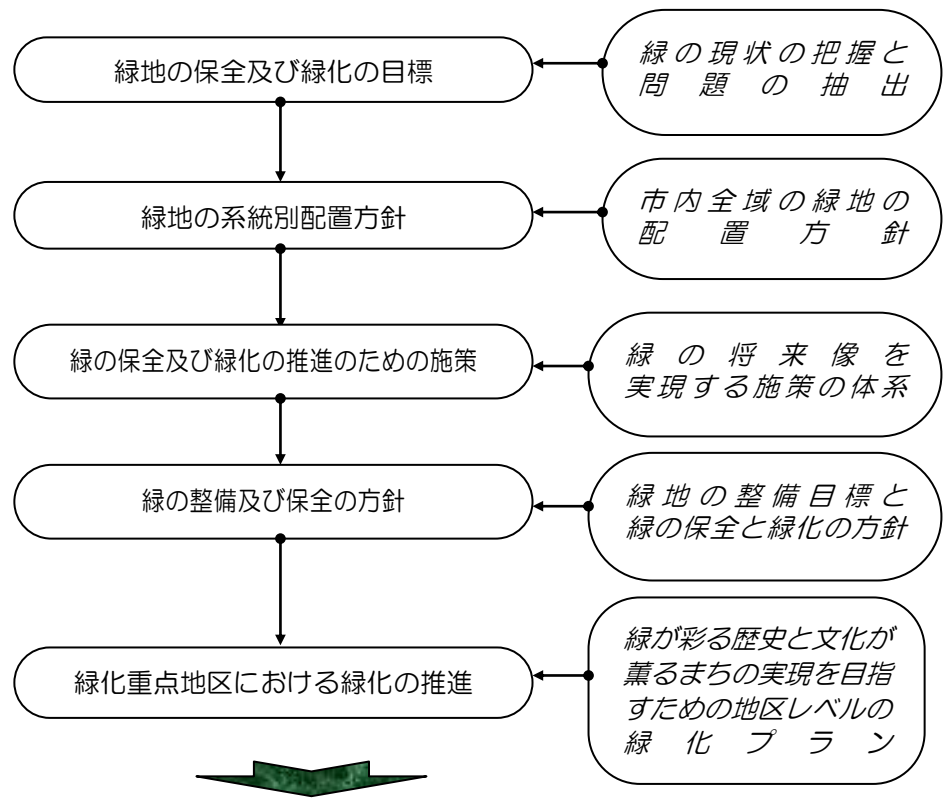
1. 「緑の基本計画」まとめ

この緑の基本計画では、鶴岡市の緑の現状と課題を整理して、目指す緑の将来像と基本方針、系統別緑地の配置方針を示し、その実現に向けての施策の方針、手法・手段を示してきた。また、計画で示す目的の早期達成と、市民参加のまちづくりの観点からも重要な地区を「緑化重点地区」として位置づけ、地区内の緑化施策を示している。

この計画の策定に当たっては、行政内で合意形成を図りながら策定を進めてきたが、今後は順次実施すべき施策を検討し着手することにより、目に見える形で「緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡」の実現を目指していくものとする。

また、この計画は市民に公表することで、鶴岡の緑への関心や認識を高めていくものである。そのため今後は、この計画に基づいて市民協働を積極的に推進して緑の保全や緑化の活動等を展開していく。

鶴岡市「緑の基本計画」



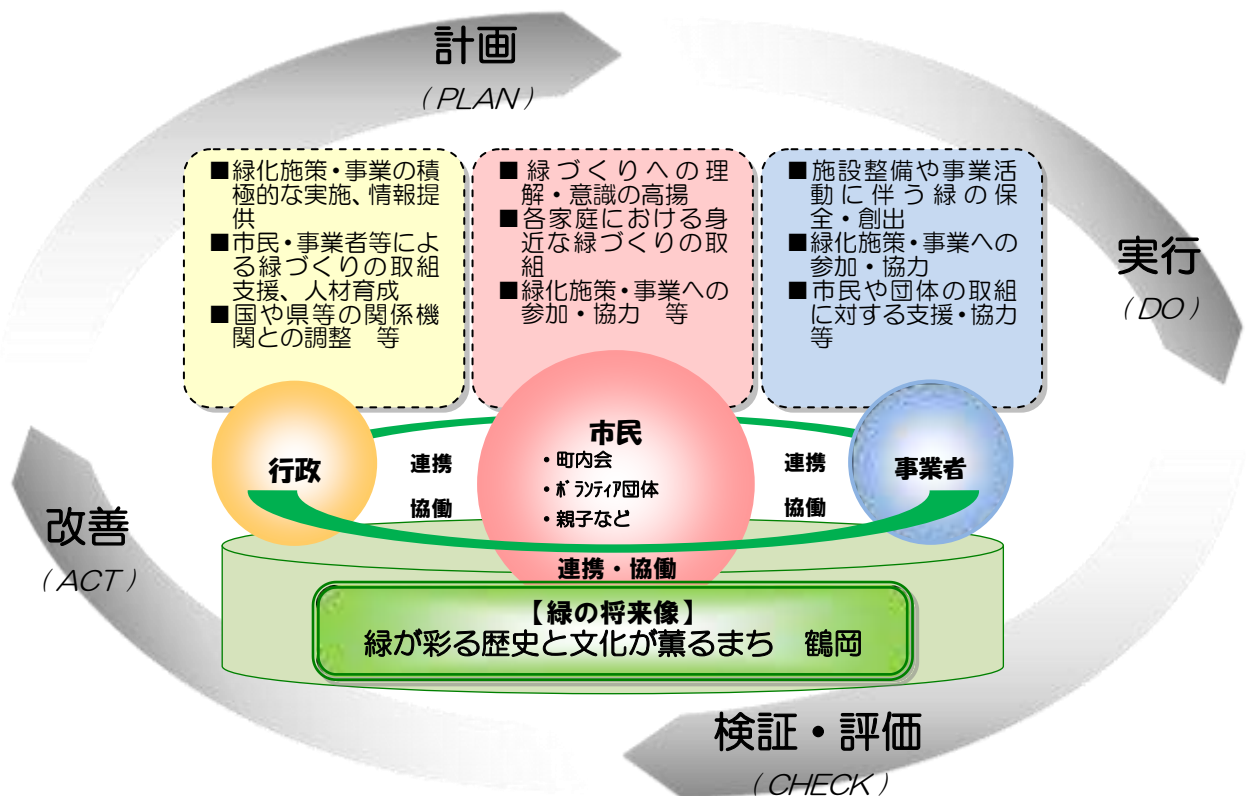
「緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡」の実現

2. 計画実現に向けた推進体制

緑の将来像の実現のためには、行政の取組だけではきめ細かな対応が困難なことから、NPOやボランティアなどの団体を含む市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働によって進めていくことが求められる。そのような市民協働による緑の保全や緑化活動等の展開に向けて、以下のような市民・事業者・行政による推進体制を強化して、計画実現に向けた取組を進める。

また、着実な計画の実現に向けては、このような推進体制の基に、計画(PLAN)・実行(DO)・検証評価(CHECK)・改善(ACT)のいわゆるPDCAサイクルを実行し、計画の進行管理を進める。

■市民・事業者・行政による推進体制



■市民協働による維持管理の取組方策

- 公園内に設置されている遊具等の施設は老朽化が進み、植栽や草の管理等の維持管理と合わせて公園施設の更新については多くの経費が必要となる。将来に向けて各種公園の役割・機能を明確にしながら、設置されている遊具等の計画的更新や集約化を行い、維持管理費の低減や公園施設の長寿命化を図る。
- 公園施設の維持管理は、市の直営のほか、町内会等への委託、一部指定管理者制度を導入している。今後も公園の管理・運営における適正化や市の財政負担の軽減化を図る観点から、住民との協働による維持管理を継続するとともに、指定管理者制度適用の拡大、施設管理や魅力づくりへの民間活力の導入を図る。

.....

資料編

.....

1. 緑の基本計画の策定体制

【 計画の策定体制 】

鶴岡市緑の基本計画改定委員会 鶴岡市都市計画審議会 ・ 鶴岡市景観審議会



鶴岡市緑の基本計画改定幹事会

副市長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、農業委員会事務局長、藤島庁舎支所長、羽黒庁舎支所長、櫛引庁舎支所長、朝日庁舎支所長、温海庁舎支所長、建設部参事、政策企画課長、コミュニティ推進課長、防災安全課長、環境課長、子育て推進課長、農政課長、農山漁村振興課長、商工課長、観光物産課長、土木課長、建築課長、東部建設事務室長、南部建設事務室長、温海建設事務室長、下水道課長、管理課長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ課長、藤島庁舎産業課長、羽黒庁舎産業課長、櫛引庁舎産業課長、朝日庁舎産業課長、温海庁舎産業課長

庁内関係課会議

政策企画課、コミュニティ推進課、防災安全課、環境課、子育て推進課、農政課、農山漁村振興課、商工課、観光物産課、都市計画課（都市計画係）、土木課、建築課、東部建設事務室、南部建設事務室、温海建設事務室、農業委員会事務局、管理課、学校教育課、社会教育課、スポーツ課、下水道課、藤島庁舎産業課、羽黒庁舎産業課、櫛引庁舎産業課、朝日庁舎産業課、温海庁舎産業課

※改定幹事会・関係課会議の役職・課名は平成28年度のもの

事務局

都市計画課公園緑地係

【 「緑の基本計画」 鶴岡市都市計画審議会委員名簿 】

第1号委員 市議会の議員	
鶴岡市議会議員	神尾 幸
鶴岡市議会議員	渋谷 耕一
鶴岡市議会議員	菅原 一浩
鶴岡市議会議員	今野 美奈子
鶴岡市議会議員	加藤 太一
鶴岡市議会議員	富樫 正毅
第2号委員 学識経験者	
鶴岡商工会議所会頭	早坂 剛
山形大学農学部名誉教授	◎ 上木 勝司
山形県建築士会鶴岡田川支部長	斎藤 留吉
山形県宅地建物取引業協会鶴岡地区長	阿部 俊夫
鶴岡市農業委員会会長	三浦 伸一
第3号委員 関係行政機関又は山形県の職員	
国土交通省酒田河川国道事務所長	赤城 尚宏
庄内森林管理署長	松浦 安剛
鶴岡警察署長	奥山 啓
山形県庄内総合支庁建設部長	上野 金重
山形県庄内総合支庁産業経済部長	木村 和浩

委員は、都市計画審議会開催時（平成29年4月14日）の名簿

◎会長

【 「緑の基本計画」 鶴岡市景観審議会委員名簿 】

役職	氏名	分野
早稲田大学理工学術院教授	佐藤 滋	学術機関 アドバイザー
山形大学農学部教授	野堀 嘉裕	学術機関
東北公益文科大学大学院特任教授	高谷 時彦	学術機関
登山家（元鶴岡工業高等学校 校長）	◎ 稲 泉 眞 彦	教育（建築）
（一社）山形県建築士会鶴岡田川支部長	斎藤 留吉	建築
（一社）山形県建築士会鶴岡田川副支部長	秋野 公子	建築
（一社）山形県建設業協会鶴岡支部理事	佐藤 友行	建設
（一社）日本造園建設業協会山形県支部副支部長	土田 一彦	緑化
（公社）日本グラフィックデザイナー協会山形地区幹事	さとう れいこ	広告デザイン
文化財保護審議会委員（鶴岡工業高等学校教諭）	柴田 和彦	文化財
鶴岡商工会議所副会頭	佐藤 友和	経済
山形県庄内総合支庁建設部長	早川 均	行政

委員は、景観審議会開催時（平成29年3月29日）の名簿
◎会長

【 「緑の基本計画」 改定幹事会委員名簿 】

職名	氏名	職名	氏名
副市長	◎山本益生	企画部長	高橋健彦
政策企画課長	永壽祥司	市民部長	佐藤茂巳
コミュニティ推進課長	渡邊健	防災安全課長	増田亨
環境課長	東海林敦	健康福祉部長	相澤康夫
子育て推進課長	國井儀昭	農林水産部長	渡邊雅彦
農政課長	武田壮一	農山漁村振興課長	小笠原健
商工観光部長	小野寺雄次	商工課長	阿部真一
観光物産課長	鶴見美由紀	建設部長	渡会悟
土木課長	佐藤真	建設部参事	佐藤禎夫
建築課長	村上良一	東部建設事務室長	太田実
南部建設事務室長	上野衛	温海建設事務室長	剣持一善
上下水道部長	今野昭博	下水道課長	中村賢
教育部長	小細澤充	管理課長	石塚健
学校教育課長	中野洋	社会教育課長	本間明
スポーツ課長	小杉良則	農業委員会事務局長	小田仁
藤島庁舎支所長	佐藤正規	藤島庁舎産業課長	小林正雄
羽黒庁舎支所長	阿部寛	羽黒庁舎産業課長	伊藤義明
櫛引庁舎支所長	榑原賢一	櫛引庁舎産業課長	宮崎哲
朝日庁舎支所長	佐藤利浩	朝日庁舎産業課長	土田浩和
温海庁舎支所長	石塚みさ	温海庁舎産業課長	百瀬政行

委員は、改定幹事会開催時（平成29年3月16日）の名簿
◎会長

【 「緑の基本計画」 事務局名簿 】

部名	課・係名	役職	氏名
建設部	都市計画課	課長	早坂進
		課長補佐	伊藤廉
	都市計画課公園緑地係	主査	佐藤年幸
		専門員	今野治
		主任	山木貴弘
		主任	伊藤健
		主任	遠田仁

2. 公園・緑地の整備状況

公園・緑地の種類

種類	種別	目的	設置基準	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	街区内居住者の利用 (概ね500m四方)	誘致距離250m 面積0.25ha (本市は面積0.15haを 基準としている)	児童の遊戯、運動の利用、高齢者の運動、憩い等の利用に配慮した遊戯施設、広場、休養施設等
		近隣公園	近隣住区居住者の利用 (概ね1km四方)	誘致距離500m 面積2ha	屋外レクリエーション活動に応じた施設、休養スペース
		地区公園	徒歩圏域内居住者の利用	誘致距離1km 面積4ha	身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設、修景施設
	都市基幹公園	総合公園	都市住民の休養、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合	都市規模に応じたもの 面積10ha~50ha	休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路、シンボルの施設
		運動公園	都市住民の運動での利用	都市規模に応じたもの 面積15ha~75ha	運動施設が全公園面積の25%~50%の範囲で陸上競技場、野球場等の配置並びに修景施設、広場等の設置
特殊公園	風致公園	風致の享受	—	周囲の自然条件を生かした修景施設	
	動植物公園	動物園、植物園等の利用	都市規模に応じたもの	植物公園にあつては、温室、見本園、修景施設等を適正に配置、動物公園においては、動物飼育施設は20%以下	
	歴史公園	文化財等の保護・活用	文化財の立地に応じたもの	文化財等の保護、活用、修景のための施設等	
大規模公園	広域公園	市町村の区域を超えた広域レクリエーション需要の充足	地方生活圏広域 ブロック面積50ha以上	自然的条件に留意した週末型レクリエーション施設	
	レクリエーション都市	大都市等からの広域レクリエーション需要の充足	都市計画公園1,000ha うち都市公園500ha	大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設を配置	
緩衝緑地等	緩衝緑地	公害又は災害の防止	公害災害の状況に応じたもの	公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域を分離、遮断する植栽地	
	都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上	市街地の形態、土地利用に応じたもの 面積0.1ha以上	植栽地を主体に配置	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性、快適性の確保	近隣住区又は近隣住区相互の連絡を目的とする緑地、幅員10m~20m	植栽地及び歩行者路又は自転車路を主体とし、必要に応じベンチ等を設置	
	国営公園	都府県の区域を超える広域的利用又は国家的記念事業	広域的利用を目的とする面積300ha以上		

1. 街区公園等

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	街区公園	東部公園	鶴岡	0.18
2	街区公園	駅前公園	鶴岡	0.14
3	街区公園	南部公園	鶴岡	0.13
4	街区公園	錦町公園	鶴岡	0.25
5	街区公園	鳥居町北公園	鶴岡	0.13
6	街区公園	杉の子公園	鶴岡	0.24
7	街区公園	鳥居町南公園	鶴岡	0.13
8	街区公園	舞台公園	鶴岡	0.32
9	街区公園	みどり町公園	鶴岡	0.15
10	街区公園	ひまわり公園	鶴岡	0.09
11	街区公園	美原町公園	鶴岡	0.16
12	街区公園	天保恵公園	鶴岡	0.15
13	街区公園	大山東公園	鶴岡	0.35
14	街区公園	新形公園	鶴岡	0.10
15	街区公園	新海町公園	鶴岡	0.20
16	街区公園	長者町東公園	鶴岡	0.12
17	街区公園	長者町西公園	鶴岡	0.14
18	街区公園	大宝地公園	鶴岡	0.09
19	街区公園	北田公園	鶴岡	0.18
20	街区公園	船渡公園	鶴岡	0.12
21	街区公園	日の出公園	鶴岡	0.14
22	街区公園	さいわい公園	鶴岡	0.13
23	街区公園	日枝公園	鶴岡	0.15
24	街区公園	西新斎町公園	鶴岡	0.12
25	街区公園	荒田公園	鶴岡	0.07
26	街区公園	茅原公園	鶴岡	0.16
27	街区公園	大西町公園	鶴岡	0.13
28	街区公園	大塚公園	鶴岡	0.25
29	街区公園	大部公園	鶴岡	0.52
30	街区公園	八坂公園	鶴岡	0.12
31	街区公園	城南町公園	鶴岡	0.17
32	街区公園	道形公園	鶴岡	0.20
33	街区公園	砂田公園	鶴岡	0.14
34	街区公園	おおひがし公園	鶴岡	0.11
35	街区公園	伊勢横内公園	鶴岡	0.34
36	街区公園	みずき公園	鶴岡	0.25
37	街区公園	ふれあい公園	鶴岡	0.20
38	街区公園	日和田公園	鶴岡	0.15
39	街区公園	道田公園	鶴岡	0.17

(1) 市街化区域(つづき)

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
40	街区公園	新形北公園	鶴岡	0.16
41	街区公園	とりのす公園	鶴岡	0.18
42	街区公園	日吉町公園	鶴岡	0.15
43	街区公園	やすらぎ公園	鶴岡	0.18
44	街区公園	文園町公園	鶴岡	0.18
45	街区公園	向町公園	鶴岡	0.19
46	街区公園	やつこうや公園	鶴岡	0.19
47	街区公園	なえづ公園	鶴岡	0.17
48	街区公園	ふじわら公園	鶴岡	0.20
49	街区公園	城南西公園	鶴岡	0.19
50	街区公園	新町公園	鶴岡	0.19
51	街区公園	布目東通公園	鶴岡	0.25
52	街区公園	宝町公園	鶴岡	0.26
53	街区公園	笹花公園	藤島	0.19
54	街区公園	駅前児童公園	藤島	0.22
55	街区公園	神楽橋公園	鶴岡	0.09
56	街区公園	箴橋公園	鶴岡	0.04
57	街区公園	睦町公園	鶴岡	0.05
58	街区公園	三光町公園	鶴岡	0.05
59	街区公園	青柳町公園	鶴岡	0.09
60	街区公園	新形東公園	鶴岡	0.06
61	街区公園	おんがわら公園	鶴岡	0.25
62	街区公園	藤島こども広場	藤島	0.47
63	街区公園	藤島町河川公園	藤島	0.16
64	街区公園	村前第一公園	藤島	0.07
65	街区公園	村前第二公園	藤島	0.04
66	緑地公園	稲生ポケットパーク	鶴岡	0.03
67	緑地公園	銀座街角パーク	鶴岡	0.02
68	緑地公園	内川マーケット緑地	鶴岡	0.04
69	緑地公園	栃屋踏切緑地	鶴岡	0.17
70	緑地公園	伊勢原1号緑地	鶴岡	0.45
71	緑地公園	伊勢原2号緑地	鶴岡	
72	緑地公園	伊勢原3号緑地	鶴岡	
73	緑地公園	伊勢原4号緑地	鶴岡	
74	緑地公園	南部1号緑地	鶴岡	0.03
75	緑地公園	南部2号緑地	鶴岡	0.04
76	緑地公園	南部ポケットパーク1号	鶴岡	0.02
77	緑地公園	南部ポケットパーク2号	鶴岡	
78	緑地公園	南部ポケットパーク3号	鶴岡	
79	緑地公園	南部ポケットパーク4号	鶴岡	
80	緑地公園	南部ポケットパーク5号	鶴岡	

(1) 市街化区域（つづき）

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
81	緑地公園	橋詰広場	鶴岡	0.03
82	緑地公園	新内川桜つつみ	鶴岡	0.63
83	緑地公園	切添東公園	鶴岡	0.15
84	緑地公園	東新斎町広場	鶴岡	0.04
85	緑地公園	安良町公園	鶴岡	0.07
86	緑地公園	夢広場花畑緑地	鶴岡	0.23
87	緑地公園	とぼり広場	鶴岡	0.09
88	緑地公園	余慶緑地	鶴岡	0.05
街区公園等（市街化区域）合計 88 箇所				13.25

(2) 市街化調整区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	街区公園	藤島南部児童公園	藤島	0.34
2	街区公園	下山添公園	櫛引	0.42
3	緑地公園	宮田公園	鶴岡	0.10
4	緑地公園	七窪海浜公園	鶴岡	0.21
5	緑地公園	水上緑地	鶴岡	0.21
街区公園等（市街化調整区域）合計 5 箇所				1.28

※1.0ha以上の緑地公園は、緑地に計上

(3) 都市計画区域外

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	緑地公園	あさひ月山湖展望広場	朝日	0.27
2	緑地公園	月山眺望広場	朝日	0.10
街区公園等（都市計画区域外）合計 2 箇所				0.37

2. 近隣公園

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	近隣公園	鶴岡東公園	鶴岡	1.00
2	近隣公園	鶴岡南部公園	鶴岡	1.50
3	近隣公園	鶴岡西部公園	鶴岡	2.00
4	近隣公園	藤島歴史公園	藤島	2.40
5	近隣公園	温海公園	温海	0.40
6	近隣公園	大清水公園	温海	0.03
近隣公園（市街化区域）合計 6箇所				7.33

(2) 市街化調整区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	近隣公園	湯田川公園	鶴岡	2.35
近隣公園（市街化調整区域）合計 1箇所				2.35

3. 総合公園

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	総合公園	鶴岡公園	鶴岡	11.97
総合公園（市街化区域）合計 1箇所				11.97

4. 運動公園

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	運動公園	小真木原公園	鶴岡	22.60
運動公園（市街化区域）合計 1箇所				22.60

5. 特殊公園

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	特殊公園	大山公園	鶴岡	7.35
特殊公園（市街化区域）合計 1箇所				7.35

6. 緑地

(1) 市街化区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	都市計画緑地	中央工業団地緑地	鶴岡	0.22
2	都市計画緑地	虹の広場緑地	鶴岡	0.58
3	都市計画緑地	いこいの広場緑地	鶴岡	0.42
4	都市計画緑地	内川河川緑地	鶴岡	0.24
5	都市計画緑地	北部1号緑地	鶴岡	2.00
6	都市計画緑地	西工業団地緑地	鶴岡	0.51
7	都市計画緑地	空にかける階段緑地	鶴岡	0.20
8	都市計画緑地	日本国公園	鶴岡	0.40
9	緑地公園	藤島芝生広場	藤島	1.84
10	その他	鼠ヶ関夕日の里公園 ※	温海	0.06
11	その他	念珠の森庭園 ※	温海	0.18
緑地（市街化区域）合計 11箇所				6.65

(2) 市街化調整区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	都市計画緑地	赤川河川緑地	鶴岡	40.75
2	都市計画緑地	庄内空港緩衝緑地	鶴岡	6.50
3	都市計画緑地	櫛引赤川河川緑地	櫛引	13.67
4	緑地公園	やすらぎ公園	櫛引	3.70
緑地（市街化調整区域）合計 4箇所				64.62

(3) 都市計画区域外

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	緑地公園	蝦夷館公園	羽黒	3.28
2	緑地公園	くわだいさくら広場	朝日	8.46
3	緑地公園	たしろ多目的広場	朝日	1.34
4	その他	友愛の森広場 ※	朝日	1.34
緑地（都市計画区域外）合計 4箇所				14.42

※鼠ヶ関夕日の里公園、念珠の松庭園、友愛の森広場は、開発事業等で整備されたものであるが、その利用形態から緑地として計上した

7. 農村公園

(1) 市街化調整区域

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	農村公園	下川農村公園	鶴岡	0.15
2	農村公園	上郷農村公園	鶴岡	0.83
3	農村公園	面野山農村公園	鶴岡	0.08
4	農村公園	下小中農村公園	鶴岡	0.19
5	農村公園	山口農村公園	鶴岡	0.22
6	農村公園	菱津農村公園	鶴岡	0.24
7	農村公園	道地農村公園	鶴岡	0.43
8	農村公園	黄金地区南部農村公園	鶴岡	0.39
9	農村公園	七窪緑地公園	鶴岡	0.05
10	農村公園	小淀川農村公園	鶴岡	0.06
11	農村公園	栃屋農村公園	鶴岡	0.07
12	農村公園	矢馳農村公園	鶴岡	0.15
13	農村公園	中柳原農村公園	鶴岡	0.04
14	農村公園	寿農村公園	鶴岡	0.04
15	農村公園	竹の浦農村公園	鶴岡	0.10
16	農村公園	西茨新田農村公園	鶴岡	0.08
17	農村公園	大淀川農村公園	鶴岡	0.18
18	農村公園	高坂農村公園	鶴岡	0.21
19	農村公園	蓮の葉農村公園	鶴岡	0.09
20	農村公園	八沢川せせらぎ公園	鶴岡	0.51
21	農村公園	八色木農村公園	藤島	0.23
22	農村公園	三和農村公園	藤島	0.30
23	農村公園	和名川農村公園	藤島	0.26
24	農村公園	添川農村公園	藤島	0.29
25	農村公園	東堀越農村公園	藤島	0.30
26	農村公園	下蛸井農村公園	藤島	0.08
27	農村公園	中荒俣農村公園	藤島	0.06
28	農村公園	豊栄つつみ親水公園	藤島	0.20
29	農村公園	狩谷野目農村公園	羽黒	0.35
30	農村公園	中島農村公園	羽黒	0.10
31	農村公園	河原農村公園	羽黒	0.09
32	農村公園	松尾農村公園	羽黒	0.25
33	農村公園	松ヶ岡農村公園	羽黒	0.37
34	農村公園	西荒川農村公園	羽黒	0.18
35	農村公園	三ツ橋農村公園	羽黒	0.15
36	農村公園	田代公園	櫛引	0.46
37	農村公園	馬渡公園	櫛引	0.17
38	農村公園	下山添公園	櫛引	0.39
39	農村公園	桂荒俣公園	櫛引	0.12

(1) 市街化調整区域（つづき）

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
40	農村公園	落合公園	朝日	0.04
41	農村公園	朝日熊出運動広場	朝日	0.26
42	農村公園	中野新田児童公園	朝日	0.06
農村公園（市街化調整区域）合計 42 箇所				8.82

(2) 都市計画区域外

	種別	公園名	地域	開設面積 (ha)
1	農村公園	たがわやすらぎ公園	鶴岡	1.01
2	農村公園	関根山村広場	鶴岡	0.34
3	農村公園	月山高原農村公園	羽黒	0.23
4	農村公園	宝谷公園	櫛引	0.24
5	農村公園	荒沢ゲートボール場	朝日	0.11
6	農村公園	大針農村公園	朝日	0.30
7	農村公園	砂川農村公園	朝日	0.20
8	農村公園	戸沢川多目的運動広場	朝日	0.63
9	農村公園	行沢農村公園	朝日	0.10
10	農村公園	本郷地区山村広場	朝日	0.98
11	農村公園	朝日名川運動広場	朝日	0.45
12	農村公園	朝日田麦俣運動広場	朝日	0.47
13	農村公園	下村農村公園	朝日	0.11
14	農村公園	越中山児童公園	朝日	0.08
15	農村公園	戸沢農村公園	温海	0.23
16	農村公園	山五十川山村広場	温海	0.10
17	農村公園	小名部運動広場	温海	0.45
18	農村公園	小国運動広場	温海	0.10
19	農村公園	温海川山村広場	温海	0.19
20	農村公園	関川農村公園	温海	0.25
21	農村公園	山五十川農村公園	温海	0.05
22	農村公園	浜中農村公園	温海	0.46
農村公園（都市計画区域外）合計 22 箇所				7.08

鶴岡市緑の基本計画

(概要版)

鶴岡市 都市計画課

1. 計画改定の背景

■ 緑の基本計画の改定の背景

- (1) 旧鶴岡市の区域を対象とし、平成11年に策定した現行の「鶴岡市緑の基本計画」が、目標年次（平成27年）に達したこと。
- (2) 平成17年10月の市町村合併に伴い、都市計画区域を統合し、鶴岡市全域を対象とした計画が必要なこと。
- (3) 本計画の根拠法となる都市緑地法の一部改正や、鶴岡市都市再興基本計画等の関連計画の策定・改定が行われたことにより、これらに対応した現行計画の見直しが必要なこと。
- (4) 少子高齢化等の公園・緑地を取り巻く環境が大きく変化してきており、社会の変化に対応した長期的な観点での公園・緑地の取り組みが必要なこと。

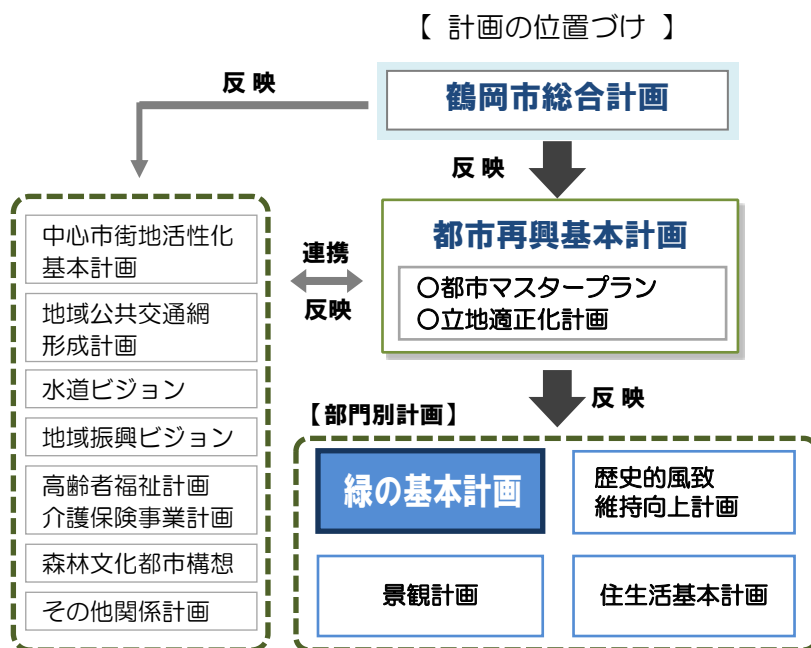
■ 緑の基本計画の策定の目的

- (1) 子育て世代や高齢者に配慮した公園・緑地のあり方、施策の体系を検討し、緑の保全及び緑化の推進施策を示す。
- (2) 各地域の特性を踏まえ、バランスのとれた公園・緑地の配置のあり方、方針を整理する。
- (3) 市街地内に残る歴史的建造物等、良好な緑の保全を図るための制度等の活用の方針を整理する。
- (4) 既存の公園・緑地を有効に活用するため、維持管理等に係る長寿命化の考え・方針を整理する。
- (5) 官民協働による公園等の整備・運営方針を整理する。

2. 計画の位置づけと目標年次

■ 緑の基本計画の位置づけと目標年次

『緑の基本計画』は、「鶴岡市総合計画」に基づき、鶴岡市の都市づくりの指針となる「鶴岡市都市再興基本計画」の実現に向けた部門別計画の一つとして位置づけし、目標年次を概ね10年後の平成38年とします。

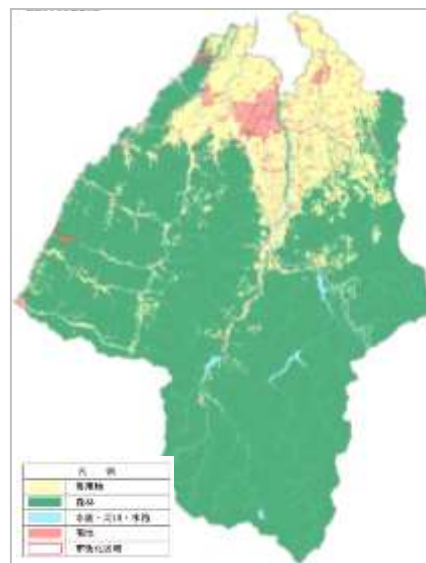


3. 緑の現状

■ 土地利用の状況

平成16年に市街化区域及び市街化調整区域の制度を導入し、適正な範囲に市街化区域を指定したことにより無秩序な市街地の拡大を抑制し、郊外と農山漁村との均衡を保った土地利用となっています。また、市全体面積のうち、森林が約73%を占めていることから、今後も緑の保全と共生に努めていく必要があります。

【土地利用現況図】



【土地利用現況】

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	18,380	14.0
森林	95,778	73.0
原野	4	0.0
水面・河川・水路	3,881	3.0
道路	4,057	3.1
宅地	3,362	2.6
その他	5,691	4.3
合計	131,153	100.0

資料：山形県統計年鑑（平成26年） 資料：鶴岡市国土利用計画参考資料（編集）

■ 都市公園等の現状

本市の都市公園等の開設状況は、住区基幹公園等は市街化区域人口1人当たり2.6㎡/人、都市基幹公園は行政区域人口1人当たり2.6㎡/人と標準的な目標水準を下回っています。これらの公園は人口分布に応じた公園の充実とともに、**公園毎の個性化、個別化を図り、公園の回遊型利用を促す**ことも必要となっています。

【都市公園等の整備状況】（平成28年10月現在）

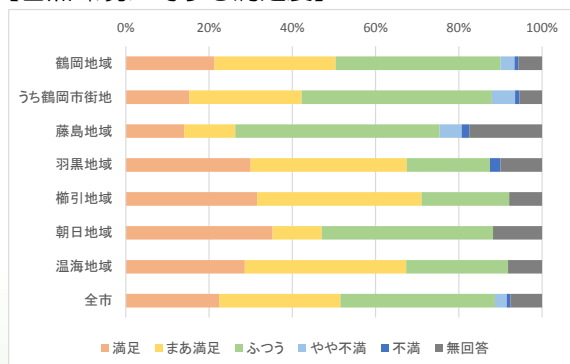
	行政区域		
	箇所数	面積(ha)	㎡/人
街区公園等	95	14.90	1.7
近隣公園	7	9.68	0.9
地区公園	-	-	-
住区基幹公園等 計	102	24.58	2.6
総合公園	1	11.97	0.9
運動公園	1	22.60	1.7
都市基幹公園 計	2	34.57	2.6
基幹公園 計	104	59.15	5.2
特殊公園	1	7.35	0.6
緑地	19	85.69	6.5
その他の公園 計	20	93.04	7.1
農村公園	64	15.90	1.2
都市公園等 合計	124	152.19	12.3

注) 都市公園合計は、農村公園を除いています
 街区公園等は緑地公園を含んでいます(0.25ha以上は除く)
 小真木原公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域内として計上しています
 大山公園は一部市街化区域外にあるが、市街化区域内として計上しています
 住区基幹公園等の1人当たり面積は、市街化区域人口による

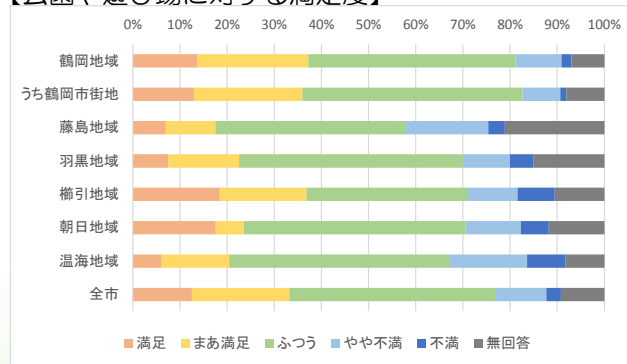
(参考) 市民意見

- ・自然環境に対する満足度は、「満足」と「まあ満足」の合計が約52%、「不満」と「やや不満」の合計が約4%と、自然環境に満足している割合が高い。
- ・公園や遊び場に対する満足度は、「満足」と「まあ満足」の合計が約33%、「不満」と「やや不満」の合計が約14%となっている。

【自然環境に対する満足度】



【公園や遊び場に対する満足度】



4. 緑の将来像

■ 緑の将来像

平成17年10月に合併して誕生した新たな鶴岡市は、平成21年1月に鶴岡市総合計画を策定し、

“人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡”

を目指す都市像として基本構想、基本計画（前期）を定めています。







緑の基本計画では、目指す将来都市像のもと、緑の現状や取り巻く環境、これからの緑のあり方を踏まえ、本市における緑の将来像を次のように定めます。

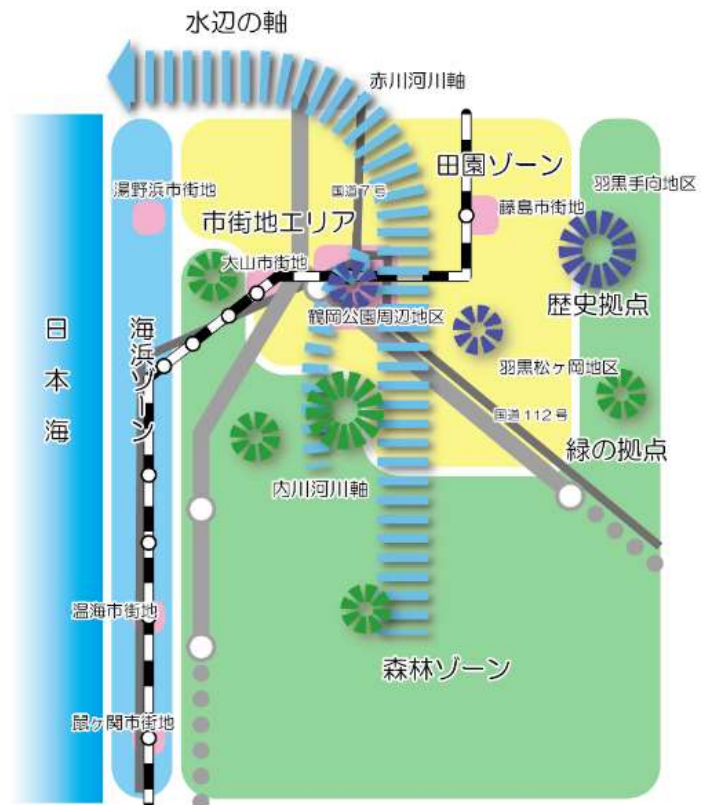
【 緑の将来像 】

緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡

■ 緑の空間構成

緑の将来像ならびに緑の現況・特性を踏まえ、緑の空間構成を次のように設定します。

森林ゾーン 	月山をはじめとする山々が連なる市域の約73%を占める森林地帯で、国立公園や自然公園などに指定され、林業などを生業とし、多様な生態系を守る良好な緑です。
田園ゾーン 	庄内平野の南部に位置する田園地帯であり、良好な農地の広がりの中に集落が散在しています。山々を背景に水田と点在する屋敷林が良好な田園景観を形成しています。
海浜ゾーン 	日本海に面する海岸地帯です。海と磯浜、漁村集落、急峻な山地が織りなす独特の景観を形成しており、庄内海浜県立自然公園に指定されています。
市街地エリア 	鶴岡地区を中心として、大山、湯野浜、藤島、温海、鼠ヶ関に市街化区域が指定され市街地が形成しています。各市街地はそれぞれに独自の歴史・文化と土地利用を形成しています。
水辺の軸 	赤川水系と藤島川水系の各河川が山地部から平野部をとおり日本海に流れています。平野部では、川幅の広い赤川が主軸となった水辺の景観を形成しています。
歴史拠点 緑の拠点 	鶴岡公園周辺地区、松ヶ岡地区、手向地区は歴史的風致を有する歴史拠点、金峯山や月山高原などは良好な森林環境を生かした緑の拠点を形成しています。



【 緑の空間構成 】

5. 緑の施策の体系及び整備目標

■ 施策の体系

緑の将来像『緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡』をもとに、将来像を実現する基本的な方針及び各々の施策の基本方針を次のように定めます。

緑の将来像
『 緑が彩る歴史と文化が薫るまち 鶴岡 』

将来像の実現に向けた5つの基本方針

1. 未来につなぐ鶴岡の豊かな緑の保全
次世代へ緑を引継ぐ施策、生物多様性に関する施策
2. 鶴岡の歴史・文化を継承する緑の保全
本市固有の資源を引き継ぐ施策
3. 定住と健康な生活を支える公園・緑地の保全・整備
基盤施設の充実に関する施策、老朽化対策などの施策
4. 暮らしや街にうるおいをもたらす緑環境の保全・創出
地区計画等の制度を活用した緑化施策
5. 協働とマネジメントによる緑の保全・創出
市民との協働や民間活力の導入などの施策

■公園・緑地の整備目標

《公園・緑地の整備方針》

- 森林文化都市として森林を学び、森林を保全し、森林を活用する緑づくり
- 地域の拠点となる公園での賑わい創出の支援
- 市民の公園・緑地として愛される、市民が担い手となる公園管理の仕組みづくり
- 来訪者が楽しめる市街地緑地を進め、民間主体による緑地空間の創出
- 人口フレームに応じた近隣公園の充実と街区公園の集約化

• 整備目標

街区公園等の身近な公園は、年少人口の規模に応じた遊具等の集約化・個別化を図りながら整備、確保に努めるとともに、優れた自然や景観などを構成する緑地等の保全、活用に努め、行政区域人口1人当たり15㎡/人を確保することを目標とします。

【 緑の整備目標 】

	平成28年10月現在			整備目標（平成38年）	
	面積(ha)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)	市街化区域 (㎡/人)	行政区域 (㎡/人)
公園・緑地合計	152.19		12.3		15

6. 緑化重点地区

■ 緑化重点地区の設定

鶴岡公園とその周辺地区は、城下町の面影を色濃く残しており、内川が流れや歴史・文化資源が数多く点在しています。

また、庄内地域の中心的な商業地であり、本市のシンボルとなっています。

当地区では、本市固有の資源を活用して歴史的風致維持向上に向けた取組が重点的に進められる中、都市のシンボルとしてそれらに合わせて緑の推進施策を展開することが必要かつ効果的です。そのため緑化重点地区については、歴史的風致維持向上計画の重点区域「鶴岡公園とその周辺地区」と同一の範囲とし、さらに、「同区域内に存する内川両岸」（昭和橋～神楽橋区間）を緑化最重点地区として、三の丸景観ガイドラインをもとに生態系の保全と水辺空間の活用や散策路による賑わいづくりを目指す。

【 緑化重点地区の範囲（120ha） 】

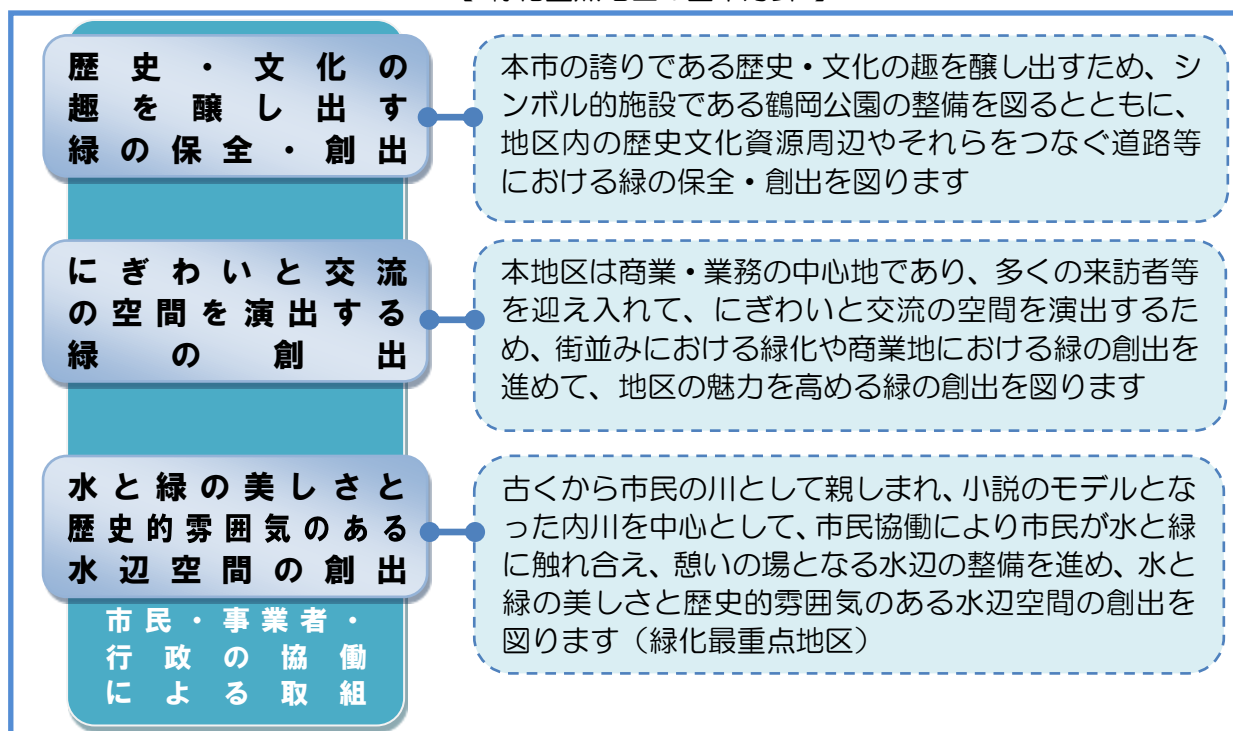


■ 緑化重点地区の基本方針

緑の将来像及び緑の推進方策、地区の現状・課題を踏まえて、緑化重点地区の基本方針を次のように設定します。

特に、最重点地区である内川ゾーンについては、三の丸景観ガイドラインにもとづき、山当て景観軸として周辺環境と調和し、ハグロトンボやイバラトミヨが棲める水質を確保し、桜並木を眺めながら散策できる水辺空間を創出します。

【 緑化重点地区の基本方針 】

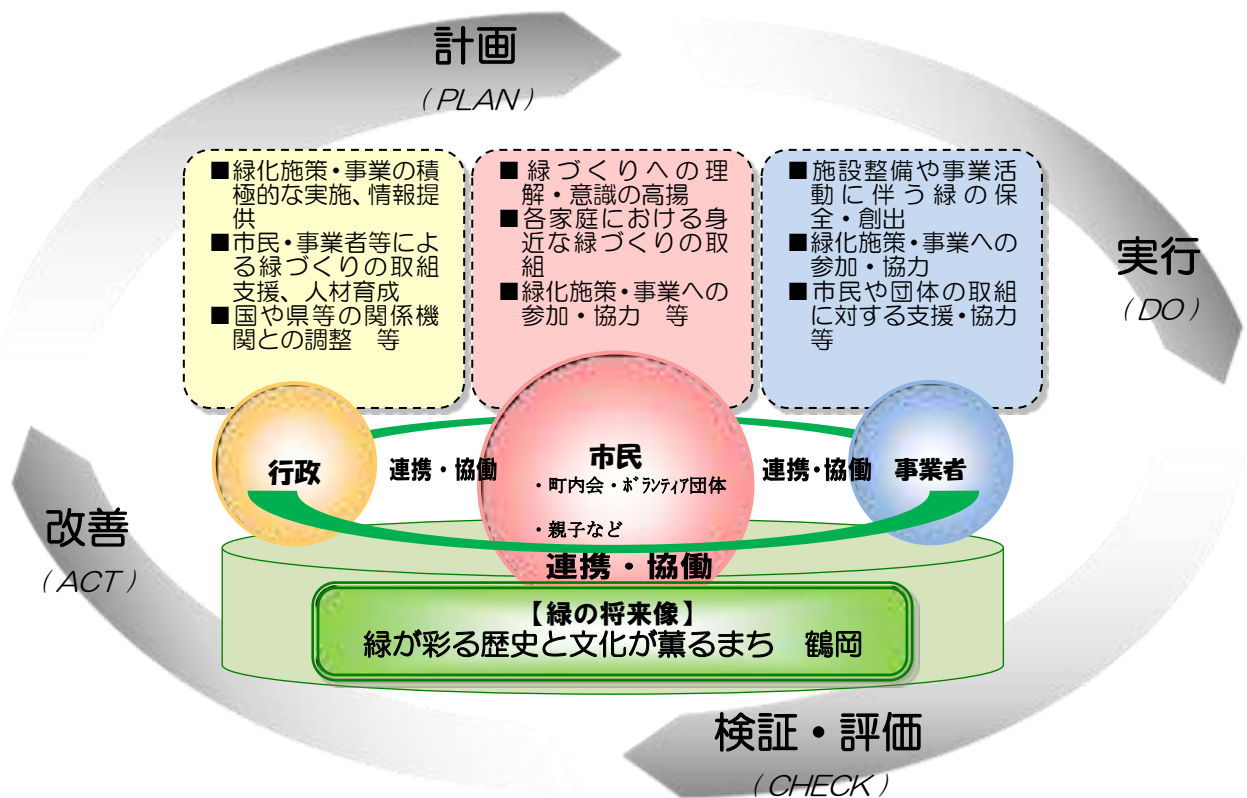


7. 計画実現に向けた推進体制

緑の将来像の実現のためには、行政の取組だけではきめ細かな対応が困難なことから、NPOやボランティアなどの団体を含む市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、**連携・協働**によって進めていくことが求められます。そのような市民協働による緑の保全や緑化活動等の展開に向けて、以下のような市民・事業者・行政による推進体制を強化して、計画実現に向けた取組を進めます。

また、着実な計画の実現に向けては、このような推進体制の基に、計画(PLAN)・実行(DO)・検証評価(CHECK)・改善(ACT)のいわゆる**PDCAサイクル**を実行し、**計画の進行管理**を進めます。

■市民・事業者・行政による推進体制



■市民協働による維持管理の取組方策

- 公園内に設置されている遊具等の施設は老朽化が進み、植栽や草の管理等の維持管理と合わせて公園施設の更新については多くの経費が必要となります。将来に向けて各種公園の役割・機能を明確にしながら、設置されている遊具等の計画的更新や集約化を行い、維持管理費の低減や公園施設の長寿命化を図ります。
- 公園施設の維持管理は、市の直営のほか、町内会等への委託、一部指定管理者制度を導入しています。今後も公園の管理・運営における適正化や市の財政負担の軽減化を図る観点から、住民との協働による維持管理を継続するとともに、指定管理者制度適用の拡大、施設管理や魅力づくりへの民間活力の導入を図ります。

鶴岡市緑の基本計画改定スケジュール

2月13日 緑の基本計画改定に係る関係課会議

3月16日 緑の基本計画改定幹事会
※関連部課長会議

3月29日 景観審議会（意見聴取）

4月14日 都市計画審議会（意見聴取）

4月14日～ パブリックコメント（意見公募）
公募期限 4月28日

4月26日 審議会 ・ 産業建設常任委員会

4月28日 地域説明会
鶴岡市保健福祉センター
（栄養指導研修室）
1回目 14：00～
2回目 18：00～

5月中旬 公表